

第百三十四回 参議院宗教法人等に関する特別委員会会議録第三号

平成七年十一月二十七日(月曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十一月二十四日

辞任

補欠選任

十一月二十七日

辞任

補欠選任

風間 昶君
横尾 和伸君
菅野 久光君

白浜 一良君
猪熊 重二君
前川 忠夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

佐々木 満君

委員

尾辻 秀久君
関根 則之君
松浦 功君
白浜 一良君
平井 卓志君
河上 貞雄君
有働 正治君
上杉 光弘君
岡部 三郎君
鎌田 要人君
久世 公麿君
倉田 寛之君
小山 年雄君
下福葉耕吉君
中島 眞人君
橋崎 泰昌君
服部三男雄君
保坂 三蔵君

国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 宮澤 弘君
外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 島村 宜伸君
厚生大臣 森井 忠良君
農林水産大臣 野呂田芳成君
運輸大臣 平沼 赳夫君
郵政大臣 井上 一成君
労働大臣 青木 新次君
建設大臣 森 喜朗君
自治大臣 深谷 隆男君
国務大臣(国家公安委員長) 野坂 浩賢君
国務大臣(内閣官房長官)

政府委員

内閣官房内閣内政審議室長 藤井 威君
内閣官房内閣内政審議室長 大出 峻郎君
内閣法制局長官 秋山 牧君
警察庁生活安全局長 中田 恒夫君
警察庁刑事局長 野田 健君
警察庁警備局長 杉田 和博君
警察庁警務局長 藤島 正之君
防衛庁警務局長 荒井 寿光君
防衛庁施設局長 田中 幹雄君
防衛庁施設局長 河出 英治君
経済企画庁調査局長 澤田五十六君
経済企画庁調査局長 濱崎 恭生君
法務省民事局長 則定 衛君
法務省刑事局長

事務局長
常任委員会専門員
青柳 徹君
本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○宗教法人法の一部を改正する法律案内閣提出

衆議院送付)

○委員長(佐々木満君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を開会いたします。

○平井卓志君 委員長不信任の動議を提出いたします。

○委員長(佐々木満君) ただいま平井君(外一名)から、賛成者と連署の上、文書により委員長不信任の動議が提出されました。よって、委員長はこの席を譲って、理事松浦君に会議を主宰していただきます。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

○理事(松浦功君) 宗教法人等に関する特別委員長佐々木満君不信任の動議を議題といたします。

まず、提出者から本動議の趣旨説明をお願いいたします。白浜君。

○白浜一良君 宗教法人等に関する特別委員長佐々木満君は、中立公平であるべき委員長の職責に反し、委員会の運営について、理事会等における十分な合意形成も図らずに、一方的に十一月二十二日の委員会の開催を決めたのみならず、さらに欠席を承知で委員会を開会し、法案の趣旨説明聴取を強行した。

我々は、宗教法人法改正案の重要性にかんがみ、その審議日程の協議を慎重に行い、合意した日程に従って審議に臨むことを宣言しているものである。しかるに委員長佐々木満君は、我々の意見を聞かず、数を頼りに総括審議その他を強行しようとしている。これは、少数意見を尊重する議会制民主主義を破壊する暴挙であり、断固として許すことはできない。

このような委員会運営を行う委員長佐々木満君は、本国会の重要法案を審議する宗教法人等に関する特別委員長としてその職責を遂行するには不適当であると判断する。

これが、本動議を提出する理由である。

以上でございます。

別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

宗教法人等に関する特別委員長佐々木満君不信任の動議に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○理事(松浦功君) 起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。

委員長の復席をお願いいたします。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

○委員長(佐々木満君) 委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日、薬科蒲治君が委員を辞任され、その補欠として湖上貞雄君が選任されました。

また、本日、風間昶君及び横尾和伸君が委員を辞任され、その補欠として白浜一良君及び猪熊重二君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

山下栄一君及び峰崎直樹君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に白浜一良君及び湖上貞雄君を指名いたします。

○委員長(佐々木満君) 宗教法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては前回既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○関根則之君 自由民主党の関根則之でございます。党を代表いたしまして質問を申し上げます。

最初にお断りを申し上げておきたいと思いますが、けれども、この宗教法人法の改正問題に関しましては国民から大変関心を寄せられております。そういう幅広い国民の関心を背景にして、私は総理以下各大臣に御質問を申し上げたいと思っておりますので、法律の改正の問題です。なかなか難しい言葉も出てくると思いますけれども、できるだけわかりやすい言葉を使っていきたい。私にわからせるんじゃないかと、私の背後にいるそれこそ数千万の国民の皆様におわかりいただけるように、率直に本当の真意をお話したきたいといううことをお願い申し上げます。

それから次に、やはりそれだけの国民的関心を持つて法律の改正の問題でございますから、慎重に十分論点を尽くして審議をしなければいけない。それをきちんとやりませんと、参議院に對しまして国民の皆様から寄せられている期待にこたえることができないんじゃないかと私も思っています。

実は、衆議院の方では総括が三日、一般が三日ですが、合わせて六日おやりいただきました。一つの法案に対する審議時間としては相当長時間を費やしているんじゃないかと思えます。三十時間ちよつと超えていると思えます。しかし、問題は、衆議院では参考人からの意見の聞き取り並びに公聴会、これをやっておりません。

これはやっぱりこれだけ重大な法案の審議ということになれば、当然我々が政府と議員の間で議論を交わすだけじゃなくて、外部の方といひますか一般の皆さんからも、学識経験者、経験のある人あるいは現場で宗教活動をなさっていらっしゃる方、導く側の人もあるでしょうし導かれる側の人もいろいろけれども、そういう広範な国民

の各層の皆様からの意見も聞いていかなければいけないだろうと思っております。

だから、委員長、参考人の意見聴取、それから公聴会につきましては、中央でやるだけではなくて地方へも出ていってぜひ公聴会をやりたい。この前の政治改革特別委員会におきまして政治改革法案を今から二年前に審議をいたしましたけれども、そのときもきちんとそういう公聴会を、地方で三カ所だったと思いますが、やっておるわけです。少なくともあの程度の公聴会並びに参考人、これをぜひやっていただきたいと思いたすが、委員長、いかがお取り計らいいただけますか。委員長からちよつとお願いします。

○委員長(佐々木満君) 本件につきましては、後刻理事会で協議をいたします。

○関根則之君 私は、きょうは宗教団体と政治のかかわり、宗教と政治の関係はどうあらねばならないかという問題につきまして重点を置いて質問をしたいと思っております。

我が国の宗教団体の中で単立巨大宗教団体が最近大変政治活動を活発におやりになっております。七月の参議院の選挙におきましてもあちこちで全国的に選挙活動を展開されたと聞いておりますし、この間の佐賀の参議院の補選におきましても大変な動員がなされておるということを聞いております。

ちよつとパネル。(写真掲示) この問題につきまして、ちよつと総理に考え方を聞き取りたいと思っております。

これは唐津の池田文化会館の今月十七日の十二時の写真です。閑散としていますね。自動車もだれもない。それが、夕方の九時四十八分の写真ですけれども、会館の前にこれだけ大勢の自動車、自動車がそろっている。これ全部自動車ですね。テレビの方にもごらんいただきたいんですが、これだけの自動車が一びつり入っているんです。別のパネルもございましてけれども、このナンバーのほとんど大部分は佐賀県のパネルじゃないんですよ。これはちよつと個人の秘密の

問題もありますから隠してあるんですよ、わざわざ。しかし、よその県のナンバーの車が全部入ってきているんです。

それから、人の出入りですけれども、これは時間別にあるんですけれども、夜の十時、二十二時九分の写真ですが、こんなに大勢の方々が盛んに出入りしているわけです。(写真掲示) その方々は、多分分中はどこかへおいでになっているような活動をなさっているんだと思いますが、これは選挙中の写真ですけれども、そういう活動をなさっているらしいわけですね。

後ほどいろいろと詳しい話を申し上げますけれども、宗教団体というのはある程度の政治活動というものは当然許されてしかるべきだと思っております。しかし、そこにはおのずから限度があります。どの程度のところまでそれが許されるのか、その辺の問題について私は非常に関心を持っております。そういう問題点をきちんと議論するために、今申し上げたこういう活動をなさっている宗教団体の代表者なり、実際にその宗教団体を動かしている力のある実力者と申しますか、そういう方に、きちんとここへ来て、そういう問題についてどういうお考え方で実際どうおやりになっているのか、その辺のところをどうしても直接お聞きしたい、教えていただきたい、そう思っております。

それから、ちよつと外務大臣にお尋ねいたしますけれども、実は一九八八年の一月六日付で、八八年です。昭和六十二年です。創価学会の事務総長原田隆さん、この方から当時の外務省官房長の小和田恒さんあてに、「本年一月末より二月中旬にかけて、創価学会インタナショナル(SGI)会長・池田大作(創価学会名誉会長)一行が教育・文化交流のため、香港並びにアセアン三ヶ国(タイ・マレーシア・シンガポール)を約二週間にわたり、下記の日程で訪問する予定です。何卒宜しくお願い申し上げます。」ということ、メンバーは、池田大作創価学会インタナショナル会長・創価学会名誉会長、池田かね夫

人、池田博正同子息、創価学会副青年部長。これは、何か奥さんと家族ぐるみで訪問をするから、外務省の官房長よろしく頼むと言っているんですね。

これに対してどう対応なさったか。まだいるんですよ、ほかに。原田さんという方、鈴木さん、長谷川さん、高沢さん。全部で七人。一行七人が、一月二十七日、秋谷栄之助SGI理事長も同行しますと、こう書いてございますから総勢八人になったんですか、そういうことでスケジュールは一月二十八日、大阪から香港へ行きましてずっと回りまして、成田着が二月十四日ということですから二週間以上及ぶ旅行だと思えますけれども、これに対して、通常の言葉でいわば便宜供与の依頼だと思ふんですけれども、どんな便宜をお与えになったのか、ちよつとその対応ぶりについてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(池田雄君) お答えを申し上げます。外務省で通常行っておりますいわゆる便宜供与につきましましては、文書の規定上約五年間の保存ということになっておりますが、先ほど御指摘されました文書あるいはその便宜供与の内容につきましては、私も調査をいたしました。文書規定がそうになっておりますので、記録が残っていないということを確認ができないわけでございます。

○閣根則之君 私は何も文書を読んできれと言ったんじゃないんで、そのときの対応の概略でいいですから、そもそもこの文書に対して実質的に、例えば駅に出迎えに行つたのか、旅館の手配をしたのか、あるいは車を提供して空港から旅館まで送り迎えと申しますか、そういう便宜をしたのか、あるいは外交先の現地の、これは文化、教育ということが目的としていますから、そういうことがあったのかどうかで結構ですから説明をしてください。

○国務大臣(河野洋平君) 官房長からお答えいたしましたとおり、何分古いものでございますから正確にはお答えができませんが、一般的なことを申し上げれば、外務省の出先機関は交通公社でもなければそうしたことをすることが本来の仕事ではないと思います。旅館の手配をするとか送り迎えのためにそうした人員が配置してあるわけではないということだけは申し上げていいと思ひます。

○閣根則之君 そうすると、この旅行に関して、外務省の在外公館の車を使つてもらつたとか、それから旅館の手配のあつたとか、そういうことは一切ないというふうにお答えをいただいたということでございますか。

○国務大臣(河野洋平君) 今申し上げましたように、古いものでございますから、御指摘の問題についてお答えを申し上げます。御指摘の問題についてはお答えを申し上げます。御指摘の問題についてはお答えを申し上げます。

○閣根則之君 一般的にはそのために置いてあるんではないということだけれども、そのために置いてあるわけではないけれども実際やっている場合があるんです。外務省は、我々もお世話になることはあるんです。しかし、これは大体公務ですから一向に差し支えないと思ひます。

そういう本来の在外公館の設置目的はそうではないということをお答えになったにすぎないもので、そういう目的ではあるけれども、実際にこの池田大作さん御一行がおいでになったときにどうであったかということとはわからない、こういうことです。それで、ぜひそういうことも実は私ははっきりと説明する必要があると思ふんです。実際どうだったかというのは行っている人はわかつているんですから。

そういう意味で、実は重大なのは、憲法二十条第三項、よく出てきますけれども、これは国の方からの宗教的活動をしてはならないという規定。その裏腹の問題として、憲法八十九条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」、「これを支出し、又はその利用に供してはならない」、こういう条文があります。

そういうことから、在外公館の財産、お金を出したということはないけれども、財産なり自動車という動産が使われたということになります。これは直接憲法問題にもかかわるんですよ。政教分離という物の考え方のもとに、公金は宗教団体のために使っちゃいけない、公の財産を使つてもだめよということがきちっと書いてある、我々の憲法に。その憲法にも抵触する可能性があるのでございますので、ぜひこの辺を解明したいと思ひますので、先ほど申し上げたこれらの方々を含めて参考人としてここでお話を伺いたい、そう思っておりますので、委員長さん、そこまで参考人をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長(佐々木満君) 後刻、理事会で協議をいたします。

○閣根則之君 十分ひとつ御協議をいただいて、疑問が解明をされますようにお取り計らいをお願い申し上げます。

それでは、やつとこれでお話の中へ入れます。最初に、総理に伺ひを申し上げますけれども、今回、宗教法人法が改正をなされるということですが、そもそもこの改正の目的は何でございますか。

○国務大臣(村山富市君) もう御説明までもないと思ひますけれども、宗教法人法というのは宗教団体の活動を監督したりあるいは取り締まりをするという前提に立つてつくられた法律ではないわけですから、そうではなくて、宗教団体が法人格を与えられることによって自由で自主的な宗教活動ができるように物的基礎を与えていくという意味でこの宗教法人法というのは制定されたものであると私は認識をいたしております。

正に適用できるようになっているかどうかという観点からしますといういろいろな問題があるのではないかと指摘をされて、国民の多くの方々からも、先ほど御意見もございましたように、宗教法人法の改正をやるべきである、こういう世論調査の結果も相当反映されておる状況にございます。

特に今回問題になりましたのは、認証する所轄官庁の存在について、例えば東京都の範囲内で活動している部分について東京都が認証するということはあり得るにしても、山梨県であったり熊本県であったり全国各県、どうかすると外国まで手を伸ばして活動するような宗教団体の活動に対して東京都という都道府県だけで管轄するというのはやっぱり無理があるのではないかとというようなことが具体的に例示として挙げられてきておる。

こういうことから考えてみますと、これはやっぱり宗教法人法の見直し、改正をやつて、そして少なくとも全国的に展開されているような宗教団体については文部省なら文部省が所管をしていくということが、各所轄庁が責任を持って対応できるように体制にするためにはその程度の改正は行わなければならない、これは一つの例ですけれども、そういうことも指摘をされております。

具体的にいろいろな事例を考えてみて、今の宗教団体が自主的に自由に活動できるように物的保障をしていくということのためにどういう改正が必要なのか、あるいは所轄庁が責任を持って対応できるように体制にするためには何を改正する必要があるのかというように検討した結論として、最小限の程度の改正は必要ではないか、こういう結論に達して今回の改正案を提出している次第でありますから、何分御理解をいただきたいと思ひます。

○関根則之君 私は、村山総理、国会でいろいろお話を伺つておりました、日本の近代の政治史上でまれに見る能弁な政治家ではないかと本当に敬意を表しているんです、敬服しているんです。今

の御答弁も本当に非常に滑らかにおっしゃるんですね。ところが、これを一般の人が聞いていて意味がわからないんじゃないか、何を言っているのか余りよくわからないんじゃないかと私は思うんです。どうしてそういうものともらしい、役人がずっと準備をして書いたそういう原稿を中心にしてお話をなさるのか。二十六年に制定されて、これは昭和七十年ですからもう四十四年たっている、だからその間には状況も変わり、交通の便もよくなつて外国へまで出ていっている、だから改正するんですと言ふんです。ところが、一般の国民にそんなことを言つたつてわからないですよ。

今回の法律改正はオウムがあつたからじゃないですか。オウムというあれだけのとんでもない事件が発生して、非常に漫画チックな面もありますけれども、東京ではサリンで五千五百人の方が亡くなつたりけがをした。百人を超えるような消防士が中へ入つて実際に戦つておられるんですよ。私のかつての部下だった消防士が中へ入つていって、知らされていなかったから何が起つていっているかわからない、しかし救命救急をやらなければいけないということ、狭い穴から中へ入つていったんです。そのために、気がついてみたら大変な人数の消防士が吸い込みまして、けがして、後遺症のある人もいっぱいいるんですよ。それだけの事件を起こしている。

そういうものに対して、本当に今の法律が的確に対応できるのか。それを二度と起こさないためにどう法律制度はあらねばならないか。仮にそういう不心得な人たちが何かやろうとして、この次に起こつてきたときにはいち早く発見をして、大きくならぬうちにちゃんと手が打てる、そのために必要な法律改正をやるんです、今お願いをしているんです、どうしてそういうことが言えないんですか。そういうことをはっきりと言ふことによって国民は納得すると思うんですよ。四十年たつていますなんて、そんなこと言うことないんじゃないんですか。それは確かにありますよ。

すよ。法律ができてから四十年たてばいろいろな条件が変わってくるからいろんな面があるでしょうけれども、直接的には再発防止ですよ。もし起つたときの早期発見、それをするために今回の法律改正をやるうとしていられるんですよ、そういうことが言えませんか。

○国務大臣(村山富市君) 今お話がございましたように、オウム事件というものが宗教法人という宗教団体の活動に対して、あるいは法の適用に対して国民の皆さんが関心を持つてきたことは間違いない事実だと思ひます。ですから、宗教法人法の改正というものがオウム事件がきっかけになつたということ私は言えると思ひます。

現に、東京都が所管をして認証している宗教団体が山梨県や熊本県で活動しておるといふような場合に、東京都の権限外のことになりますから、したがつてなかなか指導もできない質問もできないし、実態を把握することもできないというようなことがはつきりすれば、その実態を把握するために東京都ではやっぱり無理があるんだではないか、だからこういうものについては文部省に所管を移した方がいいと、こういう意見があるのは私は当然だと思ひます。

したがつて、オウム事件がきっかけになつたことは間違いない。そして、国民の関心が高まつて、宗教法人が、宗教団体が活動しているその法の適用というのはどうなつていのかというようなことについていろんな意見が出てきた。そういう意見を背景にして検討してみれば、なるほどやっぱり無理があるなということ、今回の改正案が提案されておるといふことについては、それは率直に私は申し上げることができると思ひます。

○関根則之君 大分率直になつてまいりましたので、もうちょっとだという感じがいたしません。私は、そういう信教の自由を侵してはいけない、なんというの、それはもう当たり前の話ですよ。我々はそんなことを一つも考えていないし、

多分文部大臣もそんなことは考えていらつしやらないと思う。(発言する者あり) しかし、そういうふうなサリンの事件が起つてオウムの問題が発生した、それが二度と起つてはいけないよという説明をすると、すぐ後ろでちょよちょよ言っているように、信教の自由を害するんじゃないかと、そういう話が出てくるから、やや過敏になつて、役人の皆さんは、そういうふうにとられるような説明をしないとどうも悪い、だからストレートな説明をしないで、時間がたつたから、外国への交流がふえたから、あるいは東京都だけじゃなくなつて全国的になり、諸外国へも行つていけると、そういう説明をなされると思ひます。

やっぱり今政治が国民から割かし見放されていると言つちゃ失礼、まあそこまではいいいていないと思ひますけれども、政治に対する関心が薄くなつていっていることが言われていますね。それは国民から見えていくわけにくくて、何をやっていのかよくわからないからなんです。そんな配慮も必要ですよ、行政をやつていくんですから、大きな権限を持つていらつしやるんですから、いろんな配慮は必要だけれども、しかし国民にもつとわかりやすいようなストレートな物の言い方、これはこういうものを考えて、二度とサリン事件のようなものが起らないように、第六サティアンだとか第七サティアンだとか、あんなとんでもないもの、千丁もの銃器をつくつて、こんなことが起こらないように、起こつたときには早くわかるように、そういうことを頭に置いて、それが国民に対する我々の責任だと、そう思つたからこの法律を出しました、そう言つてもいいいんですが、これ以上時間も何ですかから話めません。

私は、今度の、総理は必要最小限度、必要最小限度と言ひすけれども、必要最小限度じゃだめなんです。やっぱり信教の自由を侵さない、その限りにおいてはこれは必要最小限度でなければならぬと思ひます。この機会に乗じてどんと

ん要りもしない規定まで直していつて宗教団体の宗教活動に手をつた込んでいく、こんなことをしたらとんでもないことです。

その意味では必要最小限度かもしれないけれども、再発防止とか早期発見とか、とんでもないことが起こったときに、そういうときには、今の宗教の自由を侵さないという枠内で可能な最大限の手は打ちました、時間的にもそんなない、そういう中でいろいろな意見も聞いて我々にできる最大の手は打ちました、そういうことが言えなければ、最小限度の対応策だけやっていたんじや国民の皆様は、国会は何をしてるんだ、政府は何をしてるんだと、すぐそういうことに結びついてくるんじやありませんか。文部大臣、どう思いますか。

○国務大臣(島村宜伸君) まことに仰せのとおりだと思います。

問題は、今回の宗教法人法の改正はオウム事件を契機としていることは御高承のとおりであります。ただ、宗教法人法はもとと性善説に立って設けられているわけでございまして、我々はあくまでこの姿勢を貫いていきたい、こう考えているところでありまして。

しかしながら、現在、宗教法人法七十九条において収益事業の停止命令、八十条は認証の取り消し、八十一条で解散命令の請求等厳しい規定を置いておりますものの、宗教法人を一たん認証いたしますと、あとは備えつけの書類その他がございしますけれども、閲覧権等は全く認められておらない。どういふ活動をなさっているかという把握をする方法も認められていない。そういうことの中の盲点を突いてオウム真理教の事件が起こったと、こういうふうな考えております。

今時点、約十八万四千の宗教法人があります、その実態にもいろいろ問題のあるところがないわけではないので、こういうことについて所轄庁としてのその責任を果たしたいという最小限の改正と受けとめております。

○閣僚則之君 次に移りたいと思いますが、文部

大臣、宗教法人法というのは何を扱っている法律でございますか。

私は、宗教法人法の改正というところに信教の自由を侵すんじゃないかとそういうことを聞きましますけれども、そもそもこの法律というのは信仰の内容だとか教えだとか、そういう心の中の問題まで踏み込んだ法律じゃないんじゃないか、そんな感じがするんですよ。

例えば、まず目的のところ、第一条一項に「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。」と書いてあるんですね。宗教団体だつて非常に高次の精神作用を扱っているんですよ、宗教活動というのはそうだと思いますよ。

しかし、宗教団体でも一つの経済主体として、一般社会経済の中でのいろいろな物の売り買いから始めて、必要なものは買ってこなければいけませんから、また時にはお金を貸したり借りたりすることもあるでしょう。そういう法律関係をどうしても一般社会と結ぶものですから、そのときには法人格というものが必要だし、そういう法人格を与えることによって事業とか業務とかをやりますくするためにある法律ですよ、心の中の問題を扱う法律じゃありませんよという趣旨だと思ふんですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) この点は先ほど総理も申されたとおりでございますが、宗教法人法の目的とするところは、宗教団体に法人格を与えて、宗教法人が自由でかつ実質的な活動をするための物的基礎を確保するところにあるわけでありまして。

問題は、宗教法人はいわば宗教的事項とそれから法人としての管理運営に関する事項の二面の機能をあわせ持っているわけですが、宗教法人法は、憲法の信教の自由あるいは政教分離の原則から、宗教法人の宗教的事項についてはなく、法人としての管理運営に関する事項につい

て規定しているものである、こう考えております。

○閣僚則之君 まさに私もそのとおり理解させていただきます。

およそこの宗教法人法というのは、あの宗教の考え方がいとか、この宗教の教えがすばらしいとか、あるいはちよつとおかしいとか、そんなことを判断する法律ではないんだ。宗教団体が経済活動なり、いわゆる世俗的な面でのいろいろな活動をする。そのときに法人格というのがないというのやりにくい。だから法人格を与えるんですよ。そういうことになってるんだと思ふんですよ。

十八条第六項というのがありますね。これちよつとわかりにくい法律なんです、この意味はどういう趣旨の規定でありますか、大臣。

○政府委員(小野元之君) 法律の条文でございまして、私の方から答弁させていただきますかと思ふます。

十八条六項でございしますけれども、「代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。」という規定でございします。この趣旨は、先ほど来お話しございしますように、宗教法人は宗教法人の世俗的部分の管理運営に関する事項について主として規定を置いてるわけでございまして、この十八条六項も、代表役員とか責任役員という方がいらつしやるわけでございしますけれども、そういうった管理運営に関する事務のトップにいらつしやる方の権限といったものは宗教上の機能、宗教の中身等には及ばないということをはっきり示している規定だということに理解しております。

○閣僚則之君 そういう規定であるとすれば、この規定に宗教法人の性格といいますが、そういうものが非常に私は端的にあらわれているんだと思ふんですよ。この法律では宗教法人に法人格を与えるためにいろいろな規定があります。規則はこういうものを書きなさいとか代表役員を定めなさい

い、責任役員を定めなさいと書いてある。しかし、そこで宗教団体を代表する代表役員、責任を持つ責任役員というのが定められますが、それらは「宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。」と書いてあるんですよ。

普通、民間会社で代表取締役社長さんというのが定まれば、まさにその社長さんはその事業を代表するでしょう。業務の運営、取り仕切り全部をやるわけですよ、社長さんというのは。ところが、宗教団体の場合にはそうじゃないんですね。ただ単に経済的な取引の主体、そういうものとして代表役員なり責任役員というものが仕事をなささい、事務を行いなさいと、こう書いてあるんですね。

宗教上の機能、すなわち教えの中身、信仰の中身、そういうものはその団体で、会長さんという人でもいいでしょう、いろんな名前がつくでしょうね。法主さんという名前のあるところもあると思います。いろいろな名前がおりますけれども、そういう方々が適宜、適宜と言つては失礼、別にふまじな意味じゃないですよ、自分のところで定めたやり方できちんとおやりください、法律が扱っているのは少なくともそういう心に直接触れ合う話ではありませんよ、経済の問題ですよ、こういうことですね。

大臣、ちよつとそれ確認だけお願いしたいと思ふます。

○国務大臣(島村宜伸君) まさにおっしゃるとおりでありまして、法人としてのいわばいろいろな保障、自由と自主性、責任と公共性というものを要求するためにしっかりと管理運営を当然期待している、こういうことでございます。

○閣僚則之君 したがって、今回、所轄庁の問題でありますとか書類の整理、提出、閲覧、こういう規定が入っております。それから、解散命令等の異常事態が発生いたしましたときには、質問権、報告徴取、そういう規定も入っております。しかし、これらは今申し上げましたこの法律の性

格上決して教えの中身に入っていくものではない、信教の自由というものに、中身に手を触れるものではないということが明確になったと思います。そのために、信教の自由に触れない必要最小限度の中で法律改正をいたしました、そういう説明だと思っております。

それで、総理も大臣も必要最小限度だというお話をたびたびしておりますけれども、しかしそれは言っても、宗教団体の皆さんとの間も私、直接責任者とお会いしている御疑問点等はありませんかとお伺いしました。やっぱり心配しているんですね。大変心配しているんですよ、いろんな点で。その点を二、三ただしておきたいと思っております。

一つは、収支報告書を今度つくる義務が発生をいたしましたけれども、比較的小規模のものは作成しなくてもよろしい、今までと同じようではないかと、こういうことになっております。附則の二十三項、四項ですか、そこに書いてあると思うんですが、この収入基準というのほど程度のものを設定するおつもりでございますか。

○国務大臣(島村宜伸君) 先生御承知のとおり、今回の法改正では宗教法人の収支計算書の作成を義務づけているところでございますが、規模の小さい宗教法人は免除することとしております。

問題は、免除される宗教法人につきましては、その収入の額が文部大臣があらかじめ宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内であるか否かにより決まる、こういうことになっております。

○関根則之君 だから、率直に大体どのくらいのことを考えているんだということを私はお聞きしたかったんです。持って回ったような答弁じゃ困るんですよ。私の後ろで聞いているんですから、それで、一番心配しているのは、私も農村の出身です、農家の次男坊です。村には鎮守様というのがあつて、ちっちゃなほくらがあつて、だ

れもいせんよ。神主さんがお正月とか祭日、秋と春の大祭というのがありまして集まってきたり、その程度のこと。おさい銭箱が置いてありますが、こんなものは、きのう私の親戚の人が、氏子総代というのがあるんですよ、氏神様ですから、その氏神様の氏子総代に聞いてみた。そうしたら、このごろは年間どんなに入ってたって十万以下だと言ってますね、相当立派なところでも。普通のところは大体入っていないと言ってますよ、まあせいぜい一万円でしょう。

しかも、あれは貧民救済と言っちゃおかしいけれども、非常におもしろい機能を持っています、ちよつとお金が入らない人が来て、持っていくちやうどそうですよ、このごろは。月に一遍見回りが行つてあけてみても、中はほとんど入っていないと言ってますね。だけれども、しかし何ほどのかそういう収入があるでしょう。そういう田舎の、村の鎮守様とかちよつとした神社とか、あるいはお寺なんかも無住のお寺がありますね。そういうようなところはほとんど大部分がこんなものの、収支報告なんかつくらされたらたまったものじゃないですよ。わざわざそのために書記を雇つてこなきゃいけないということになったら、もう成り立たなくなつちゃうでしょう。

そういうごくごく小さなお寺さんとか神社とか、そういうところではこの収支報告はつくらなくてもいいようになさいますか、どうですか。その辺のところをお聞かせください。

○国務大臣(島村宜伸君) 冒頭御指摘ありましたようにわかりやすくというお話ですが、先生もよく御存じのとおり、神社にしろあるいは仏閣にせよ、専任の神主さんとかお坊さんを持たないところがたくさんございます。例えばこういうところに収支計算書を作成しなさいと言つても事実上無理であります。そういうことを含めてある程度の規模以内のものについてはこれを免除するということにしたわけでありまして、御理解をいただきたいと思います。

○関根則之君 実情に即して無理のないようにお

やりいただくということでございますから、安心するように私は言っておきます、氏子総代に。ぜひひとつ本当にそういう実情をよく見てやっていただきますようお願いをします。

次は閲覧請求の問題ですが、これも大変心配しているんです、トラブルのもとになるんじゃないかと。何か悪意を持って見せてくれと言つて難癖をつけてくる、トラブルがそこで発生する、そういうことになつたらたまりません。まじめに宗教活動をやっていらっしゃる宗教団体ならなおさらそういう心配をしているんです。非常に心配をしております。

条文を見ましても、これは二十五条の三項ですが、要するに信者その他の利害関係者が、正当な理由があつて、不当な目的のためにやるんではないかということが書いてあるわけです。そういう範囲内で請求があつた。それを受け付けるのは宗教団体ですね。その宗教団体が受け付けるんですから、正当な理由があるのかどうか、信者であるのか利害関係者であるのか、それを判定するのはそれは宗教団体ですね。お寺さんなり神社なり、その方が自分で、これは正当な理由があるのかどうか、不当な目的ではないかどうか、そのところをきちんと判定する、そういう選択権を持つていらっしゃるんだと思いますが、そのところを心配しているんですよ。言つてきたら何が何でも見せなきゃいけないということでは困ると言っているんです。

そのところを大臣、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(島村宜伸君) 大変大事な点の御指摘と思ひますので、明確にお答えを申し上げます。

今回の法改正では、閲覧することについて正当な利益があり、かつ不当な目的でない信者その他の利害関係者に対して法二十五条二項の備えつけ書類の閲覧請求権を認めることとして、これは御指摘のとおりであります。

このような閲覧請求権が認められる信者等がだ

れであるのかについては、各宗教団体の特性や慣習にかんがみ宗教法人が判断する、こうなつております。

○関根則之君 信者であるのか利害関係者であるのか、また閲覧することについて正当な利益があるのか、不当な目的によつて請求しているのではないのか、そういうことを判定するのはその請求を受けた宗教団体であるというふうに御答弁をいただきました。極めて明確でございますので、これも関係者は安心な事と思つております。

次の問題。
法律の違反があつて著しく公共の福祉を害するような場合には解散命令が出せますね。その解散命令という、いわば非常事態ですよ、そのときには報告を求めたり質問をしたりすることができると規定が今度入りましたね。

私のところへ言つておいでになつた方の中に、報告までいいにしても、この質問権というのは使ひ方によつては大変心配だ、宗教団体の活動の中に手をつたんでくる心配があるんじゃないか、そういう心配をなさつております。

この質問権は、報告権があれば質問権は要らないんじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(島村宜伸君) 私なりにいろいろ勉強した過程では、やはり質問権だけでは事態の把握に不足であると正直認識しておりますが、この問題は非常に重要な御指摘でありますから、これを専門に取り組んできた政府委員から御答弁させていただきます。

○政府委員(小野元之君) 今回の法改正において質問権は少し必要がないのではないかと御質問でございますけれども、今回、法改正におきまして、七十九条、八十条、八十一条、これは特別な事例でございます。収益事業の停止命令や認証の取り消し、あるいは解散命令請求に該当するような事態についての疑いがある場合、特別な場合でございますけれども、こういった場合に所轄庁が権限を適正に行使するということが必要でございますので、その判断の基礎となる客観的な資

料を把握する必要があるということでございます。

この場合に、具体的な事例として七十九条、八十条、八十一条、それぞれの場合でございますけれども、まず報告を求める。宗教法人から、そういった疑問がある場合に、報告を出していただきたいということをお願いするわけでございます。ただ、その報告だけでは、権限をきちんと行使することができない判断として、基礎資料として不十分である場合も考えられるわけでございまして、一応報告をいただいて、それについていろいろ御質問をさせていただく。あるいは毎年出していただいております財務関係書類等に基づきましていろいろ御質問する。あるいは場合によっては宗教法人の方に出向いていろいろ御質問するという必要もあるわけでございまして、こういった規定をきちんとすることによって所轄庁がより権限をきちんと行うことができるというふうに考えているものでございます。

○閣根則之君 それは報告を徴取するということになりまして大体文書だと思ふんです。電話で報告してもらおうということもあるかもしれませんが、大抵文書だと。文書だとやっぱり面倒くさいですね。文書を一々書くのは、このごろはワープロがありますけれども面倒くさい、時間もかかる。なかなかかつちりした実態がつかめない。そういうことで、ついつい現場へ行って口頭でやりとりをしながらいろいろ質問して聞いた方が手っ取り早いし、実態により迫れるだろうと思ふんです。

しかし、報告の徴取というのは、この問題はどの時間がかかるかもしれませんけれども、前の報告ではちよつとそこは不十分でよくわかりません、この点はさらにどうなんですかと二、三回やたらどうなんですか。そういうことをやることによって、実際問題としては時間は確にかかると、まだるっこしい面はあるかもしれないけれども、余りいわゆる宗教団体の中に手を突っ込んでいく、そういう感じがなくて済まされ

るんじゃないかと思ふんです。

だから、これは今後審議をずっと詰めていかなきゃいけないんですけれども、私はこれについては非常に問題がある、そんなふうに思ひます。特に、これを実施する段階で、もう一方的にばんと行って質問をする、こんなことになってきたら大変なことになりますから、そんなことはないと思ひますけれども、その辺の運用については十分慎重にやっつけていかなければいけないと思ひます、いかがですか。

○国務大臣(島村宜伸君) 先ほどの重要な三つの特別な事例に疑問があるような場合、あるいはそういうようなことに対して何か内容を把握する必要がある場合に求めるのが報告の徴取であり、また質問であります。これはどちらを先にやると決まっているわけではございません。質問で済ますこともあれば、報告書をいただいで、それによって内容を把握できる場合には、それで解決する場合もあるわけでございます。

○閣根則之君 特にその点については慎重にやっていた。また国会において、常任委員会等いろいろな意見も出るでしょうし、実情に対する把握、いろいろな地元からの、宗教団体からの、現場からの要望も出てくると思ひますから、ぜひひとつそのところはもう慎重の上にも慎重にやっつけていただきますようお願いいたします。

質問権は代理を認めますか。

○政府委員(小野元之君) 代理という御趣旨がちよつとよくわからないのでございますが……

○閣根則之君 質問権の行使。

○政府委員(小野元之君) 質問権を行使する場合に、もちろん文部省なり文化庁の職員が宗教法人に行つて具体的に質問をするということがございます。その場合に、もちろんこの規定にもございしますけれども、特に質問する場合に、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならぬ」というような規定もございします。で、先ほどの御指摘を踏まえて、十分慎重に対応した

いというふうに考えております。

○閣根則之君 政教分離という言葉が国会の審議の段階でたびたび出てきておりますが、総理、政教分離というのはどういうふうにお考えでございますか。

○国務大臣(村山富市君) 国、地方公共団体が行政権を行使する場合に、宗教団体にそれを及ぼしてはならないという政教分離の原則というものが保障されておるといふことのように私は解釈をいたしております。

○閣根則之君 国が権限を行使する過程において宗教団体に介入しなければいけない、そういう御趣旨でございますか。

○国務大臣(村山富市君) 逆でありまして、介入してはならないということでありまして、介入してはならない。それは、宗教団体と国家権力との間根則之君 総理が御答弁いただいた、介入し

てはならない。それは、宗教団体と国家権力との間根則之君 総理が御答弁いただいた、介入し宗教団体に介入してはいいけない、金品を出したりそういうことをしてはいいけない、宗教行事を直接国がやっつけてはいいけない、一方通行の考え方でですか。

○国務大臣(村山富市君) 政教分離の原則というのは、これはこれまで国会の中でたびたび議論もございしますし、政府の統一見解も出した前例もあるわけですが、政府の統一見解も出した前例もございします。今、議員から言われたとおり、例えば宗教団体に国が補助金を出したり、あるいはまたその宗教活動に対して介入をしたり、あるいは権限を行使したりしてはならないという規定だといふふうには私は理解をいたしております。

○閣根則之君 私は、政教分離というのは、まさに政治と宗教が分離するということでしょう、二つはくつちいちゃだめだ、離れていなさいと、そういう原則だと思ふんです。

言葉の議論をするつもりはありませんけれども、これは国の権力が宗教活動に介入してはいいけない、宗教団体に。それもあつたけれども、逆に宗教団体が国権の行使、国の統治行為、そういうもの

のに介入してはいいけない。介入というのは難しいかもしれませんが、それをコントロールして宗教団体が自分で政治をやっちゃう、そんなことはあつてはならない。要するに、双方向性ではないかと思ふんです。

総理は片っ方だけですか。

○国務大臣(村山富市君) これまでの政教分離の原則というのに対する解釈は、先ほど私が申し上げましたように、この政教分離の原則というのは、今私が申し上げたような理解に立つておるといふふうに統一見解が出されております。

○閣根則之君 私は、今までそうだったからそのとおり言っているんですという、そういう答弁じゃ困るんですよ。物事の本質にさかのぼって、政教分離とは何だということを総理にも文部大臣にも考えていただきたい。それはあくまでも言葉の上からだけ説明するつもりはありません、私は、歴史的なこともこれから言ひますけれども、あくまでもそれは分離なんです、政治と宗教というものは、お互いに介入してはいいけませんよ、そういう原則だと思ふんですが、文部大臣、いかがですか。

○国務大臣(島村宜伸君) これはたしか参議院の本会議で総理の御答弁の中にもあつたと思ひますが、その一部分に、宗教法人は宗教活動を主たる目的とするを要件として法人格を取得しているものであつて、宗教法人が宗教活動以外の活動を主要な活動とするようなことについては宗教法人法上これを予定していない、こういう答弁がございします。それはある意味では先生のお考えと同じだと思ひます。

○閣根則之君 私は宗教法人のことを聞いています。宗教法人というものは、さっき言ったように、まさに宗教法人法に基づいて法人格を持った団体だけが宗教法人なんです。憲法二十条は何と書いてありますか、宗教法人と書いてあります。

○政府委員(大出峻郎君) 憲法の二十条第一項後段でございしますけれども、「いかなる宗教団体

も、と、宗教団体という言葉が使われております。

○閣根則之君 宗教団体という言葉が使われておりますと言われども、あそこで言う宗教団体というのは、宗教法人だけじゃないでしょう。そういうことを聞いているんですから、宗教団体は読めばわかりますよ、参議院の手帳にあるんだから。そういうことを聞いているんじゃないで、憲法で保障している条文は宗教団体と言っているんですよ。宗教法人というのは宗教法人法に定義がありますよ。しかし、あんな定義は宗教法人法の上、経済面をやる時に適用される定義なんですよ。憲法を解釈するときに宗教法人法の規定の解釈だけでは困るんですよ。そこをどうにかはつきりしてください。

○政府委員(大出峻郎君) 憲法二十条では宗教団体という言葉が使われております。この宗教団体の中には宗教法人法による宗教法人も含まれると思います。しかし、その宗教団体の範囲というのは、何も宗教法人に限らず、それ以外の場合もあり得ると、こういうことだと思えます。

○閣根則之君 憲法で言う宗教団体というのはどういう団体であるのか、この定義というのは非常に難しいと思うんですよ。しかし、ここではそれをやっている暇がありません。

この宗教団体の行動について、宗教の自由について憲法にはいろいろな規定がありますね。それで、法制局長官、大出さん、あなた方が政教分離の原則を説明する時には、憲法二十条の第一項後段、第三項、八十九条、この三つを合わせてその精神が政教分離の原則だと、こういうふうの説明なさっていますね。それは間違いありませんか。

○政府委員(大出峻郎君) そのとおりでございます。

○閣根則之君 どうも法制局長官と話をしていると時間ばかりかかっちゃってなですけれども、

それでは、私の方から申し上げますが、二十条

一項後段というのはどういふことが書いてあるかという、いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。と書いてあるんです。これは宗教団体の側から政権行使をやつてはいけない、こういうことが書いてあるんでしょう。そういうことでしょ。

そうすると、あなたは、まさに宗教団体側から国権の行使をしてはならない、国権にアプローチの仕方、介入していつてはいけない、平た言葉で言えば、そういう規定が含まれている。二十条一項を含んで政教分離の原則と言っているんだとすれば、総理が言っているのはおかしいじゃないですか。宗教団体の側から国権行使にかかわつてはいけないと言っているんですよ。国の権限行使に宗教団体がかわつてはいけないと言っているんですよ。

それは、最初私が設定した政教分離の原則というのは、国と宗教団体を分けなさいという原則だと。だとすれば、国が宗教団体に介入してはいけないのは当然だけれども、逆に宗教団体も国の方に介入してはいけないんですよ、その規定を含んだ原則なんじゃないですか。総理、いかがですか。

○政府委員(大出峻郎君) 憲法の規定でございますけれども、憲法は宗教の自由について、第二十条第一項の前段で「宗教の自由は、何人に対してこれを保障する」、こういうふうな規定するとともに、宗教の自由の中でも宗教的行為の自由について、同条第二項で「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」、こういうふうな規定をいたしております。

さらに憲法は、政教分離の規定をいたしまして、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」とする同条第一項後段、それから「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とする同条第三項を置いておるわけであり

ます。

また憲法第八十九条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、途中を省略いたしますが、「これを支出し、又はその利用に供してはならない。」というふうな定めて政教分離を財政面から捕捉したしておるわけであり。

そこで、憲法の定めるこのような政教分離のそれぞれの規定は、宗教の自由の保障を現実的なものにするため、国及びその機関が国権行使の場面において宗教に介入しまたは関与することを排除する趣旨のものである、こういうふうな解してきているところでもあります。

○閣根則之君 今までの解釈がそうだったということ、それは私は及ばずながら勉強して知っています。その今までの解釈がおかしいんじゃないか、そういうことを提起しているんですから、素直にそういう観点から答えてくださいよ。今まではこういう答弁をしておりましたという答弁では私の疑問に対する答えにならない。

いいですか。少し整理しますよ。

春日一幸さんという大政治家がおりますよ、日本には。その春日一幸さんが質問主意書を出されて、それに対する答弁があるんですよ。これが全く今の大出長官が御答弁されたそういうトーンで、二十条一項のいかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならないという規定を含みながら、一方的に国が宗教団体に干渉してはいけない、それを言っているだけなんだから、したがって宗教団体が政治活動をしなくても構わないと言っているんですよ。

それは、この間の総理御自身の石橋一弥議員に対する衆議院の宗教特の答弁でもほぼ同じようなことを言っている。これが政府の定説ですよ。その定説が私は少しおかしいんじゃないかと、こういうことを申し上げているんです。

それじゃ申し上げますが、政治活動は自由ですとおっしゃいましたね。その宗教団体の政治活動には限度はありませんか、どんなことをやってもいいですか。

○国務大臣(村山富市君) いや、そのどんなことという意味が私にはよくわかりませんけれども、しかし憲法の解釈というのは、これは条文の解釈がそのときそのときの事情によって変わるということはあるとはならないと私は思います。ですから、憲法の条文の解釈というものはやっぱりきちっとしておく必要がある。

個人の政治活動の自由とか、あるいは宗教団体が政治活動をする自由とかいうものは憲法で保障されているということは前提として踏まえておかなきゃならぬと思うんです。したがって、その範囲で、先日、私も本会議で答弁をしましたし、また文部大臣からも答弁がございましたけれども、宗教団体というのは宗教活動が主たる業務であつて、政治活動を予定しているものではない、主たる業務として予定するものではないということはどうも明確だと思えます。その前提に立つて私どもは良識を持って判断をする必要があるというふうに思いますけれども、しかし同時に、憲法解釈をとことん突き詰めていけば、私は今まで申し上げているような意見を申し上げる以外にはないというふうに思います。

○閣根則之君 宗教団体と国とかかわりの従来の憲法の解釈が私は少し一方的過ぎるんじゃないかと思うんですよ。国が介入してはいけない、そこだけ言っているわけでしょう。宗教団体の側からは権力行使をやつてはいけないということを言っているんですよ、条文に書いてあるんだから、政教分離の原則というのはまさに双方向で物を考えるべきだ、そういう観点に立つて憲法の解釈を変えない、そういうことを総理に申し上げているんですよ。

今まで、憲法解釈は安定していた方がいいから確立されたものに変えないんだと、そんなばかなことがありますが。憲法の変遷というのはあるんですよ。九条の解釈はどう変遷しましたか。それを考えてみてくださいよ。

憲法というのは、実態に即して、そのときそのときの情勢に応じて、少しずつではあるかもしれ

ないけれども、実態に合うように変わっていくんです。現に、自衛権の問題に対する解釈が変わっているじゃないですか。変わっている人もいるじゃないですか。そういう問題なんです。

それじゃ、根本にさかのぼって伺いたいし、すけれども、政教分離という言葉は日本の言葉なんです。『日本語だよ』と呼ぶ者あり。この言葉です。かと思いたら、日本語じゃないかという声は後から来たから、まさか賢明なる総理がそんなふうにいるとは思いませんけれども、そもそも日本には政教分離なんというそんな思想はなかったと思います。もともとあった思想、考え方であるのか、あるいはよそから入ってきた考え方であるのか。

日本の文明とか文化とかいうのは、西欧、ヨーロッパ、長い歴史の中で近代化の中からずっと生まれてきているんですよ。そういうものを持ってきたのが憲法という、それは十七条の憲法というのはありましたよ、昔、日本には。しかし、あれとは全然性格が違うんですよ、今の憲法というのは。

今つくられている日本国憲法というのは、まさに西欧近代化の所産なんですよ。それを日本が借りてきて、借りてきてといいますが、取り入れて今の憲法ができています。だから、言論の自由とか人権とか、いろんなそういう物の考え方、そういう物の概念、もちろん日本にもなかったとは言わない。しかし、はっきりした形で概念規定されて憲法に書かれたのは、ヨーロッパの長い間の歴史を通じて掲げてきたもの、そこででき上がったもの、それを日本に導入してきてきているんですよ。

この政教分離の原則というのは、日本オリジナルなものであるのか、それとも西欧からほかの文明と同じように導入されたものであるのか、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(村山富市君) 今お話がございました。歴史的過程の中には、それぞれ違いもあるし、濃淡の違いもあると思います。しかし、思

想・信条の自由とか言論・出版・結社の自由とか、そういう基本的な権利については私は普遍的なものだといふふうに考えております。今の憲法で保障されているそういう基本的な権利というものは維持し守っていくべきものだといふふうに考えております。

○閣根則之君 これは人類に普遍的に適用されるものですよ。しかし、考え方そのものをそういうふうにも固めてきたのは、これは長い間の歴史の中から、一つの文明の中から築き上げられてくるものなんです。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

日本で昔からそういうものが温められて、論理的に構成されて、政教分離の原則というのができ上がっているんじゃないんですよ。これは日本国憲法をつくるときのあの政治的な状況、御存じでしょう。あの状況の中で国民の人権というものをきちっと保障していこう。その中で重要な信条の自由、その前の言論の自由もあるでしょう。思想・信条の、良心の自由というのがあるでしょう。その中の一つの重要なものとして信条の自由というものが保障されているんですよ。そうでしょう。だから、そういう歴史というものを尊重しながら我々はこの解釈をしていかなければいけないんですよ。

大学の憲法の講義を見てごらん下さい。大体、先生は説明をするときに日本の歴史なんか言いませんよ。ヨーロッパでどういふことが、マグナカルタから始まって、そういう説明をして、人権の問題とか自由の問題を説明しているんですよ。政教分離の原則だって同じですよ。そういうものじゃないですかと私は考えるんです。まあいいですよ。いきなりそんな議論をぶつけても何です。

それで、この政教分離の原則というのは、中世あるいはもっと古い段階のヨーロッパでキリスト教の教皇の権限から、王様とか諸侯とか近代民主政治の政権、あるいは王政をとっているところもあるでしょう、そういう近代的な政治が生ま

れるときに、政治がキリスト教の支配から独立するためにできた理論なんですよ。こんなことは、日本ではまだどうも余りそういう議論がなされていないけれども、少し政教分離の原則の大本とを尋ねたならばつきりしているんですよ。

いいですか、これは総理、ちょっと私は知識をひけらかすために言っているんじゃないんですよ。基本的な問題ですから聞いてください。政教分離とは、宗教から政治を守る、すなわち宗教の力から近代社会の政治を守り、国家に自由を回復することであって、政治から宗教を守り、宗教団体に自由を保障するというような話ではない。そんなのききなことを言っているのは日本だけである。これは完全な日本の誤解である。すなわち、歴史的由来から言えば、カトリック教会の威力から近代国家の自由を守るために唱えられたのが政教分離のそもその考え方である、こういうことを西尾幹二さんという方、御存じでしょう、はつきりと言っているんですよ。

そういう考え方、これが基本なんですよ。それがアメリカにももちろん移りました。それで、アメリカが日本を占領したときに、日本の憲法の草案はこれははつきりしている、アメリカがつくったんですよ。それをももちろん修正はしていますよ。

ところが、憲法二十条という規定は、最初提案されたときには十八条という条文だった。番号が変わったんですよ。国会の審議いろいろありましたけれども、国会の審議を経て原案どおり可決されているんですよ。ナンバーが十八から二十に変わったんですね。内容はそのまま、マッカーサー原案そのままの憲法がここに書いてあるわけですよ。

例えば、だからこのもとを、二十条のもとを見ますとこういふふう書いてあるんですよ。『ノー・レリジヤス・オーガニゼーション・シャル・レシーブ・エニ・プリビレッジ・イズ・フロム・ザ・ステート、ノ・ア・エクササイズ・エニ・ポリイ・ティカル・オーソリティー』、これがもとの条文で

すよ。この「ポリイティカル・オーソリティー」というのを何と訳しているんですか。政治上の権力と訳しているんですよ。

ところが、これはもつと素直に訳せば、「ポリイティカル・オーソリティー」というのは政権のことですよ。政治権力のことですよ。英語の達者な方もいらつしやうと思えますけれども、そういう規定なんですよ。宗教団体が、エニ・レリジヤス・オーガニゼーションがポリイティカル・オーソリティーをエクササイズしてはならない、行使してはならないというのがこの英語の原文なんです。これをアメリカ人やイギリス人に見せたら、まさに宗教団体が国権に介入してはいけないんだ、国権をつかんでいつてはいけないんだと、こういう規定だといふふうに理解しますよ。

その辺を本当はきょうはじっくり議論をしたかったんですけども、少し観点を変えて議論をしたいと思います。『政府答弁を求めらる』と呼ぶ者あり。いやいや、ちょっと待って。

春日一幸先生は第一次の質問で、さつき総理が御答弁いただいたように、国から宗教団体に介入してはならない、一方交通が憲法の規定だ、そういう返事をもらって承服しなかつたんです。そうじゃありませんよ、そんなばかな話があるかというところで第二次質問というのをを出しているんですよ、第二次の質問を。

その中で、さすがやっぱ春日先生というのは立派な方だと思えます。その春日先生の系譜を引いている方々が、今統一会派で御一緒に政治活動をなさつていらつしやる。春日先生がどういふ感懐で今お休みになつていらつしやるのか、そんな感じがするわけでございます。(発言する者多し)

それは別として、政治活動を放置いたしておりますと、たとえば創価学会のごとき、宗教団体が、この程度の政治的活動の範囲をこえて、その教義に基づく政治支配を企て、政権獲得をめざす政治的活動をすることについては問題があり、こ

これはそのまま認すべきではない。政治活動もいいでしょう。ある程度の自由はあるでしょう。しかし、程度を越えて政権の中核をねらう、政権をとつてしまふ、そこには問題があるんじゃないかということを書いてあるんですよ。

それで、「宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるから」、政権をつちやたら、憲法の二十条第一項後段に言っている宗教団体は「政治上の権力を行使してはならない」、この規定にどんぴしやり当たらぬじゃないかと。だから、そういうものを認めるから、そういうものを認めるで大変なことになるから、こういうものを認めるべきでないという考え方は、「憲法の政教分離の根本精神に反し、断じて許されるべきことではない」と質問しているんですよ。

それに対する政府の答えは全然変わらなないんだ、前の答えと。その答えを申し上げますから、ちょっと聞いてみてください。（発言する者多し）もううろさくて質問できない。速記とめてくれ。ちょっと書いて。

○理事（松浦功君） 速記をとめて。

（速記中止）

○理事（松浦功君） 速記を起して。

ただいまの件につきましては、後刻、速記録を調査の上、適当な措置をとることにいたします。

質疑を続行してください。

○関根則之君 その第二弾に対する政府の答弁、ちょっと総理、聞いてください。もうややこしい話なんですけれども、聞いていらっしゃる方もよくわからないかもしれないけれども、ここは非常に重大なことなんです。

というのは、どう答えているかというと、「宗教団体が政権を獲得するというのは、宗教団体が、公職の候補者を推薦し、または支持した結果、これらの者が公職に就任して国政を担当するにいたることを指すものと解される」というんです。私が言っているのはまさにそうなんです。

よ。

大出長官、宗教団体が課税権を行使したら憲法違反ですね。司法権を行使したら憲法違反ですね。例えば防衛力、防衛機能を宗教団体が、この間のオウムみたいに銃器いっぱい持ってきて、日本の国防はおれに任せろと仮に言ったら、それはおかしい話ですね。オウムの話は別にいいですけども、要するに国防権を宗教団体が預かって行使したということになったら、これは憲法違反でしょう。そんな細かい部分的なものじゃなくて、ごっそり全部宗教団体が国権を行使したらどうなるんですか。憲法違反じゃないんですか。

○政府委員（大出峻郎君） 憲法の二十条一項後段の規定でございますが、「いかなる宗教団体も」、「政治上の権力を行使してはならない」というふうに書かれておるわけでありまして、その政治上の権力というものをどのように理解するかということでございますが、これは国または地方公共団体が独占的に持っているところのいわゆる統治的権力、こういうものを指すというふうに理解をいたしておるわけでありまして。

そこで、先ほどの引用されました例でございますが、課税権とか、これは国が独占すべきものと考えられると思いますが、そういうものを宗教団体が行使するということになれば、これは憲法に違反することは間違いないということだと思います。

○関根則之君 だから、例えば課税権なんというのは法律をつくることによってちよこつと委任することができないことはないかもしれない。しかし、そういうことをやったら憲法違反ですよ、こういうことを書いてあるのが憲法二十条ですね。

ところが、そういう個別の統治権、統治権の一部じゃなくて全部を獲得する方法があるわけですよ。適法な選挙を通じて、民主的な手続を通じて候補者を出して、国民に投票してもらって政権を獲得することができるわけです。これはまさに一

見合法的な方法をもって宗教団体が政権を自分の手にとつてしまふ、獲得してしまふ、そういう方法があるわけですよ。それは憲法二十条第一項後段に違反するんじゃないんですか。

○政府委員（大出峻郎君） ただいまのお話でございますが、お尋ねの御趣旨というのは、宗教団体というものが公職の候補者を推薦したり支持をしたり、そうした結果としてこれらの者が公職に就任をいたしました、そして国政を担当するに至ることを指すものと理解をされます。

それにつきましては、先ほど委員が引用されましたように、昭和四十五年四月二十四日の答弁書があるわけでありまして、仮にそのような状態が生じたといえども、当該宗教団体と国政を担当することとなった者とは法律的には別個の存在であり、宗教団体がお尋ねのような政治上の権力を行使していることにはならないのであるから違憲の問題は生じない、こういう考え方でありまして、これが当時の、四十五年四月二十四日の答弁書の趣旨でもあるわけでありまして。

（理事松浦功君退席、委員長着席）

○関根則之君 宗教団体が、オウムだつてあれだけの候補者を立てて選挙をやったんですからね。あれはとれなかったけれども、オウムなんというあんなやり方じゃなくて、もっと戦略的にもたけて上手にうまくやる宗教団体が仮にあったとして、それがほかの勢力を結集して、自分の信者あるいは役員、そういう者を一斉に選挙に立てて、当選して議会の多数を制して内閣を組織して行政権を執行したらどうなるんですか。それは、明らかに宗教団体による政治上の権力の行使というはっきりした憲法二十条の一項後段の条文違反なんです。それを今、法制局長官は別個の存在であるからと言ってますね。別個の存在と言ったって、世の中のことというのは全部別個の存在じゃないですか。

例えば、病院へ行つて病気を診てもらふときに、病院が病気を診てくれますか。そんなばかな話はないでしょう。みんなお医者さんが診ている

んですよ。そうでしょう。監査法人に一般の会社監査をお願いします。そのときは監査法人が監査しますか。そんなことはありません。全部公認会計士なりなんなり、個人個人の資格を持っている人が行使するんですよ。もう全部そうじゃないですか。建築設計所へ建築設計を頼みに行つて、建築設計所は設計図をかきますか。そんなことはない。このごろはコンピューターがありますけれども、個人個人の一級建築士とか二級建築士とか、そういう資格を持った人がやるんですよ。

宗教団体が政治上の権力を行使するというのは、宗教団体には行使できるはずがないじゃないですか。そんなことは当たり前の話なんです。それは、宗教団体がその意を通じて、その意思に従つて代議士をつくり、多数を制して内閣を組織して政権を執行するんですよ。それをやっちゃいけないというのが憲法の規定ですよ。それを、三百代言のように、別人格だ、人格が別だからいいんですよ、そんな答弁はもう承服できません。これは、しっかりとそこを答えていただきたい。

と同時に、時間ありませんから次に申し上げますけれども、この春日質問に対する答弁、この中で二段構えで言っているんですよ、総理。これは後でゆっくり読んで、また考え方を機会があるときに私はお聞かせいたしたいと思うんですが、「別個の存在であるばかりでなく」というのは政権をとつちやたらという状態が生じたときに、たとえ仮にこのような状態が生じたとしても、宗教団体の意を受けた人が政権をとつちやたらとしても、それは別個の存在の代議士というものが、選ばれた代議士なり参議院議員がやるんだから、別個の存在であるから関係ないんだと言っているんですよ。

それでやめときゃいいんですよ。その論理が一つあるかもしれない。だけれども、それでは論理が弱いから、「あるばかりでなく」、その次が問題、聞いてください。「また、前述のように、当

該國政を担当することとなつた者が、国権行使の面において、当該宗教団体の教義に基づく宗教的活動を行なう等宗教に介入し、または関与することとは、憲法が厳に禁止しているところであるから、前述の状態が生じたからといって、直ちに憲法が定める政教分離の原則にもとる事態が現出するもの」とは思わない、こう言っているんですよ。

どういふことを言っているかといふと、仮にある宗教団体が政権をとつちやつた、大変なことになつた、そういうことがあつても、それは別人格がやつてゐるんだから構わないんだと。そういうふうになつておきながら、それだけじゃちよつと弱いなと思つたんじゃないですか。それはあるかもしれないけれども、仮にとつちやつても、その宗教団体は、国権を行使するわけですから、国権行使するときにほかの宗教団体に介入することは憲法で禁止されているんだ、だからそんなことをする心配がないから心配ないんだ、全体としてうまくいくんだ、政教分離の原則に反しないんだと、こう言っているんですよ。

これはおかしい。嘗々努力してお金も使つて、選挙運動をやつて、大勢の代議士を当選させてつつかく内閣をつくつた。何のためにそんな努力をするんですか、宗教団体がもしやつたとすれば、それはおのれの信条に基づく、おのれの宗教的良心に基づく政治をやりたいからですよ。その宗教団体が仮にほかの宗教団体の存在を許さないようなそういう宗教団体だつたらどうなんですか。ほかの宗教団体の存在の余地というのはなくなるんじゃないですか。

そういう団体が政権をとつて、その政権が政治をするときに、ほかの宗教団体には一切手を触れませんが、ちゃんと憲法に書いてあるとおり介入はしません、そんなことを期待できますか。それは本当に私に言わせれば空念仏ですよ、そんなことを言っているのは。全くそんなことは期待できない。そういう政権をとつちやつたときにはもう大

変な事態になる、私はそう思います。そのところが問題なんです。

しかも、その論理の基礎になつてゐるのは、いいですか、政教分離の原則が守られてゐるからいいんだと言つてゐるんですよ。その政教分離の原則というのは、私の説によれば双方方向性なんです。総理の説によれば一方方向性なんです。政教分離の原則というのはもとと二方向性なんです。両方を禁止してゐるんですよ。ところが、国の方から宗教団体に介入してはいけないという規定が守られてゐるから、仮に宗教団体は国権に介入してはならないという、そういうことが起こつても憲法違反じゃないと言つてゐるんですよ。

これはまことにおかしい話ですよ。勝手に自分で政教分離の原則を半分は割つておいて、宗教団体が国権に介入してはならないという部分を除外しておいて、もし仮にそういうことが起こつてもこつちが残つてゐるからそれでいいんだ、国権が宗教団体に介入することがない、そういうことが憲法上書いてあるからそれでいいんだと言つてゐるんですよ。

そんなことが守られますか、正直な話。そんなばかな政教分離の原則を一方だけに勝手に解釈してゐて、それをもとにしてこういう明らかに憲法二十条第一項後段で禁止してゐる宗教団体の国権介入があつたにしてもそれは構わない。論理的じゃないじゃないですか。そこをきくと文部大臣、答弁していただませんか。

○国務大臣(島村宜伸君) 我々はあくまで信教の自由という憲法の精神を尊重していかなくちゃいけないと、こう考えます。先生のおっしゃることも理解ができますが、そういう基本に立つてこれらにこれらに對して対応していきたいと、こう思います。

○閣根則之君 これは精神とか考え方の問題じゃないんですよ。現にある、みんな憲法を守るう、そういう人たちがそういう立場から憲法を素直に読んだら、憲法二十条第一項後段にははっきり書

いてあるんですから。いかなる宗教団体も政治上の権力、ポリティカルパワーを行使してはならないと書いてあるんです。そういう宗教団体というもの行動規制をしてゐるんですよ、憲法ははっきり。

それを犯してしまつても、片一方で国権が宗教に介入することが禁止されてゐるからそれでいいんだと。守られもしない条文を当てにして、はっきり書いてある憲法二十条第一項後段の規定を犯してもいいなんという、そんな解釈はとも承認するわけにはいかな。従来は通つてきたかもしれないけれども、これは制度の本質、憲法の精神、そういうものに照らしたときに考え方を要するべきだといふふうに私は思います。

私は、したがつて、政教分離の原則は一方方向だけではないんだ、双方方向だ、そういうふうな政府の考え方、解釈を変えてもらいたい。

それから、政治活動にはおのずから限界があると、それはいいですよ。宗教団体も政治活動をやつてもいいですよ。これはいい人だ、おれたちの信条と全く同じ、まじめな人だ、そういう人を選挙で出そうよといふこと、その程度の運動をするのはいいですよ。それは、しかしおのずから限界がある。その限界を示してゐるのが憲法二十条第一項後段なんですよ。宗教団体は政治上の権力を行使してはならない、そういう規定があるんですよ。その規定からいっておのずから限界がある。限界があるんだという解釈をしつかり出してもらいたい。そうでしょう。別個の存在である、そんな論理でこの問題をこまかすわけにはいかな。

それらの三点をひつくるめて政府に対して再答弁を求めます。おかしいんじゃないの、やつぱり。政治的な話じゃない、憲法解釈ですよ。

○政府委員(大出峻郎君) 昭和四十五年四月二十四日の答弁書でございしますが、このところで後の方の部分におきまして宗教的活動等との関係について触れておる、これはどういふ趣旨かと、こ

御存じのように、御指摘の昭和四十五年四月二十四日付の質問主意書に対する答弁書では、最初の方で「宗教団体が政権を獲得する」といふのは、宗教団体が、公職の候補者を推薦し、または支持した結果、これらの者が公職に就任して国政を担当するにいたることを指すものと解されること、仮りに、このような状態が生じたとしても、当該宗教団体と国政を担当することとなつた者ととは、法律的には、別個の存在である」といふことを述べまして、御質問の点といふのは、質問主意書におけるところの御質問でございしますが、御質問の点の二十条第一項後段との関係について答弁をいたしておるということでありまして。

その後、この答弁書では、続けまして、「当該国政を担当することとなつた者が、国権行使の面において、当該宗教団体の教義に基づく宗教的活動を行なう等宗教に介入し、または関与することとは、憲法が厳に禁止しているところであるから、この辺の部分だろ」といふ思ひますが、「前述の状態が生じたからといって、直ちに憲法が定める政教分離の原則にもとる事態が現出するものではなく、したがつて、前述の状態が生ずることそれ自体が、憲法に抵触するものとは解されない」とも述べておるわけでありまして。

これは、質問主意書におけるところの質問の部分におきまして「宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるから、これは憲法の政教分離の根本精神に反し、断じて許されるべきことではないと考えるがどうか」といふような質問の部分がありましたが、これに對して今のところも触れてゐる、こ

う趣旨であらうかと思ひます。

○閣根則之君 今お読みいただいたことは私は知つた上で物を言つてゐるんだから。それを、時間が貴重なんですよ、今テレビで放送してしまし

ね。

念。どう見たってそれはキリスト教から近代社会、近代政治というものが独立をする、世俗化ですよ。昔は神の言葉で政治をやったんです、神のお告げで政治をやったんですよ。それから人間の論理で政治をやろうになったんです。それが近代民主主義です、議会制民主主義なんです。神からの独立。神からの独立って言葉はいいけれども、世俗化なんです。

昔は神様が政治をやってくれたんです。今はそうじゃない。それじゃなくて、神様が、神様は立派なんです。ところが中間者に変なのがいるわけですよ、時にね。間で神様の口をさく人が、神様の意思だと言う人がおかしなのがいて、神様から政治をやった方がいい。それが賢人にやらせたらいいじゃないか。賢人はふだんは頭がいいけれども、時に配線が狂ったりすることがある。そういうことがあると困るからみんなで決めれば間違いないじゃないかというのが、人間の頭でみんな、全部で決めれば間違いないじゃないか、大東亜戦争やることなかったじゃないか、それが私の原体験ですよ。

だから、民主主義なんというのは仮定ですよ、こんなものは。仮定、仮想。みんな決めておかしなことは起こらないであろうという前提がついてるんですよ。もちろんそれを信じているかもしれないんですよ。しかし、そういう賢人でもだめなんです。みんな決めてよう、それが民主主義でしょう。そういうものになった思想なんです、これは。

だから、数が多ければだれでもいい、だれが政権をとってもいいんですよ、国民から支持を受ければ。農業党も結構、工業党も結構、商業党だっていいんですよ。だれだっていいんですよ。米を開放したいという政党があったらそれでもいい。緑を守ろうという政党があったら、それが政権とって構わない。ただ、宗教だけはだめですよ、宗教が政権をとることはだめですよ、それを決め

たのが憲法二十条の精神なんです。

憲法二十条というのは、ほかの、いろんな政党とか信条の持ち主が政権をとる、政権に近づくために選挙法をきっちり使ってやることは構わない、しかし宗教団体だけはだめよというのを書いたのが憲法二十条の第一項後段なんです。いかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならないと書いてある。これは、そういう歴史の上に法治国として法定されているんですよ、憲法ではっきり。

だから、あっちこっち持っていけないで、政教分離の原則は一方向だよなんて、そんなこと言わないで、まさによって来たところが、それは国権からの介入もだめだけれども、宗教団体が政権とつちやだめだよ、それを定めた規定なんだから、双方方向性ではないか。それを、勝手に政教分離の原則は国権からの介入を禁止した一方向性のものだということを前提にしておいて、そういう定義規定をつくって、宗教団体が国権に介入したという事実、明らかに憲法二十条第一項後段の規定に該当するような、違反するような行動が起こっている、自分で勝手に解釈した、こつちが残っているからそれでいいんだ、そんな解釈はとても容認することができない。

したがって、少なくともこの政教分離の原則というのは双方方向性のものであるということ、いいですか、それと憲法に書いてあることをきちんと守らなければだめですよということを言っているんですよ。政治活動に境界があるのかないのか。

この二点について、まあ総理は境界がありそうだなさそう、その辺のところはちょっとニュアンスが変わってききましたけれども、その考え方に、私は今までの政府の答弁では納得することができません。

○政府委員(大出峻郎君) まず第一点の問題でありますけれども、政府としては従来から、憲法の定めるこのような政教分離の規定といえますのは、信教の自由の保障を實質的なものにするた

め、国及びその機関が国権行使の場面において宗教に介入し、または関与することを排除する趣旨のものである、こういうふうに解しているわけがあります。

それを前提といたしましてといいますか、憲法二十条第一項後段のいかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならないということは、この政治上の権力の意味でございましてけれども、これは制憲議会のころから同じように現在も解釈をされているということでもあります。言葉をかえて言えば、国または地方公共団体が独断的に持っているようなそういう統治的権力というものの、一項目後の政治上の権力というものはそういうものを意味しておる、こういう考え方であるわけであります。

それを前提といたしますという、政教分離原則の中で宗教団体が政治活動を行ってほならないという趣旨までは含まれていないというふうな理解をいたしてきておるわけであります。

○閣僚則之君 私が主張しているのは、宗教団体が政治活動をするのを禁止されているなんて、そんなことを言っているんじゃないんですよ。宗教団体が、さっき言ったでしょう、本心に自分たちの信条なり教義に忠実な人がいて、これはいい人だというのならほとんど応援したついでいいんですよ。まさにそういうことは結構なことだと思ふんですよ。そういう政治的な行動をする、と、そんなことが憲法違反だなんて言っているんじゃないんですよ。

しかし、それがだんだん高じてきて、オウムは漫画チックなことをやりましたよ。しかし、あんなものじゃなくて、もともと計画的に組織的に幅広くなってそれをしてたら、政権をとっちゃたら、代議士をいっばいつくってとっちゃったときになんなんだ。そんなことではさすがにいいじゃないかなんて言っていますけれども、安心していただかないんですよ。日本の歴史の中ではないんですよ。宗教が日本の政権をとっちゃったなんていうにはないんですよ。ヨーロッパには

いっばいあるんですよ、そういうのが。そうでしょう。

今のヨーロッパがそうだとおっしゃっているんですよ。かつて中世において、キリスト教が中心ですけれども、キリスト教が君臨するといいますが優越的な力を持って政治を支配したときがあるんですよ。そういうものに対して、近代国家というものが成り立つ過程で宗教というものを別にしたんですよ。そのかわりに、宗教はだめよ、自分たちでやりますよって世俗的な権力としての政府をこしらえたんですよ。

しかし、そこで出てきた政府は、信教の寛容というものが出てきておる。そういう概念が出て、寛容というのは許すということですよ。おれと考え方が違う、おれと宗教は違うけれども、一般の国民におれの宗教を押しつけることはいたしません、国の側から信教の自由を認めて、自分とは宗派の違う宗教団体の活動に介入しませんということをおっしゃっているわけですよ。

そのもと、国の権力が宗教団体に介入するなんていう、そんなものじゃないんですよ。宗教団体がまさに国家権力というものを握っていたんですよ。そういうものからの独立なんですよ。そういうのが政教分離の原則なんです。それを頭にしっかりと据えて政府見解を見直していただけないか。今私が申し上げたような基本に戻って一回検討していただけないか。

○政府委員(大出峻郎君) 一般論として申し上げますと、憲法を初め法令の解釈といえますのは、当該法令の規定の文言とか趣旨等に即して、立案者の意図なども考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであると考えられるわけであります。

政府による憲法解釈についての見解は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものと承知をいたしておられ、最高法規である憲法の解釈は、政府がこうした考え方を離れて自由に変更することができると

いう性質のものではないというふうに考えておるところであります。

特に、国会等における論議の積み重ねを経て確立され定着しているような解釈については、政府がこれを基本的に変更することは困難であるというところでございます。

○関根則之君 今、ともかく私が新しい観点からの基本的な議論を申し上げているんですから、それに対して、即答でそんなものだということやなことはおかしいんで、変えるつもりはないんじゃないかと、これは検討を、これから私も同僚の質問を通じてきちつとそこを明らかにしたいと思っています。そういう意味で検討をぜひお願い申し上げます。質問を終わります。

○委員長(佐々木満君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、皆野久光君が委員を辞任され、その補欠として前川忠夫君が選任されました。

残余の質疑は午後二時に譲ることとし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時一分開会

○委員長(佐々木満君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾辻秀久君 尾辻です。午前中、関根委員の英語も出てくる大変鋭い質問がありました。私は私の能力の範囲でしかやれませんので、どうぞ総理、私にわかる答弁をしてください。まず、不信任案が冒頭に出ましたので、一言言わせてください。

公平中立でないという理由でありましたけれども、委員会もまだ始まっていないわけでありま

から、何が公平中立でないのかよくわかりませんけれども、察するに準備の段階の話だろうと思います。しかし、準備をするための理事会といいますが、理事懇といいますが、平成会の皆さんはほとんど出てこられなかったのではありません。そのことだけはやっぱり言わせておいていただきたいと思ひます。

しかも、にもかかわらず、委員長は私も自民党の主張は余り取り入れていただけませんでした。むしろ不満があったわけでありま。しかし、私もが不満を持つぐらいが公平中立なんだろうなと、そういうふうにいるながらやってきたんですが、あの不信任案というのはわからないなということだけは言わせていただきます。

続きまして、関根委員の質問の中で二つだけ私にも納得できないことがありますので、引き続き質問をさせていただきますと思ひます。

まず、創価学会池田大作名誉会長への外務省の便宜供与のことです。お聞きいたしておりましたら、古い話であるからわからないから答えられない、こういう理由でありました。これは決して皆さんのよく使われる守秘義務であるとか何とか、そういう理由ではないんですね。確認だけします。

○政府委員(池田雄君) 先ほど申し上げましたのは、既に一切の記録が残っていないということを確認できないという趣旨から申し上げたわけでございます。これは守秘義務に基づくものではございません。

なお、一般論として申し上げますと、民間団体であつてもその活動が国際交流あるいは文化交流に資するものである、あるいは実績があるという団体、個人に対して便宜供与を行うことがあ

るわけでございます。

○尾辻秀久君 そんなことをお聞きしているわけじゃありませんので、後段の部分は結構なんでありま

いたします。

これは国会図書館から借りてきたので大事にしなければいけないんですが、ここに雑誌があります。この雑誌の中に、極めて最近、池田名誉会長が外国にお出かけだということが出ております。この中に外務省や税関にも信者はいるからと、こういうことが出てくるんです。

そういえば、何かのときに大鳳会という存在を聞いたことがございます。外務省に大鳳会というはあるんですか。

○政府委員(池田雄君) お答えを申し上げます。大鳳会なるものについて書かれたものを読んだことはございますけれども、信教の自由に関係するということもありまして、私も確認する立場にないわけでございます。

○尾辻秀久君 では、とりあえずそのことはおいておきましょう。

先ほど古いから答えられないと言われたこと、これは古過ぎるからということなんでしょうが、五年ぐらいのところなら資料があるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(池田雄君) 五年間程度のことにつきましては、私も資料はあると思ひますので、調べることではできると思ひます。

○尾辻秀久君 それでは、あるとはつきりお答えになりましたから、どうぞ調べて出してください。この要求をいたしておきます。(何の資料か)と呼ぶ者あり。何かということでございますから申し上げます。

まず池田名誉会長が外国にお出かけになると、私も聞いておりますのは、大使とか公使とか恭しくお迎えになるといふことであります

が、そういうことがあったのかないのか、あるのかないのか。それから、通関が自由におできになるという話も聞いておりますが、そういうことができるのかどうか。それから、外国の要人にお会いになるのにアポイントをとられる、それも外務省がかわつてやる、かわつてやるというか外務省がやるということでもありますけれども、そういう

実態について調べてお答えください。こういうこととありますから、いいですね。

それから、先ほどずっと続いておりました政教分離の点でございます。これは当然ですけれども、団体の政治活動に境界があるんだということも、まではお答えになったと思うんですね。その境界があるというところまではお認めになったわけがありますから、ではどのぐらいの境界があるのか、どのぐらいのところに境界があるのかどうか、これは統一見解をぜひ出してもらいたいと思ひます。

ですから、私は二点お願いいたしましたので、きちつとした外務省からの資料を出してもらえ

のかどうか、外務大臣に。それから政教分離について、宗教団体の政治活動の境界についての統一見解を出していただけるかどうか、官房長官にお聞きをいたします。確認したいんです。

○国務大臣(河野洋平君) お出しできる資料はきちつとお出しをするつもりであります。

○国務大臣(野坂浩賢君) お答えをいたします。今お話しになっております関根委員の質問、これに関連する尾辻議員の質問であります。いわゆる宗教活動の政治的限界、この問題については、午前中、法制局長官が一応の見解を出しましたけれども、四十五年の当時の質問主意書に基づく答弁であります。したがって、その限界の問題については、十分検討して統一見解を出していきたいと考えております。

○尾辻秀久君 いずれもきちつちりお出ししたくない御答弁をいただきましたので、お願いをいたしておきます。

議論が先に進んでしまいましたけれども、改めて私の質問をさせていただきます。

今、もう一回頭を整理して質問をやり直してみたいなと思ひていますが、私はこういうふう整理しているんです。

私たち日本人は、そもそもというか、多くの人がやおよするの神を信ずる多神教徒でありますから、どうしても絶対唯一の神を信ずる一神教の宗

教観にはなじみが薄い。また、宗教が国家を支配したという歴史もないと言っている。こういうこととありますから、宗教について元来深刻に議論したことはなかったのではありませんけれども、このたびオウム事件などありで、そののんびりしておれないということで、改めて幾つかのことに気がついた。

一つは、午前中随分議論されましたけれども、政教分離と言葉では言うけれども、中身をきちっと詰めておかねばこれは大変だ。一つは、教育の中で宗教をどう扱うか真剣に考えなければならぬ。また一つは、宗教法人法を初め税制を含めた幾つかの法律にこの際検討を加える必要がありましたけれども、午前中の御答弁の中でも出てきましたけれども、こうした法律の適用に当たって、宗教性善説に立って宗教を聖域にして、宗教団体を治外法権に置いてはいけません。それからまた一つは、カルト対策をしつかりさせておかないと危険である、こんなことがあると思うんです。

そして、今、こうした環境といえますか認識のもとで宗教法人法の改正がなされようとしておる、今我々は議論しようとしておる、こういうふうには整理しているんですが、総理はこの宗教法人法改正の言うならば環境といえますか、どういうふうには整理しておられるか、お聞きをいたします。

○国務大臣(村山富市君) 幾つかの観点からそれぞれ御指摘があったわけでありすけれども、例えば課税の問題については、これはまた税法があった別の法律が適用されるというので、それぞれ対象によってその適用される法律が違いますから、それぞれあるわけです。

今度の宗教法人法の改正というのは、もうたびたび申し上げておりますように、信教の自由とかあるいは政教分離とかいうような大前提は保障しますというのを前提にして、しかし、一つの例として申し上げましたけれども、この法律がつくられた当時と現在とはもう社会情勢も変わつてい

ますし、宗教団体の活動も変わつてきておる、したがって今のままの法律では適用に無理がある。同時に、そのことは、単に行政上の責任が果たせないというだけではなくて、本来の意味で庶民の皆さん方からもなるほど納得されるような公正公平な宗教活動といえますか、皆さんがお互いに認め合うような、そういう宗教活動を保障していくためにもこういうことが必要ではないかという観点から私は今度の法律の改正はなされておるといふふうに確信をいたしております。

ですから、一つの例として申し上げましたけれども、もう宗教団体の活動というのは全国的に広がってきておる。それを一つの都道府県だけで認証して管轄するということについては行政上無理があるのではないかと。だから、複数の県にわたるような宗教団体の活動については、当然それを統括できるような文部省というのがその所管に当たるべきではないかというのとはごく当たり前のことではないかと私は思っていますから、決して無理なものではない。

これは一つの例ですけれども、例えばオウム真理教といったようなものが本当に宗教法人として適正なのかどうかということについて、解散命令を請求する権利は文部省にも都道府県にもあるわけですが、しかし、その解散に値するかどうかというこの裏づけをつかむ手段がないというようなことでは行政上の責任が持てませんから、したがって、最低そういう活動についてお互いに納得できるようなやつぱりその把握というものは必要ではないかというようなことについて今度の改正案は出されているわけです。

ですから私は、むしろこういうことをやることによって、宗教団体の宗教活動も本当に大衆が認め合つた中で保障されていくのではないかと。いうふうには思いますから、むしろ大きく前進していくのではないかと、よくなっていくのではないかと。いうふうには思っております。

○尾辻秀久君 だんだんにお尋ねしていきますから、先にいろいろお答えいただく質問しづらく

なりますから、どうぞお聞きしたことに答ええただきたいと思ひます。

私が申し上げたかったのは、我々が議論することは多岐にわたるんだということを申し上げたかったのではありません。それからまた、ごく最近の世論調査でも法改正に賛成というのは実に八三%なんです。国民の皆さんの期待、関心も極めて高いのでありますから、きょうから私たちの議論も始まったわけでありすけれども、まさに良識の府と呼ばれるにふさわしい議論をしていきたいなと、こういうふうには思っていることを申し上げます。

二点申し上げてみたいと思います。一点は、午前中、閣根委員も言われましたけれども、私たちの議論を深めるために、いろいろな方にぜひこの委員会に来ていただいで御意見をお聞かせいただきたいと思ひているということを申し上げます。それからもう一点、宗教法人法改正後も私たちは議論を続けなきゃいかぬ、議論を続けたいということも申し上げておきたいと思ひます。

先日、ある新聞を読んだんです。「消えた神棚」という記事なんです。ことしの七月の参議院議員選挙に際してある候補者が、前回の選挙までは選挙事務所神棚があったんだけれども、今度は消えてしまった。それは、その新聞に実にはつきり書いてあるんですが、ある宗教団体に誠意を示した結果なんだそうです。

他人様のことはよく言っちゃいけませんから自分のことも言っておきますけれども、我が家には仏壇があります。選挙が近づくと急に信心深くなりまして選挙事務所神棚を祭るのであります。

我が家で仏壇を拝んで、そして選挙事務所では神棚を拝むのでありますけれども、そういう私からすると、その新聞記事の宗教観というのは非常に違和感があります。総理はどういうふうには感じられるかなというのをお聞きしてみたいのであります。

○国務大臣(村山富市君) 私個人の宗教観といひますか、私のうちは真宗ですから、ちゃんと仏壇

がございます。盆にはお墓参りもしますし、法事の際には仏様にお参りもする。それから、選挙になりますと、選挙事務所の皆さんが一緒になつて、必勝祈願といって、お宮に行つて祝詞を上げていただいて、そしてやるわけですね。それから、年初めにはお正月に氏神様にお参りするか、あるいはお祭りには子供を連れて神様にお参りするとかいうようなことは一般的にごく普通にやられていることであつたと思ひますけれども、私もそういう態度をとっております。

○尾辻秀久君 余り細々したことをお聞きしようと思ひて聞いたわけでもございせん。ただ言いたいことは、宗教の問題は難しいなと思ひたいことなんです。信じている人たちは絶対正しいわけですから、オウムに至つては人を殺しておいて魂を救済したと、こういうわけでありすから。しかし、同じことが信じてない方から見ますと迷惑千万であつたり荒唐無稽であつたりするわけでありまして、非常に難しいなと思ひたいことを率直にまず申し上げてみたいところであります。

しかし、負託を受けて議論をするわけでありすから、慎重に、しかし恐れずに、本当に国民の負託にこたえられるように議論しなけりやいけな、今自分を叱咤激励するために言っているわけでありすけれども、そう思ひます。

先ほど、統一見解を出していただくということになりましたので、余りこたわりたくはないんですが、ちょっとこたわらせてください。

総理は、宗教法人が選挙活動を行うことを主たる目的とするということは宗教法人法には予定されていなく、こういう言い方をしておられるんです。予定されていなくはいないんですけれども、今度の統一見解で出てくるかもしれないんですが、予定外のことの起きたらどうなるんでしようね。

それじゃ、そのことはもうおいておきましよう。午前中で時間がなくなつていますから。それじゃもう一つ、金もうけを主たる目的とする宗教団体が出てきたら、まあこれも予定外なん

でしょうが、しかし私に言わせていただくと、
いっばいと言ったら語弊があるかもしれませんが、
幾つかあると思うんですね、実質は金もうけを主
たる目的とする宗教団体が。こういうものが出て
きたらと申し上げますが、これはどういうことに
なるんでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) これはいろいろな法律
の適用があると思いますが、主たる目的は
宗教活動を行うということによって認証されるわ
けですね。しかし、その認証された主たる目的と
違ふことをずっと継続してやっておる。これは明
らかに宗教法人法に照らして適正な宗教法人では
ない、こういうことが立証されれば、私はやっぱ
り宗教法人としての解散手続は当然所轄庁でとら
れるべきものだと思いますし、また宗教活動と
違つた意味で金もうけをした分については当然課
税されてしかるべきだということに思います。

○尾辻秀久君 総理はそういうふうにお答えにな
るんですが、文部大臣、たしか衆議院の質疑の中
で文部大臣は、率直に言つて、正直に言つてそう
いうことの把握といますか、実態をとらえるとい
うことはほとんど難しいんだというふうにお答え
しておられると思いますが、違いますか。ちよつ
と答えてください。

○国務大臣(島村宣伸君) 現行法上は全く無理だ
と言つても言い過ぎでないくらい把握ができません。
ん。

○尾辻秀久君 今、文部大臣がお答えになったよ
うに、総理のお答えはお答えなんですけれども、
それは解散させるといふか、認証取り消しとかい
ろいろな方法は条文には書いてありますからやれ
るよといふはそのとおりでしょうけれども、じゃ
実態をどうやってつかんでそれをやるのというこ
とになると、実態のつかみ方がないというのが
今の文部大臣のお答えで、これが正直なんだと思
うんですね。ですから、やっぱりこの宗教法人法
というのは随分不備があるな、こういうふうと思
うわけでありまして。
そしてまた、今私はそういう不備があるから改

正当然ですよ、ねといふことを言いたくてこんなこ
とを言っているんですけれども、ただ先にちよつ
と進ませていただくけれども、そういう不備すら
も今回の改正で解決されていますかね。なぜされ
てないのかといふことをちよつと文部大臣、お答
えいただけますか。

○国務大臣(島村宣伸君) 私どもは、これは本来
必要の付議事項ではないのですが、前文部大臣か
ら宗教法人審議会に御検討願つて、現行の宗教法
人法が時宜に合わない、今の実態に合わない、そ
ういふものがあればいろいろ御検討いただきたい
という中で、宗教法人審議会では所轄のあり方と
情報開示のあり方と活動報告の把握のあり方、こ
の三点に絞られて十三回に及ぶ総会、特別委員会
で御検討願つた。

我々は、政治的に恣意的に何かここにかわり
を持つことは一切遠慮すべきだという判断から、
審議会の方との接触は電話一本いたしませんでし
たし、その結論を待つてこの法改正を今お諮りし
ているところでです。

したがって、私は再三、テレビやラジオでお聞
きの皆さんおられると思うので、皆さんにも申し
上げていこうとしますが、今回のこの法改正に問
題があるかどうか、一般の国民の方にもぜひ内容
をごらんいただきたい。本当にわずかな部分を、
先生おっしゃる通りに、随分ささやかではない
か、こつと言われましても、再三申し上げてい
るように必要最小限の改正ということをお願いし
ているところでです。

○尾辻秀久君 今、不備が幾つかあるんじゃない
ですかといふことで申し上げておるんですけれど
も、もう一つ聞かせてください。

これは後で中島委員からもいろいろお話がある
のかなと思いますけれども、オウムが東京都に認
証を求めましたね。その際に既に東京都の担当者
は出家制度をめぐって都民から苦情が相次いでい
るというふうにもう実態を認識していたというふ
うに言われておるんですけれども、この辺はどう
ですか。

○国務大臣(島村宣伸君) 宗教法人の設立にかか
わる規則の認証につきましては、宗教法人法第十
四条一項で、所轄庁は申請に係る事案について、
一、当該団体が宗教団体であること、二、当該規
則が宗教法人法その他の法令の規定に適合してい
ること、三、当該設立の手続が宗教法人法第十二
条の規定に従つてなされていること、の要件をす
べて備えていると認めるときはその規則を認証す
る旨の決定をしなければならぬと、こうされて
いるところであります。

なるほど、先生御指摘のとおり、オウム真理教
の認証のいわば申請につきましては、いろいろそ
れまでの間問題があつたように聞きますけれど
も、結果的には、平成元年三月一日、東京都知事
に対して規則の認証申請書が提出され、八月二十
五日にこれを認証したものであると、こう聞いて
いるところであります。

以上でよろしうございましょうか。

○尾辻秀久君 今の御答弁も少し先回りをされて
しまつたんですけれども、今からそのことを聞い
うかなと思つていたんです。

私は、問題があるとわかつていながら東京都が
認証した、そのことをけしからぬと言おうと思つ
て今言っているんじゃないんです。むしろ、法の
不備があつて、ちゃんと書いてあるわけですか
ら、申請を受けたら三月以内で認証しなきゃい
けないと法律に書いてある、申請を受けたら、ど
んなにこれはおかしいなと思つても結局三月内
に認証したという認証せざるを得ないということに
なつて、それがオウムの例ではありませんかとい
ふことで言つたつもりなんです。それは法律にこ
う書いてあるからですよ、今既に文部大臣
からお答えいただいたわけで、そのとおりなんで
すね。その部分がやつぱりおかしいんじゃない
ませんか。

そして、これもまた今回全然手がついていませ
んね。午前中、閣根委員もそういう立場からの御
質問だったんだらうと思うんですけれども、必要
最小限と再三言われるけれども、最小限は認める

んですけれども、必要の方がくつつかのかなとい
う感じを持っていることだけを申し上げておい
て、引き続きの検討をお願いしておきます。
そこで、私がそういうふうには認識するこの宗教
法人法、そして改正、これでも反対だと言う方が
おられるんですね。私は正直に言つてよくわから
ぬのです。だから、ここにも「宗教法人法改悪を
斬る」とかいろいろ反対の皆さんの御意見も勉強
させていただきました。それでもやっぱりわかり
ませんので、この際いろいろお尋ねをしてみたい
と思つておるんです。

その反対の皆さんの御意見、私なりに言わせて
いただくと、もう中身より何よりも、もともと反
対だと言つたら怒られるかもしれないけれども、
とにかくそういう中身以前で反対だ、こういう
御意見が幾つかあるんですね。代表的なのは、
「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり。今から言いま
すから聞いてください。代表的なのは、これは宗
教宗派の名前は言いません、宗教宗派の名前がつ
いていて中央協議会の事務局長と言われる方が
言つておられるんですが、文部省そのものに不信
があるんだ、文部省に不信があるから反対だ、こ
ういふような御意見があつたり、あるいはこの
たぐいだと思つておられるけれども、毎日新聞なん
かのある日の指摘なんです、文部省が政治の流れ
に乗つて省益拡大の発想はなかったんだらうかと
かいろいろ言つておられるわけでありまして、こんな
ことどうですかと聞いても答えもわかつていま
し、お互いに八百長みたいなやりとりをしてもし
ようがありませんからお聞きもしませんけれど
も、こういうたぐいの反対もあるんですね。そう
いう中から、まあまあお聞きをしてみなきゃいか
ぬなと思つておることをちよつと聞かせてください。

法人法を変えなくとも法の運用で済むんだと
か、あるいはオウム対策には全く効力がないか
ら、だから改正反対だと言ふ人たちがいるわけで
あります。法人法の不備でオウム事件が起きたと
か警察の捜査がおくれたなどといふことは全くな
く、したがって改正はオウムの再発防止にならな

い、よって反対だと、こういう主張が代表的なものだと思ふんですけれども、私は、先ほど申し上げたように、法の不備で、オウム一つをとつてもやっぱり問題があるなと思ひながら認証せざるを得なかった。その認証したことによつてそれは一種のお墨つきになるんですね。これは間違ひなくならないと思ひますよ。そして、それが暴走を止めにくくしたことはもう事実だと思ひます。法人になることで一般には国が宗教性を認定したんだというふうな理解するんです。それはそう思ひます。そして、遠慮しているうちにどんどん芽が大きくなつてしまつて、こういうことなんだと思ひます。このことについて既に私の意見を申し上げてしまいましたから、もう質問はしません。

それで、質問なんですけれども、宗教法人審議会の報告の中で、基本的なスタンスとして、現行法の運用で対処できる点はより適切な運用を図るべきと、こういうふうに言っているんですが、具体的にどんなことを指しているんですか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のように、宗教法人審議会の報告の中にも、例えば「認証時の審査を厳正に行うなど、現行宗教法人法の運用で対処できる点はその適切な運用に努めることとすべきである」という報告がなされております。

私どもといたしましては、もちろん、先ほど来議論の出でおります認証の性格でございまして、けれども、法律の定める要件を備えていれば認証しなければいけないということは事実でございまして、認証の時点から著しく公共の福祉に反することがはつきりしておる、それが明らかである、そういうものについては認証の時点で認証しないという判断をすべきだということは当然法も許容している範囲だと思ふものでございまして、それから、そういう意味での認証時の審査を厳正に行うといったような点は今後も検討していかなければいけないというふうな考えております。

○尾辻秀久君 それでは、今そういう答弁がありましたから、今後は認証を厳しくやつていただければと思ひます。ぜひそうしていただきたいと思います。

います。

ただ、私の意見をあえて言わせておいていただくと、余り運用で扱わない方がいんじゃないか。解釈でやるといういろいろ法律というのは問題を生む。やっぱりきつちり条文に書いておくことが必要だというふうに思ひますから、そのことだけは申し上げておきたいと思ひます。

この法改正の議論の中で、特定の宗教団体の規制をねらつたものであるとかないかというのが大きき問題になっております。口にするかしないかはいろいろなんですけれども、その宗教団体というのが創価学会を指しているというところは、これはみんな承知してありますから、あえて私もそう言ひます。総理が宗教法人法の予定外のことだといろいろ言つておられるけれども、これほどの巨大教団が出現するというのがまさに最大の予定外だろうなと思ひます。

そこで、市川雄一新進党幹事長代理はこう言つておられるんです。特定の宗派の政治的規制が強くなつたのは実力があつたからで、自民党が強かつたところもそれでけしからぬとはならなかつたはずだ、こう言つておられます。確かに力があることは非難することではできないと思ひます。しかし、宗教団体がそこまで力をつけることの議論と、このはもう既に行われまして、政府の統一見解も出てくるでしょうから、そのことについては触れません。

しかし、力があるということでは言わせていただくと、自民党も力があるそのことを非難されたことはなかつたと思ひます。しかし、力があるがゆえに監視の目を強くされたのは事実だと思ふんです。やっぱり強い力、大きな力に対して監視の目が強くなる、それはもう必然だと思ひます。大きな力が何か間違つた方向に行つたら危険ですから、当然そうなるんだと思ふんです。だから、ぜひ創価学会の皆さんもこのことは御理解いただきたい、そういうふうな思ひます。

そして、私自身、言わせていただくと、まじめな関心も素朴な興味も、そして正直に言うといさ

さかの恐れも感じていることをすべて申し上げるんですが、ぜひ指導者たる方のお話は伺つてみたいなど、こういうふうな思つておりますので、お願いしたくてここであえて申しました。そして、一つの宗教団体だけをねらい撃ちにして法律を変えらるなどということが、この民主主義のもとで、衆人環視のもとでやるはずはないと申し上げておきたいと思ひます。質問はいたしません。

衆議院のこの議論の中で、宗教法人審議会の審議のあり方について随分いろいろと御議論がありました。きょうは随分時間を節約しなきゃならぬので、一々はお尋ねいたしません。確認だけをさせていただきますので、そうであるかないかだけ言つてください。

法の改正に当たつて、審議会が格別意見を言わなければ法の改正はできない、要するに手続上ですよ。それを必要な条件としていふということはないと私は理解しておりますので、それでいいの

それから、今度の意見は、あれは私は報告だと聞いています。そして思つています。という意味は、答申という重みのあるものではないんですねというところをお聞きしているわけでありまして、一つの言ふならば参考意見としてお聞きになつた、こういうふうな理解しておるんですが、今申し上げた二つのことはこれでいいですかという確認であります。

○国務大臣(島村宣伸君) おっしゃるとおりでございます。これは、まさに参考までに御検討を願つた、こういうことで受けとめていただいて結構です。

○尾辻秀久君 今、確認していただきましたので、余り審議会の審議の内容でございまして、そういう意味はないと思ひますから、予告しました審議会の運営のことや議事録の公開のことなんかもうきょうは質問いたしません。

一つだけそのことで質問させていただきますと、昭和三十三年に答申が出ていますね。これは答申としてきつちり出ている、重みがあることな

んです。しかも、読みますと非常に適切な指摘をしていると考えるんです。

例えば、「宗教法人となることができる宗教団体の基準を設けること」とか、特に、宗教法人の認証の取り消しは認証後一年を経過した後でもやれるようにしなさいとかぬのじやないかと、そういうことを言つておるわけでありまして、こうした至極もつともだと思はれるような指摘すらも今回触れられていませんね。これはやっぱりちよつと思ふんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(島村宣伸君) オウム真理教事件を契機として、一体所轄庁は何をやっているんだ、いわば文部省は一体宗教行政の所管庁として何をやっているんだという御批判がありました。しかし、警察当局の非常な的確な対応で、オウム真理教にサリンの元凶が突きとめられてかなり安心したことは事実です。

しかしこれを契機に、今までは認証したらそれつきり、放置したままといひましようか、本来の法治国家でなくて、いわばほつたらかしの方の放置であつたような我々には反省があるわけでございます。その中で、特にどうこうしてくれという注文を一切つけずに御検討願つた結果が報告としてまとめられました。それはそれとして尊重するのが私たちの建前でありまして、今回その御報告に基づいて法改正をお願いした、こういうことでございます。

○尾辻秀久君 さつきから言つていますように、引き続きいろいろと検討してみてください。怠慢と言われてもしょうがないということにならないようにしておいていただきたいと思ひます。

午前中の閣根委員の質問で、法人法では、宗教法人の活動のうちの法人の持つ財産の管理とか維持運用などの世俗的な面についての規定はおる。要するに、聖と俗という関係で言つて、その俗の部分だけの規定をしておるのであつて、宗教の自由に触れるような規定はどこにもないというふうなことは確認されたと思つておりますので、これはもう質問しません。確認だけをここで

させておいていただきます。

そこで、宗教法人法の第一条で「この法律の目的」を定めています。「宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」と、こう書いてあるんですが、これはいかにも法律でありましてわかりにくい表現なんで、簡単に説明をしてくださいます。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人法第一条の目的の中の「法律上の能力」でございすけれども、これはいわゆる法人格を付与するということがございまして、権利能力、すなわち権利や義務の主体となることができる資格を与えるということの意味しているわけでございす。

○尾辻秀久君 いろいろ説明されると難しくなるんですけども、私はこんな理解をしているんですけど、宗教法人法によって宗教団体が法人と認められる最大のメリットというのは、要するに税金の一部は納めなくてもいいようになって、一部は軽くなる、このことだと思っているんですけども、この理解は間違いないでしょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) 私は、宗教法人に期待される公益性というのとは、高いものと、こんなふうな思っております。

○尾辻秀久君 それじゃ、質問の趣旨をちょっと変えてみたいと思ひます。

この法人法の基本的な性格について、ノーサポート・ノーコントロールなのかどうかというものがこれまで議論をされております。総理の答弁を聞いていますと、国と宗教との関係というのは、援助とかそれからまた一方から関与とかというかわりか全くなのかどうかというところで先ほども議論が行われていすけれども、これについて今申し上げたような、少なくとも税の軽減措置などというものはあるわけでありすから、これを受ける権利を与えておるわけでありすから、そのこと自体が既に支援というか援助というか、すなわちサポートである。したがって、この部分において既にノーサポート・ノーコントロールと

いうのはちよつと言えないんじゃないかと、総理はこう答弁しておられるんだと私は思っているんですが、どうですか、総理。

○国務大臣(村山富市君) ノーサポート・ノーコントロールというのは、もう認証したら一切それだといふものではないと思ひますね。これはやっぱり公益法人としての法人格を与えているわけですから、法人格を与えれば民法上の法人もあるいは私学の法人も同じように扱ふという意味で減税措置等も講じられておるわけでありすから、したがって、その限りにおいてはやっぱり行政とそれからその宗教団体とかかわり合ひは当然あるわけでありすし、お互いにノーコントロール・ノーサポートというわけにはいきませんということをおし上げておるわけでありす。

○尾辻秀久君 それじゃ、改正の中身について少しお尋ねをいたします。

改正のポイントには五ヶ条でありますけれども、私は、所轄庁に関するところについてお聞きをいたします。

後ほど、山梨県の御出身でありますから中島委員より山梨県の詳しいお話なんかあるんだと思ひますけれども、先ほど来話題になつておるうちに、オウムは東京都の認証を受けていたわけでありす。そして、山梨県とか静岡県とか熊本県で悪いことをする。その県の皆さんが、これはいかぬと言つて悲鳴を上げておるわけでありす。これは、東京都で認証されているんだから我々は知らない、東京都に行つてくれと、こういうふうに行つて、今度は東京都に行つて、じゃ何とかしてくだされいと言つと、いやそんな、うちが差し出がましきよそ様の県に行つていろいろ調べろわけにもいきませんからどうにもなりません。こんなたらい回しをしているうちに事態が深刻になつたと、こういうふうには思ひますので、所轄庁がかわるというのにはもうこれは至極当然だ、こういうふうに行つておるわけでありす。

そこで、まず所轄という言葉、これ聞きなれない言葉なんで、どういう言葉なのか説明していただけますか。

○政府委員(小野元之君) 所轄という言葉でございすけれども、一般に所轄庁といふふうな言葉を使ひますと、一定の行政事務について権限を有する行政機関のことを言う。それを所管しているといひます。所轄しておるという形で言うわけでありす。所轄を有する行政機関のことを所轄庁、所轄といふふうに行つておるわけでありす。

○尾辻秀久君 申しわけないんですが、お聞きしてもまたわからなくなるわけでありす。言葉のことでひつかかつていしてもしょうがないんですが、私が言ひたいのは、認証という言葉も実はそうなんですね。最近では、こんなふうにして宗教法人法を議論させていただくので、所轄とか認証とか何となく自分もなれてしまつて抵抗なく使ひますけれども、最初はやっぱりちよつと聞きなれない言葉であるといひか、そういう意味で抵抗があるといひ言葉だつたんですね。

それで、同じ民法第三十四条を基本にした法人だといひながら、学校法人などと比べてみてもはれものにさわるようにしてあることだけは確かだと思ひます。さうならぬ神にたたりなしとすれば、行政もやっぱり法律がさうできておるんだから当然遠慮がちになる、それが今日の事態を招いている、いろいろ言われていることだといふふうな繰り返し申し上げておるんですけども、言葉もそんなことがあるんじゃないかなといひこと、もつとそこははつきりと言つてもいいのではないだろうか。例えば所管で悪いのかと思ひます。今このことを申し上げたわけでありす。

今回の改正のポイントの一つであります二以上の都道府県で宗教活動を行う宗教法人が文部省の所轄になるわけですが、これはもう今申し上げておる通りに私は当然だと思ひます。

は国家権力である、これはある国会議員の方の御意見なんです、それはそうかなと私も思ひます。多くの法人が既に文部大臣の所轄なんです。じゃ、一体その法人はどういう扱いを受けているんだらうと思ひますし、大体、今度の改正によつて何かそんなことが変わりますか。もうこれも結構答えておられますけれども、改めて答えてください。

○国務大臣(島村宜伸君) 国が所轄庁であらうと地方自治体が所轄庁であらうと、この権限において全く変わりありません。したがひまして、変化はありません。

○尾辻秀久君 反対意見も少し御紹介してみたいと思ひますけれども、二つ以上の都道府県で活動していることは、二つ以上の都道府県に宗教施設があることで判断されるわけでありす。宗教施設が二つあるか境内建物か二つあるか、こういうことなんです。

そこで、結局、宗教施設があるかどうかということをお判定する必要がある、それはそうなんでしょう。それが建物内部の調査につながつて国家権力の介入のおそれがあるといひ、こういう見方もあるんですが、これは文部大臣、ですから今お聞きしたので、もう一回答えてください。

○国務大臣(島村宜伸君) 境内建物で判断することにはいたしましたのは、例えば信者の数とか活動の範囲といひのはやっぱり見方によつていろいろ差異が出ます。その場合に、境内建物で把握するのであれば、これは外形的にも客観的にも御判断いただける、こういうことから境内建物で判断する、こうなつておる。

○尾辻秀久君 今度はちよつと改正後の技術的なことといひか、そんなことで聞いてみたいと思ひます。

改正後、所轄庁がかわる法人が出てきます。その法人には国が都道府県の側から通知をするんですか、それとも自己申告をせしめらうことになつておるんですか。これは今後、一度知事の認証を受けた法人がだんだん大きくなつて、二つ以上の都

道府県にまたがって新たにというケースも出てくるわけですが、そういう場合の各法人に周知徹底させるのはどういうふうになさるおつもりなのか、こういうことを聞いてみたいわけでありま

す。

ついでに、ちょっと細かなことですけれども、一口に宗教施設、境内建物と言いますが、例えそれが借地借家だったらどうなるんだらう、教祖の墓を聖地にしていたらどうなるんだらう、あるいは海外の施設はどういうことになるんだらう、いろいろ出てくるので、私は、その細々した部分を答えてくださいと言っているわけじゃないんです。

ただ、こうした判断は全部法人の判断に任せられるのか、所轄庁がちゃんと何かを言われるのか、この辺のところをお聞きしているわけでありまして、答えてください。

○政府委員(小野元之君) 今回の法改正をお認めいただきますと、所轄庁といたしましては、境内建物がほかの県にあるかどうかということ把握する必要があるわけでございます。そういった観点で、通達等を私どもからお出しをいたしまして、法改正が成立して公布いたされまして、その間に宗教団体の方から、ほかの県内に境内建物を持っているところについては現所轄庁、都道府県知事を經由して文部大臣にその旨をお知らせいただくということにしているわけでございます。

このお知らせいただく段階で、それが境内建物ということであるかどうかということについては、現所轄庁でございます都道府県知事の御判断ということもあると思えますけれども、それを判断して經由していただいたものを受けて、国としては、その法人が文部大臣法人であるということを確認することになるわけでございます。

○尾辻秀久君 今の御説明を聞きますと、いずれにしてもやっぱり所轄庁は体制を強化せざるを得ませんね、私が言うのは人的な体制のことです、と思うんです。そうすると、どんなことを考

えておられるのか、国と都道府県の連携とか都道府県の財政負担はどうなりますかと、いろいろ聞いてみたいと思いますが、もう時間がありませんから聞きます。

もう一つ大事なことだと思ふのは、今回の改正のポイントの一つである備えつけ書類の見直しと提出というのがありますね。宗教法人側からの心配というのは、そういう書類によつて宗教活動、すなわちさつき言いました聖と俗の部分のその聖の部分までのぞかれるのではないかと、心配があるんだと思ふんですね。それとも一つは、今までは備えつけだけでよかったのに、出せと言われると提出しなきゃいけないということになると、やっぱりこれは抵抗があると思ふんです。

この辺のことについては答えておいてください。

○政府委員(小野元之君) 法改正をお認めいただきますと、御指摘のように毎年度、財産目録その他の会計書類を所轄庁に御提出いただくということになるわけでございます。この目的でございますけれども、これは宗教活動をどんなことをやっていらつしやるかといったことを知るためでももちろんございまして、全体としての一会計年度の会計がどうなっているのか、収支の状況が全体としてどうなっているのか、財産目録がどうかというものを総体として計数で把握する、そのことが目的なわけでございます。

したがって、この書類をいただいたからといって、いわゆる聖の部分について所轄庁がとかかく申し上げるとかいろいろ調べるといったようなことでは全くないわけございまして、客観的に法人の管理運営の観点の財務会計面からの状況を把握するというのが目的であるわけでございます。

○尾辻秀久君 もう本当に時間ありませんから残りの時間で、さつきから税制についてこだわっているんですけれども、ちょっと質問をさせていただきますかと思ひます。やっぱり国民の関心とい

うのは大きくそこにあるんだというふうに思っているんです。

素材にといひますか、まさに素材に言わせていただきます。お布施としてお金を幾ら集めてももちろん無税です。それを預貯金して利息を稼いでも無税です。株の売買をして稼いでも無税です。不動産の売買でもうけても無税です。それを政党や政治家に幾ら献金してもさらにお構いなしであります。宗教法人が土地、建物を買っても、宗教施設だと言ひさえすれば不動産取得税はかかりません。固定資産税ももちろんありません。本に宗教施設ならいいのですけれども、先ほど文部大臣が言われたように、金もうけに使われてもこれは把握のしようがない。まあいろいろあるんですけれども、幾ら何でも思ふことを例として申し上げたわけでありまして。

そこで、このところ総理と大蔵大臣の宗教法人に対する優遇税制の見直しについては私は前向きな発言だと思ひていますが、前向きな発言がありますから、この際、御見解をお聞かせください。

○国務大臣(武村正義君) 公益法人課税に対する私の発言であります、総理もたびたび答弁をなさっているわけでありまして、公益法人等という表現を使っておりますが、「等」の中には労働組合も入っておりますし、いわゆる民法法人、財団・社団・学校法人、それから福祉法人、医療法人、プラス労働組合のようなものも入ってまいります。今回、政党助成法が成立をして政党にも一定の法人格を認められましたので、我々の所属している政党もこの「等」の中に入ってくる、こういうふうな認識をいたしております、そういう幅広い公益法人等の中に宗教法人も立っている、こういう認識でありますし、今日までも、宗教法人に対する非課税措置の考え方はそういう幅広い公益法人全体の中で取り組まれてきているということとであります。

しかし、その中でもいわゆる収益事業というのは、一定の収益の上がる事業については、これは

他の一般民間法人と競合するという状況もございまして、これには課税をさせていただこう、こういう姿勢でやっております。

それで、この分野についても、今回の論議の中で改めて私どもは認識を深めながら、この収益事業の非課税の税率はいいかどうか、範囲はいいかどうか、あるいは今おっしゃったように金融資産に対する収益、いわゆる果実ですね、一般は二割の課税がなされているわけですが、これが非課税になっていきます、これでいいのかわるか、あるいはみなし寄附金と言われる制度のあり方もこれでいいのかわるか等々、こういった問題については政府税調も党税調も早速議論を始めていたにいてるという状況であります。議論で党、政府ともにまとめたものは、すべからず新年度、八年度からでも実施できるものは実施していこうという姿勢であります。

なお、それ以外の問題は、収益事業以外の分野が非課税になっておりまして、ここにひとつ皆さんの論議も非常に強く大きくなってきておりまして、私自身も当初からこの分野についてもいろいろ矛盾を感じております。サリンのようなああいいう人々を殺りくするような犯罪行為に非課税資金が使われている、これでいいんだらうかという議論がありますし、政治資金をめぐる議論があるところでございます。これは大変根深い問題として、公益法人全体の中で考えていく必要がありますから、ここで具体的な方向づけまではまだお答えいたしておりませんが、真剣に目を向けさせていたいただきたいという考えであります。

○尾辻秀久君 宗教法人と金の問題というのはいろいろまた難しいところがあります。

そこで、識者の皆さん、この中には創価学会の秋谷会長も入っているんですけれども、多くの方がやっぱり宗教法人の会計基準、会計原則、これはつくらなきゃいけないんじゃないかと言っておられるんですね。これはぜひ検討するかどうか、やるべきことだと私も思ふんですが、文部大臣どうでしょう。

うでしようか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございました宗教法人の会計基準でございますけれども、宗教法人審議会の中に、「宗教法人の拠るべき会計の基準を設けることを検討していくことが望まれる」という御指摘もあるわけでございますし、私どもとしても検討してまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 雑誌でなんですけれども、与謝野前文部大臣が言っておられるんですが、宗教法人審議会の中にも随分そうしたことは前向きですよという記事があるんですね。これは宗教法人審議会の中でそういうことですか、もう一回答えてください。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人の現在の会計の状況というのはさまざまございまして、これの一つにまとめるというのはなかなか難しいものがあるのも事実でございますけれども、審議会の委員の御意見として多かったのは、よるべき会計の基準というものをやっぱり考えていくべきではないだろうかという御意見が強かったというふうに記憶をいたしております。

○尾辻秀久君 最後の質問として文部大臣にお尋ねいたします。

これは、文部大臣がまだ文部大臣になられる前に書いておられるんです。「我々国会議員の側の問題として宗教法人法の改正、特に財務状況の公開と収益事業の原則禁止というようなことが、旧公明党と創価学会の関係から後回しにされてきたことは否定できない。ある意味では、これらの馴れ合いの結果が、無茶苦茶な金集めと使い道を野放しにしたという意味で、オウム真理教の暴挙を可能にしたという点も、あながち間違いではあるまい」。こういうふうな述べておられるんですが、文部大臣の決意をお聞かせいただけますか。

○国務大臣(島村宜伸君) 今、御指摘のその文章は、文芸春秋の七月号、当時まだ私は一政治家であり、文部大臣になることは全く予測しなかった段階でございます。

私は、政治家としての自分の良心に照らしてそ

れを書いたわけでございますが、現在は、すべての宗教法人、まさに宗教行政をいわばつかさどる文部省の責任者でありますので、私はこの点は、現在はそのことについては御遠慮申し上げたいと思います。

○尾辻秀久君 文部大臣としてしっかり頑張ってくださいということだけを申し上げておきます。

先ほど来、閣下委員からもお願いしておりますけれども、私も途中でお願いいたしました創価学会の池田大作名誉会長と秋谷会長、申し上げたようなことでぜひ御意見を承りたいなと思っておりますので、参考人としてお呼びいただけますように委員長のお取り計らいをお願いをいたしておきます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○中島眞人君 閣下、尾辻両委員がいろいろな点で御質問をいたしました。私は山梨県出身でございます。オウムの大変な被害を受けた県でございます。そんな点からまず御質問をさせていただきますたいと思います。

先ほどから話ございましたように、東京都で平成二年に、平成元年に認可をされた。そしてそういう経過の中で、東京都で認可されたオウム真理教が山梨、静岡、熊本、全国各地で問題を起こしてきている。それは大変な、地元におりますと壮絶なものなんです。私は地元の人間として、このような問題が起こってきた背景には、先ほどから話されておりますけれども、まずすなわち認証という段階でやっぱ問題があったんだらうと。我が党の北川先生が東京都まで出かけていって、これはもう家庭破壊までいっている問題だから、認証すべきでない、そういう問題を再三にわたってやった。しかし、現行の宗教法人法ではやむなくそれは認証せざるを得ない。

もう一つは、東京都で認証したオウム真理教が山梨や静岡や熊本へ来て問題を起こしている。そして、ことしの時点から大変な問題が起こっている。それまでもこの五年間、私の山梨県にお

きまして地元の町村長が、ともかく何とかしてくれと、血の叫びです。言い続けてきた。そして、山梨県は、オウム真理教の建物建っているところに行つて何とかしないかという話をするんですけれども、宗教的行事であるから立ち入りは困るという形です。解決ができなかった、そういう問題点がある。そういう問題点というのは、そもそも現行宗教法人法に問題点があったんだと。

同時に、三つの問題としては、好ましくない反社会的な行為をした宗教法人に対して何らチェックができないという現行法にも問題があるのではないかと。こういう三つの点がオウム真理教にあのような形で問題を起こさせていったのではないかと。オウムとは関係ないんだという論調にはいささか私は地元の人間として問題がある。

やっぱ現行宗教法人法の中に問題点があったからこそのような形でオウムはやっぱいろいろなことをしてしまつたんだと、こう思うんですけれども、大臣、地元の人々というのは大変苦しんでおられます。率直にその点のお答えを、総理と文部大臣からお答えをいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(島村宜伸君) さきの予算委員会、そしてこの宗教法人等特別委員会、衆議院等でも何も申し上げてきているところではございまして、この宗教法人法は、まず性善説に立つて昭和二十六年に制定されたものでございまして。それ以来、社会の変化、そして宗教法人の実態も大きく変化したところでございまして。

ただ、一口に社会の変化と申しますが、まず経済の状態も当時と比べますと名目でGNPが約九十倍、八十七倍ぐらいになっておりますし、また同時に都市化が急速に進み、都市部においては人口集中が行われ、交通手段が空路に至るまで非常に全国的に網羅されて、さらには情報通信の機能等も極めて充実したところであります。

戦後、まさに法制定当時の社会環境でいえば、

宗教法人の実態というのはそれぞれの地域を主体に宗教活動を行うというのが実態であつたように思います。しかし、その社会の進展あるいは変化の中で極めて広域的に活動する宗教団体が急速にふえたということでございまして、機関委任事務として当初いわばそれぞれの地方自治体に委任してきた宗教法人の所轄というものが結局二つ以上の都道府県にまたがるといふ、先生御指摘のオウム真理教ではございませんが、四つの都道府県にまたがったわけでございまして、これがいざ調べるとなると現実には大変無理が出てまいりました。

そういうことから、法の不備といえますが、な点が結果的にはこういう事件を引き起こしたという意味では、私たちも謙虚に反省をいたしておるところであります。

○中島眞人君 先ほどの平成二年に認証というのは私の間違いでございまして、平成元年の認証で、訂正をしておきます。

そこで、問題が発生をしたことし、山梨県知事は上九一色や富沢町の住民から大変な悩みを受けるわけです。そして、御存じのように、児童福祉法によつてあの五十三名の子供たちを児童相談所へ預かつて職員が寝ずの番をしてやっています。警察官はあそこにおいて、何千人の警察官が不寝番をしてくれた。しかし、山梨県知事は何にもとる手だてがないんです。逆に、山梨県の住民の苦しみ、東京都知事と文部大臣のところへ行つて、何とかして欲しい、解散させてくださいと。

こんな法治国家の中で、自分の県の住民の苦しみを自分が何らコメントできない、対応ができないという法律は、今、法の不備だとおっしゃったからそれでいいんですけれども、その過程、例えば山梨県の知事はどんなに苦しんだか、その気持ちを私は飲み取っていただきたい。法の不備だ、現行の宗教法人法が不備であつたからということをお聞きしましたからこの答弁は私は要りませんけれども、そういう状況だつたということでは

さて、御存じのように、山梨県の知事の要請におきまして、東京地裁は宗教法人法に基づき、東京都知事と東京地検検事正が求めていたオウム真理教の解散請求訴訟で、解散命令が出ました。そして、続きましてオウムは即時抗告をいたしましたことも事実でございます。しかし、その中の解散理由の大きな原因として、三月二十日の東京地下鉄サリン事件とそれに続く上九一色村富士ヶ嶺の教団施設の強制捜査、そういうことをしていく中で、そこでサリンがつくられた、これは大変なことだと解散命令が出たわけです。即時抗告が出た。

さてそこで、この即時抗告をした中で、地元にとってみると、今後オウム真理教の財産が散逸してしまうんじゃないのか。この間は東京青山の本部の高価なピアノが売られたとか、あるいは所有権が移転をしているとか、現に上九一色の約十一筆、四万八千八百八十四平米の中には株式会社オウムと有限会社ぶれーめん所有の土地もあるんです。これらのこと等を踏まえて、あの土地は今から五十年前、住民が汗と力で築き上げたいわゆる牧畜を主体とした地域なんです。これが返ってこないのではないのか、そういう心配が大変あるわけでありまして。

そういう点で、即時抗告をされたのでありますけれども、いち早く解散命令を緒につけていただきたい、こういう願いに対してどのような経過でこれからいくのか、文部大臣にお答えをいただきたい、あるいは法務大臣にもお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(島村宜伸君) オウム真理教事件に対する対応は、既に司法の手ゆだねられているわけでございますが、私ども協力できるものはどのような協力もいたしますが、今その動向を見守っているところでございます。宗務関係のあれであります文化庁の次長からこの点については詳しく御報告をさせたいと思っております。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のございました財産隠しの動きの問題でございます。

現行制度上は、所轄庁は認証後、宗教法人の活動状況を把握できないというのが問題なわけでございますけれども、現在行っております、教団が関連会社等に土地の所有権の移転等を行って一部登記も行われているということでございますが、私どももいたしましては、これを直接差し止める権限というのはないのでございますけれども、各都道府県知事に通達を發しまして、違法行為の疑いがある場合には関係機関と連携し、厳正かつ適切に対処してほしいということで、例えば休眠法人を売買することであるとか、さまざまなことについて厳正に見張っていかうということをやっているわけでございます。

それから、なお債権者が民事保全法に基づきまして教団の財産を仮差し押さえることができるという部分もあるわけでございますが、事実、一部そういったことも行われているわけでございますけれども、私どもとしてはこういった教団の財産が隠匿されないように、しかもオウム真理教では幹部が今ほとんど逮捕されておるわけでございますし、そういった不動産等の所有権移転を行うためには公告等の手続をきちんとしなければいけないわけでございますけれども、そういったものがきちんと行われているかどうかということも非常に疑わしいわけでございます。

いずれにいたしましても、早く解散命令を出していただいて、清算人の手できちっとした形で財産の管理、処分を行っていただきたいというふうな考えでおるところでございます。

○中島眞人君 とにかく、地元の住民の不安が解消できるように最大の努力をお願いしたいと思っております。

財産の問題はそういうことでお願いをするんですけれども、解散命令が出ましても、大臣、法人としての資格はなくなる、しかしオウムという教義とオウムを信仰するということではあるんです。現に、地元の新聞ですけれども、十一月二十二日、「幹部謝罪それでも「教義」 上九信者百五十人信仰に固執 撤退へ行政ケア訴え」と。

私も九月二十六日に、今年度当選をいたしました参議院の同僚十五名と行ってまいりましたけれども、反省なんという色はありませんよ。私どもが行きますとビデオで一人一人の顔を写すんです。このことが地元にとってみると大変なことなんです。

ですから、宗教法人法を幾ら論議したってこの問題の解決はできない、残るんですよ。だから、これはカルトですから、少なくともこういうものを取り締まっていくなきゃいかぬ、あるいは現行ある法律を適用しなきゃいかぬ。そうしなければやっぱり住民にとってみればともかく不安でしょうがないんです。だから、現行の法律があるなら現行の法律を適用する、破防法。あるいはないとするならば、暴力団を取り締まった暴対法のような新しい法律をつくる、こういうくらしいことをやっていかないと住民は安心して眠れないということになると思うんですけれども、この辺について総理いかがですか。

○国務大臣(村山富市君) 宗教法人法の改正によつて、こうしたオウム真理教が行ったような凶悪な犯罪行為が防止できるとか、あるいは取り締まれるとかいうふうなことは考えていません、これはもう全然目的が違うわけですからね。

今、委員から御指摘がございましたように、地元の皆さん方のお困りになっている姿や御苦労やあるいは困惑している姿、不安等はよくわかった上で、少しでもこの不安を一日も早く解消するために、東京高裁で今解散命令が審議されておりますから、解散命令が確定して出されることを期待いたしますし、それから、それが出ますと裁判所が清算人を決めて清算事務に入るわけですから、即時にその清算をやっていたかどうかということも大事なことではないか。

しかし、今お話しございましたように、宗教法人としては解散するけれども、宗教団体としての宗教活動は自由にやれるわけです。したがって、

今関係省庁で連絡会議も設けて、そして各省が担当する分野について落ち度のないように、今の制度、法律を全部駆使して何としても根を絶つという方向で取り組んでおるところでございます。同時に、それでもなおかつ足りないという面がもしあるとするならば、それはそれでまた検討しなきゃならぬというふうに私は思っておりますが、とりあえず現段階では今ある法制度を全面的に駆使して、そして政府を挙げてこの問題の根絶に取り組んでおるということについては御理解をいただきたいと思います。

○中島眞人君 総理、このオウム真理教関連事件というのは、これは警察庁からいただいた資料なんですけれども、死者二十四名、負傷者三千九百四十名が出ています。サリンあるいは毒ガスVX、こういうものまで用意されているんです。

その中で、オウムの解散が行われてからということじゃなくて、はっきり言つて解散をしたつて後に不安材料というのは残るわけですから、この問題を同時にやっていかないと。私は警察当局の取り組みでいただいた努力というものを大変多としております。今、オウムの上九一色にはこの冬を迎えながら警察官が五十人、百人と毎晩いるんです。そういう中で地域の人々というのは大変不安がついているんです。これは解散をしてからじゃなくて同時進行でいかなければいけない、こう思うんですけれども、総理、その辺はもう少し地域住民の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思っております。

○国務大臣(村山富市君) いや、別に解散をしてからとかなんというふうな区別をして考えているわけじゃないんですよ。

宗教法人法の適用をもって宗教法人としての解散命令を裁判所から早く出していただくということとを期待する。同時に、今ある刑法なりいろいろな法律を駆使して、そして取り締まれるものについては全面的に取り組まっていこうというので関係省庁が連絡し合つて必要な対策を講じておる。そ

れでもなおかつ根が絶えないという現状があるかもしれないですね。したがって、並行して破防法の適用についても今調査をしているわけです。

私は法と証拠に基づいて厳正に判断をする必要があるというふうに思いますけれども、特に、この法律はもう御案内のように基本的人権に関する問題でもありますが、そこらも含めて慎重に検討して扱っていく必要があるというふうには考えておりますけれども、しかしこうした犯罪行為がなおかつ残っていくということについては、これは厳正に対応する必要があるというふうには考えています。

○中島眞人君　ともかくこの五、六年間、地元に住民というのはまさに不安でいたし方ない日を過ごしているわけです。どうかこれを契機に、住民が安堵して眠れるようなそういう対応を国としてつくっていただきたい、このように思います。そこで、私は熊本県の波野村の問題にも触れたいと思うんです。

波野村の和解口頭弁論調書を私は取り寄せてみたわけでありまして。これは原告がオウム真理教、代理人として青山弁護士であります。被告が波野村の村長さん以下関係者であります。この請求の表示はどのような内容かといいますと、言うなれば、波野村へオウム真理教がやってくると困る、住民登録の受け付けをしなかつた、同時に、オウムという団体は大変な団体ですよということを村長以下が言ったことだと、これに対する住民票の不受理及び名誉棄損という形でオウム真理教が原告になって波野村を訴えた事件なんです。

そこで、和解が平成六年八月九日に行われるんです。そして、和解の金額はこう書いてある。「住民票不受理及び名誉毀損による各損害賠償請求事件の和解金として、金九億二〇〇〇万円の支払義務あることを認め、次の方法で支払う。」「金五億円については、平成六年八月三〇日限り」「残金の四億二〇〇〇万円については、六回に分割して、平成七年から平成九年まで毎年四月二〇

日及び八月末日に各七〇〇〇万円」を支払うとある。

しかし、今に至ってみると、原告であるオウムが訴訟を起こしていることよりは、被告になって波野村が言っていることの方が正しいんです。それに、六億の金も支払われている。支払われた金は何に使われたかというところ、サリンとかVX、毒ガスに使われているとすると、これは大変なことですね。

私は決算委員会の際に法務大臣にも法務当局にもお聞きをしたわけでありまして、これも波野村がこの破産通告をすべきだ、そして今までは支払われた六億円というものの返還を法の手続の中でやるべきだと私は思うんです。これが法の正義じゃないですか。訴えた人間と訴えられた人間が今度は逆転しているんです。これは明白な事実ですよ。法務大臣どうですか。

○政府委員(濱崎泰生君)　まず事務当局の方から、現在の民事法の考え方について僭越ですが申し上げさせていただきます。

御指摘の事案につきましては、私どもも新聞報道等で概要承知しておりますが、詳細な内容を承知しておりませんので、その事案についてどうなるということとは差し控えていただきたいと思います。

一般論として申し上げますと、和解契約というのは一つの契約でございますので、契約をすれば当事者はその契約を守らなければならないということでございます。一方的にこれを解消するということはなかなか難しいわけでございます。

ただ、民法の規定によりまして、和解契約上の意思表示が詐欺、強迫によってされたものであるという場合でございますとその契約を取り消すことができます。またその意思表示に錯誤があるということも理由として無効を主張することができます。そういうことになっております。したがって、そのような事情がもしあれば、当該和解の効力を裁判上争うことができる余地があるというふうに考えております。

○中島眞人君　波野村というのは人口が千九百六十人、今年度当初予算十七億五千六百六十万円、この中で九億のいわゆる和解金を支払う。それも正しいならいいんです。しかし、結果的には訴えられている方が正しくて、訴えた方が間違いだということとは明々白々になっているんです。

だから、こういうことについて、裁判所が和解をしたんですから、私は、波野村がこれは和解破棄を申し入れて、そして今まで支払われた六億円というものの返還請求をすべきだと。そのことを法務当局はどう思っているのか。よく調べていないと言ってくれるのか。私でさえ調べているんですから、法務当局、もっと調べてくださいよ、それは。

○政府委員(濱崎泰生君)　ただいま申しましたように、もし波野村においてそういう破棄という行為に出られてそれを裁判上争うということになりますと、それは裁判所が最終的に判断することでございますので、しかも裁判所がその具体的な事情を考慮して判断されるわけでございますので、今、行政当局においてその結果がどうなるかということをお願いすることはできないわけでございます。御理解を賜りたいというふうに思います。

○中島眞人君　時間がもったいないから、この問題は提起だけしておきます。

ともかく、善なる者同士が結んだ契約ならこれはあれですけれども、一つは結んだ相手が犯罪者ということですから、これは私は、法の正義の上から波野村に法務当局は手をかけていやる指導をしてやるべきだ、そういうふうな要請を申し上げておきたいと思っております。(大臣に聞いてみるよ、大臣に)と呼ぶ者あり)大臣、どうですか。

○国務大臣(宮澤弘君)　法律的にはただいま民事局長から御答弁を申し上げたとおりであると思えます。ただ、おっしゃいますように、いかにも今の状況のもとにおいて常識的にはどうだろうかという

御質問の気持ちには十分わかります。なお民事局を中心にもう少し検討をさせていただきたいと思えます。大変難しい問題であるということとはひとつ御承知おきを願いたいと思えます。

○中島眞人君　難しい問題だと言われども、法の正義という点からいけば、訴えられた人間が正しく訴えた人間の方が間違いだ、犯罪者だという確定がされた和解なんですから、これは私は、波野村の問題については法の正義の上からやっぱりこの問題は取り上げていかなければいけない、こんなふうに思います。

さて、そういうことで平成元年の段階で認証とかいろいろ問題があったオウム真理教というのは、ともかく政治に関心を持たなければいけないんだということの中で、平成二年にオウム真理教は真理党をつくって二十五名が四都県から立候補をしてくるんですね。ここに、オウムが政治の権力というものを握っていかないと自分たちのいわゆる教義というものは拡大できないんだということを契機に、平成二年にオウム真理教は真理党というものを結成してくるわけです。

そういうことの中で、大臣、自治大臣で結構ですけれども、端的に申してあのオウム真理教が真理党をつくって二十五名の立候補をしようとしたことはどうなんですか。正しいことだったんですか、間違いないことだったんですか、端的にお答え願いたい。

○国務大臣(深谷隆司君)　選挙にどういう集団がどういふ人を立てようか、それは法律上違法行為のない限りは許されていることであります。今日のような状態を見ますと、ああいう形で宗教団体の名をかりたテロ集団があることは重大な問題でありますから、私たちは今後こういうことが起きないように情報収集も含めてきちっと対応していきたいと思っております。

○中島眞人君　そこで、文部大臣にお聞きします。当時は思わなかったけれども、今になってみるととんでもないことだと自治大臣が御答へになっ

た。そのことが現行の宗教法人法ではチェックできないんです。そうでしょう。できないんです。ですから、そういう問題も今後課題として残りますね。

例えば先ほど言った、法人はなくなる、しかし教義あるいは信者は残る、そういう問題が残ってくるわけです。そういう問題に対して、少なくとも新たな、別な法律適用というものを考えなきゃいけないんだと先ほどから言っておったんですけれども、この問題を含めて私はもう一度文部大臣にお尋ねしたい。

○国務大臣(島村宜伸君) 私どもの立場は、宗教法人法のいわば規定に基づいて認証を与え、法人格を与えているという責任においてでございます。したがって、それ以外のお答えに對しましては所管の大臣にお任せしたいと思います。

○中島眞人君 いや、大臣、総理や法務大臣の見解というのは慎重にやってくれという答弁なんです。ところが、宗教法人全体を所轄する文部大臣としてみれば、こういう問題がまた起こってきては困るんで、よその省庁、またそういう違った法律でしっかり図ってもらわないと善なる宗教団体が大変迷惑してしまいますから、何とかひとつという答弁が私は文部大臣から出てくるんだらうというふうに思ったんですけれども。

そういうことで、さきの解散された信者の問題とか、あるいはこれらの宗教団体が政治へ出てくる、立候補する。いわゆるカルト集団という問題が、今までは想像もなかったんだけど日本社会に出てきたんですよ、カルトというのが。だから、こういう問題について私は対応を急いでいかなきゃいかぬ。総理から先ほど答弁いただいたとおりですから再答弁は要りませんけれども、そういう問題を含めてぜひひとつ早急に解決をして国民に安堵感を与えていただきたいと思います。

さてそこで、地方版はほぼつ終らせていただきたと思いますが、オウム真理教が興ってきた原因には法律の不備があったんだという率直な

文部大臣のお答え、地元の方々が御納得していただいていると思うんです。そうすると、上九一色とか富沢町とか波野村とか富士宮、この法の不備があつてあの地域に大変なつめ跡が残っているんですよ。あれを修復するには何十億の金が必要なんです。

こういう問題について、自治大臣、やっぱり法の不備があつたんですよ。そういう中でああいう凶暴な集団が地方を荒らしたんですから、国としては責任を持って財政的な支援、いろんな法的な支援というものをしてくださいます、山梨県知事からこういう要望書が出ています、それについて地元住民に安堵感をお与えいただきたいと思えます。

○国務大臣(深谷隆司君) 委員御指摘のように、現地において本場に多くの人々が大変な御苦勞をなさっている。そのことを考えますと私も心休まることはありません。過日も、知事及び市長、議員の皆様が大臣室へおいでになりました。ただいまお示しの要望書を提出されました。

一体、自治省として何が出来るか、今私たちは十分な検討をいたしておりますが、例えば経済対策の中で、公共事業に関する土地の先行取得、これらについての起債を認めるとか、あるいは利子について補てんをするとか、これは可能であろうと私は思っております。

また、現地を心ない人々が大変見学に参りまして、土地を荒らしたり、あるいはごみ等を散逸させる。これらもその町や村で大変な費用がかかっているわけでありまして、これらは特別交付税で見なければならぬと思っておりますし、またいわば不名誉な印象を全国に与えてしまったわけでありまして、これからの新しい村おこし等々についても我々としては全力を挙げてお手伝いをすべきだと考えております。

○中島眞人君 法の不備の中で起こった問題を自治大臣から大変前向きな御答弁をいただきました。血の叫びといいますか、そんな思いにこたえ

ていただけるように、今後とも関係各省と御連絡をとりながらぜひひとつ前向きにお取り組みいただくことを心から要望いたしておきたいと思えます。

さてそこで、オウムが政党をつくって、そして選挙に出てきた。私は、宗教団体というものが性善説であるにもかかわらず、法人をめぐる事件というのがたくさんあることに実は調査をして驚いたんです。

例えば、昭和四十年代以前のことについてはもう時効ですから触れませんが、五十年代になりましてともかく創価学会による、これは被害者であつたのか加害者であつたのか知りませんが、これも、三億円恐喝、五億円恐喝未遂事件、あるいは月刊ペン、あるいはまた金庫事件、墓園事業に関する事件、脱税事件、ルノワール絵画事件、またもつとさかのばれば言論出版問題事件、あるいは政党的の党首のところに盗聴器を宗教団体がつける、こういう問題が、私は調査をしてみましたところが、驚くような宗教団体が起こしている事件というのは大変多いんですね、それはそれなりに裁判で決着がついておりますけれども。

文部大臣、こういう例えば金庫事件、墓園事件、脱税事件とか盗聴事件とか、もつと端的に言えば、昭和五十年ですか、創価協定なんてありました。政党がどの団体と協定を結ぼうと構いませんけれども、宗教団体がいわゆる政党と協定を結ぶなんということは本来的に総理が言っている宗教法人の宗教活動の域を越えたことだらうというふうに思うんです。

何ら権限がないとはいいいながらも、文部省はこういう問題が起こったときにどういう指導をし、どういう聞き取りをしたんですか。普通の公益法人だったら、理事長、会長はこんな事件を起こせばもう一発で首ですよ。そういうことに文部省は過去どういうお取り組みをなさっておったのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人といえども、御指摘のように、法令にのっとって活動していた

だかなければいけないということは言うまでもないわけでございます。現行宗教法人法の第八十六条には、「この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。」という規定があるわけでございます。

私もいたしましては、一般論でございますけれども、宗教法人が法令違反の行動を行うということはもちろんあつてはいけないことでございまして、個々具体的な法令違反につきましてはそれぞれ法令の所管部局において対処いただくということしかないのではないかと思ふのでございします。仮に宗教法人のこういった法令違反行為が宗教法人法の八十一条にございします「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する」と明らかに認められる、こういった解散命令請求事由に該当するような場合には、裁判所に対して解散命令の請求をするということができるわけでございます。

ただ一方で、所轄庁でございますから、宗教法人法の規定に例えれば特定の宗教法人が違反をしている、あるいは宗教法人法の規定からこうした方がいいということが法律に、宗教法人法に反しておるといふような場合には、所轄庁といたしまして、当然のことでございますが、当該宗教法人に對してその是正を指導しなければいけないというふうに思うわけでございします。

ただ、ほかの法令の違反というところでございしますが、こういったことが明らかにした場合、私どもとしても、例えば建築基準法あるいは水質汚濁防止法等々さまざまな法令があるわけでございしますけれども、必要に応じてそういった当該法令を担当しておられる省庁と連絡をとっていくということが必要であらうと思ふわけでございします。

いずれにいたしましても、宗教法人がこういった社会的に批判されることがないように、法令違反ということが行われることがないように、必要

な対応をしなければならぬと思うところ
でございます。

○中島眞人君 今の答弁を聞きますと、これから
のことについてこうありたいということですから
ども、過去さまざまないわゆる宗教団体が起こし
た例えは想像もできないような事件があるわけ
ですね。こういう問題に対して、過去、文部省とい
うのは公益法人あるいはそういう宗教活動として
認めている、そういう所管をしている文部省とし
て聞き取りをなさったことがあるのか、そしてそ
ういふ問題について対応したことがあるのか、そ
のいろいろなことは結構ですから、あるのかない
のか聞きたいのです。

○政府委員(小野元之君) 私どもとしても、文部
大臣所管法人であれば、当然宗教法人法違反とい
うことでございまして私どもの方で事情をお聞
かせたいべく、相手方の協力を得てお聞かせいた
だくということができるとはございしますが、現
行宗教法人法ではそういう、何といいますが、現
証証した後の所轄庁としての報告を受けるシステ
ムといったものはないわけでございます。

今回、法改正をお願いいたしまして、毎年度の
財務会計等の書類をいただく、あるいは本間に問
題になった場合に七十九条、八十条、八十一条に
つきまして質問をするというところはできるわけ
でございますけれども、今までのところそういった
事柄につきまして所轄庁として法律の権限でもつ
てやったという例は余りないのが実情でございま
す。

○中島眞人君 余りないという言葉で、それ以上
私も、性善説の中で余りなかった。なかったと
ころか、やらなかったんです。だから宗教法人の
中はやっぱいいわゆる治外法権みたいなものが
あった、こういうことを私は言わざるを得ないと
思うんです。

そこで私は、十二月二日の週刊現代、私も自分
なりに調べてまいりましたけれども、外務大臣、
我が国の創価学会という巨大集団を海外のイギリ
スのBBC放送あるいはタイムあるいはカリフォ

ルニアABCテレビが取り上げた特集というのが
報道されております。私も私なりにこの記事から
問題を深めたんですけれども、外務当局は、これ
らの報道がどういふ報道であったのか、大変すば
らしい報道だったのか、あるいはやっぱり警戒を
している報道であったのか、この辺について外務
大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) 海外におきますた
ま御指摘の報道につきましては、私もタイム誌の
報道については承知をいたしております。その内
容についてどう評価するかというところについては
差し控えていただきますが、内容については
承知をいたしております。

○中島眞人君 評価は結構ですから、具体的な事
実をひとつ外務大臣、どういふ内容だったのか、
どういふ記事だったのか。タイム、BBCあるいは
はABC放送の内容を、大臣にお手数を煩わせる
といけませんから、このぐらゐの報道は歪曲しな
くて結構ですから、ありのままをひとつ外務当
局から、事務当局からお聞きをしたいと思ひま
す。

○政府委員(池田維君) ただいま外務大臣から御
答弁のありましたタイム誌でございしますが、十一
月二十日付でございまして、その中では「創価学
会の力」ということで政治と宗教のつながりにつ
いての特集記事を中心としてあります。また、その特
集の中心記事の中では、東京支局長のデズモンド
氏が「創価学会の力」ということで創価学会につ
いて記述をされているわけでございます。

○中島眞人君 それと、カリフォルニアABCが
創価大学のロサンゼルス分校をつくることにつ
いての特集はどんな内容ですか。

○政府委員(池田維君) 現在、手元にございま
せんで、ちょっとお答えすることをお控えさせて
いただきます。

○中島眞人君 いや、外務省というのは外国で日
本のかかわる記事や報道がなされたとき、ある
は国益に関する問題とか日本の名譽に関する問題
とかというのは的確につかんで、そしてそれに対

応するというのが外務省の一つの役割じゃないん
ですか。それが定かでない。あるいはフランスに
おけるシャトーの買収問題もありますね。イギリ
スにおけるいわゆるBBC放送の問題もあるわけ
です。

はつきり言つて、これらを今答えないという
のなら、この審議は一般質疑が続くわけですか
ら、外務大臣、どういふ報道の内容なのか。評価
は結構ですよ、大臣は評価をしないと言いますけ
れども、リアルに報道されているそのものを、外
国でどう報道されているかというものを、私
はぜひひとつこの審議の中へ出していただきたい
。

○国務大臣(河野洋平君) 雑誌その他で記事が
残っているものがあれば至急取り寄せて御報告い
たしたいと思ひます。

ただ、今お話しのようなテレビでありますとか
ラジオでありますとかということになりますと、
取り寄せることが可能かどうかちょっと私には自
信がございせんが、雑誌の記事でございすれば
取り寄せることが可能だと存じます。

○中島眞人君 日本人というのは今まで、先ほど
文部大臣がおっしゃいましたけれども、さつき尾
辻先生が話をいたしましたように宗教というのは
善なるものだ、いろいろあつても口に出さな
かったんですね。しかし、オウムという問題が出
たことによつて、日本人は宗教というのはすば
らしいものだという一面、怖いものだということ
を持ち始めている。

そういう中で、日本の中もさることながら、外
国で、我が国の政治的にもいろいろな点で大変な
影響力を持つ創価学会に対する論評が、アメリカ
やイギリスやフランス、ブラジルにおいては池田
さんに対する評価は大変な評価をしているんです
よ、好ましくない人物だという。私はちょっと
ポルトゲスがよく発音できませんけれども、そ
ういふ表現まであるんですね。

そういう問題を、外務当局は放送をされちゃっ
たものだからわからないんじゃないかと、大使館な
りそういうところで放送されたものや日本に関す
る記事というのは持っているはずだと思ひます
よ。そういうものを日本国民に的確に伝えていく
のが、VIP扱いをして税関フリーパス、別扱い
なんという行動に便宜を図るよりは、そういう日
本の報道が的確に報道されるということ、そう
いふことが外務当局の役割だと私は思ひます。そ
ういふ点で、この問題については重要な海外での
評価を日本人も知るべきだと思ひます。

そこで、いつまで答えるか、大臣、ひとつこの
報道を区切つてお約束をいただきたいと思ひま
す。

○政府委員(池田維君) 私ども外務省といたしま
しては、先生が御指摘になられましたように、日
本に關係する記事等につきましてはできるだけ広
く手分けをしてフォローはいたしております。た
だ、あらゆる種類の日本に關係することを逐一全
部知つてゐるわけではございません。

ただ、ただいま御指摘のございました点につ
いて私どもが入手でき、調べることができま
すものにつきましてはできるだけ早急に調べて御報告
を申し上げたいと思ひます。

○中島眞人君 いつまでですか。あしたくらい
で調べていただけますか。

○政府委員(池田維君) できるだけ早くとい
うことで努力いたしたいと思います。

○中島眞人君 委員長、この取り扱いについては
我が党の理事に扱いを一任して、今できるだけ早
くということですから、この審議の中で明らかに
していただき、国民の皆さん方にも海外での報道
というのはどういふものかということを知
らしめていただくようお取り計らいをいただき
たいと思ひます。時間がもったいないですから。
○国務大臣(河野洋平君) もう一度どれとど
れという特定をいただければ非常に私どもとし
て調べやすうございしますので、幾つか特定を
いただきたいと思います。申しわけございま
せん。

○中島眞人君 先ほど話を申し上げましたよう

に、アメリカのタイム誌、イギリスのBBC放送、そして創価大学の分校移転にかかわるアメリカ・カリフォルニアABCテレビ、これらの報道がなされた旨の、一部触れた内容が十二月二日の週刊現代に出ておりますので、現地大使館等に問い合わせれば十分わかることだと思いますので、これは委員長、よろしくお願い申し上げます。

さてそこで、この中に書かれている私が理解をした内容というのは、創価学会という宗教団体は大変巨大な集団である、政治的にもいろんな強い集団であるという、そういう見方がされておるんですね。

そこで私は、まず冒頭、先ほど総理からも御答弁がありましたように、宗教団体が政治活動にかかわるものについての境界の統一見解をおつくりいただくというところから、それはそれとして大変期待をしておるわけでありましても、十一月二十三日の読売新聞は、宗教法人法の改正は賛成八三%である、このほか、宗教法人や宗教団体が政治や選挙にかかわることをどう思うかでは、「望ましくない」が六四%、六割を超える報道しております。

同時に、朝日新聞は九月二十三日、今回の事件で宗教法人に関する法律の改正が検討されていいますが、あなたはこの宗教法人法の改正をどう思いますかというところで、すべきだと思いますというものが六三%。次に、宗教団体が選挙で候補者を支持することについてどう思いますか。問題があると思いますか、問題はないと思いますか、で、「問題がある」というのが朝日では六一%であるわけです。

そこで、金森見解並びに法制局長官がある述べました見解というのは四十五年見解なんですね、四十五年当時なんです。そして、少なくとも宗教は善なるものだ、宗教は問題を起すことではないだろうという一つの国民意識の中で、法制局長官がある述べているようなそういう答弁が繰り返されていくわけでありましても、二十二日の

参議院本会議におきまして村山総理が、宗教法人は宗教活動が趣旨であって、政治活動をやることについては境界があるんだという御答弁があった。

そのことについて、先ほどまた、繰り返しはいたしませんけれども、尾辻委員の見解に対して政府見解が出るということでございますから、これは私も出た時点でまた議論をさせていただきたいと思うんですけれども、政府見解が出てくる過程の中には、宗教団体が政党を持ったりあるいは政治活動を丸抱えでやるようなことについては問題があるんだということを国民世論は如実にデータの中で示しているということを私は申し添えておきたい、このように思います。

さてそこで、政策不在の佐賀補欠選挙とよく言われておりました。しかし、これだけ宗教法人特別委員会が参議院、参議院で国会を延長してまで議論をしていることですから、政策不在どころか政策に忠実な選挙であったというふうに私は思っていますし、同時にその結果は、やっぱり宗教と政治というものの対峙は一線を引かなければいけないというものが佐賀補欠選挙と土浦市長選挙の結果であろう、こういうふうに私は評価をいたしているわけでありましても。

そこで、私は行ってまいりました。佐賀県へ行って、四日間いたしたのでありますけれども、その間ともかくマスコミの論調は、この佐賀補欠選挙、創価学会が自民党かという見出しでございます。自民党かと言われるのは、我が党は政党ですからこれは結構なんですけれども、これまた異常なことだなと思ったわけでございます。

同時に、朝日新聞の十一月十二日、「十一日、佐賀市内の創価学会佐賀文化会館の駐車場には、九州各県ナンバーの乗用車が並んだ」と書いてあります。そしてこの中にはさらに、ともかく時間がありませぬからあれですけれども、まあ創価学会一辺倒なんです。（発言する者あり）いや、先ほど配ろうと思いましたが、これは配ってはいけないということでございましたから配れないん

です。こういう時間のロスがあつてはいかぬということであつたわけでありましても、ともかく、創価学会が選挙の中心勢力であつた。ましてや、この新聞の中にもありますけれども、新進党は、我が方には創価学会がいるから大丈夫だ、といわゆる政党の責任者のコメントであるんです。これはまさに異常だ。

そういう中で、実は先ほど閣僚委員が見せましたいわゆるパネルでありますけれども、あれは実は私が写したんです。実は、昼間行きますとだれもいないんです。ところが、夜十時、十一時になりますとあの広場にはいっぱいいるんです。私は、ちなみに佐賀市内や唐津市内の宗教団体、例えば立正佼成会とかあるいはPL教団というふうなところを見て回った。ところが、そこは静かな眠りの中でまさに聖域でした。ところが、さんざんと電気がつく中で人の出入りが物すごいんです。こういう事態を私は見てきた。

やっぱり口で言ったのでは評価をされないのではなからうかということで、あの写真を私が撮ってきたんです。二度も使うわけにもいきませんから、先ほど閣僚委員がお見せをいたしましたように、十一時過ぎです。あれは、十一時過ぎにあの人が、創価学会文化会館という宗教団体の建物です。そういう時間帯の中でいわゆる選挙活動が行われているんです。

そういう中で、私は行って聖教新聞を佐賀県の県図書館で見させていただきました。これまた今度も、七月のときに池田会長が和歌を贈った、今度も、十月二十九日、九州の最高会議で、「九州 怒濤の如く 朗らかに 歌い勝ちゆけ 先駆の誉れと」、こういう歌を歌っているわけですね。これが和歌だというんです。だから私も、専門の方にこれはどういう形のものですかと言いましたら、これが和歌などとはとんでもない話だ、我々和歌を学んでいる者を冒瀆するものである、これは道歌というものだ。こういうことが今度の佐賀にもあつたんですね。

政治の取り組みという問題には国民はやっぱりさめた目で見ていかなければ、そういう感じを私はいたしているわけでありましても。

そういう中で、実は私は、理事の方々にこの資料を政府委員に配付していただきたいということをお願いしたのでありますけれども、午前中の理事会ではよろしいということではすけれども、「理事懇」と呼ぶ者あり、理事懇では、中身を見たらだめだということなんです。

これは、平成二年のオウムが真理党をつくって選挙に二十五名出してきたときの資料です。そういう中に、私は、宗教団体が政治をしたり政治活動をするとは、そんなことは信教の自由の中で認めることは重々承知しております。しかし、ぐるみなんですね。これは宗教団体の行事予定表が選挙日程に、選挙行動に全部……「それは創価学会のか」と呼ぶ者あり。そうなんです。これが選挙の日程に全部、日程表がこうあるんです。

これは大臣、自治大臣、これは東京の板橋、北区です。（その資料何の資料と呼ぶ者あり）選挙資料です、学会の。そうなんです。（さつきオウムと言ったじゃないかと呼ぶ者あり）ですから、これを全部、実は総理と自治大臣と法務大臣と文部大臣、各大臣に見ていただくことなんです。やっぱりこういうものを見ていただいで、あるんですよ、ここにはつきりと。ここに書いてあるんです、ちゃんと。（創価学会の内部資料だ、それと呼ぶ者あり）

だから、こういうものを見ていくことによって、総理が言う宗教団体が政治にかかわっていく境界というのを私は判断してもらいたいという意味で、けさの理事懇でこの資料をひとつ総理初め担当大臣に見ていただきたいということで出したんですけれども、大変残念なんですけれども、これが終わりましたら個人的にお見せをしますので、ぜひひとつあしたの、また一般質疑の中でお答えをいただきたい。（信教の自由と呼ぶ者あり）

は出てきているんじゃないかと、こんなふうにいるんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(島村宜伸君) 今、中島先生おっしゃったとおりだと私も思います。

今回の法改正につきましては、私は正直申して法治国家として必要最小限のもので、こう考えておりますと同時に、私も、たくさん宗教団体の中に、極めてまじめな宗教活動を行って心から敬意を持っている宗教団体はたくさんございまして。先ほど新聞の具体的論評は御遠慮申し上げましたけれども、今回のこの改正に当たっても、我々のいわばまともな活動を明確にするために、きちっとおやりくださいと、そういう御激励も中にはあるわけでありまして。そういうことを含めまして、私は今、先生のお考えになった考えと同感であります。

○中島眞人君 ぜひとつ、先ほど尾辻委員が話をいたしましたように、これだけで宗教法人は終わるわけじゃないと思うんです。同時に、官房長官がお約束をいたしましたように、宗教団体のいわゆる政治的な行動の限界という政府見解も出てくるでしょうから、あわせて宗教団体の皆さん方の真摯な態度、そしていわゆる国民に安心して心の支えになってくれるような宗教団体を政治あるいは国家という場面からも願いながら、この問題については継続をしてありとあらゆる機会に取り組んでいってほしい、そういう点で私は要望をし、そして質問をしたいと思います。

そこで、先ほどちょっと私早とちりを、急行列車で行っちゃったんですけれども、日本にも宗教のカルト教団という問題に対する対応策というのは、現にオウムが出てきたんですから、カルトといふのは何だろうか、その定義を、私の知っている範囲というのはやっぱり反社会的なもので、そして個人的に言うならば家庭を崩壊していくようなものだということなんですけれども、カルトといふ定義をどのように意義づけているのか、これを、文部大臣でいいんでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございましたカルトでございますけれども、宗教の教義によりまして、カルト、教団という意味でございますけれども、自発的な集団でいまだ教義や組織が未成熟である、そしてカリスマ的な指導者に率いられた熱狂的な宗教団体を指すというふうに一般的には言われているようでございます。

このカルトという言葉でございますが、近年アメリカの学会やジャーナリズムを中心に盛んに使われているわけでございます、特に破壊的カルトといったような場合には、その宗教活動を主観的に判断して、閉鎖的で異端的、反社会的で危険な運動を行う団体、こういったものを指すというふうに聞いているところでございます。

○中島眞人君 カルトがやっぱり日本にもあったんです、あるんですよ。外国の報道も、日本の宗教に対してカルト的だという表現を使っている。ですから、そういうことは本当にそうなんだろうか、もしそうでなかったとしたら大変迷惑な話でありますから、そういう点で外務当局にタイムとかBBCとかABC放送の内容というものを的確に見せていただきたい。そして、その言っていることが間違いだとしたら国を挙げて抗議をしなければいけません。そのとおりだということであつたら政治や国会という場の中でこれに対して警告を発していかなきゃいけません。

そういう意味で、私も外務当局に先ほどお願いをいたしましたわけでありまして、そういうことについて早急に資料をお出しただけるといふことでございますから、それはその時点でお話をいたしたいと思います。

さて、実は先ほど聖教新聞のいわゆる選挙特集を発言したのでありますけれども、聖教新聞といふのはどういふ新聞なんですか。

○政府委員(小野元之君) 私も詳しく存じ上げませんが、創価学会の機関紙というふうに考えております。

○中島眞人君 機関紙ですね。これは確認をして

おかないといけないものですから、わかっていましたけれども確認をさせてもらつたんです。

この中で、いわゆる和歌が朗詠されて、天下をとれという、そういう和歌が論じられていくということですね。その中で、朝日新聞の十一月十六日のテレビ解説欄なんですけれども、(資料を示す)これは六時から「ニュースの森 緊迫! 一票をめぐり自民党と創価学会が壮絶攻防戦 未公開VTRを入手!! 杉尾秀哉ほか」とあるんですね。同じ日の聖教新聞のテレビ欄には「ニュースの森」、全部あとカット、何にもありません。

こういうふうな、公共的な報道をなさっておるというやの衆議院での意見の開陳があつたようでありまして、ひとつこういうことを見まして、うがつた見方をすると、やっぱり自分の都合の悪いことは報道しない。こういう中で、片方では、先ほど個人的にお見せをした学会のマニュアルや指導、表という形の中で選挙に取り組んでいく、そういうことを私は申し上げ、そして先ほど官房長官が発言もなされましたような、そういうことなんです。

ですから、ひとつ信教の自由、政教分離、昭和二十一年の金森発言をずっと引きずっているその政府見解。しかし、世の中変わっているんですよ。そして、そのことによつて宗教といふものを、少なくとも認証をした宗教がいわゆる殺人集団に変わつていったこの現時点の中で、もう一回宗教と政治のあり方、もっと端的に言えば、昭和二十六年に宗教法人がつくられたときというのは、私は戦前のいわゆる宗教弾圧という問題の中から、政治から、国家から宗教を守るという意思だったと思うんですよ。しかし、今は違う。やっぱり宗教から政治や国家がどう守っていくかという、もっと端的に言えばそういう時代に入っていると私は思うんです。

そんなことも含めながら、私の質問の言わんとする趣旨をひとつ御理解をいただきながら、総理と文部大臣から最後の御所見をいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕
○国務大臣(島村宜伸君) 私は、宗教は人の心を安定させるもので、我が国におきましては、我が国の精神文化の向上に深くかかわるものであつて、現代においても国民の生活に深く定着し大変大きな役割を果たしている、その敬意を表しているところでございます。そして同時に、国民もその大半の宗教団体に対してはそういう期待を持ち、またそういう敬意を持っています。

したがつて、そういう法の精神に照らしても、性善説にいわば合致するような行動に終始していただきたいと心から希望するわけでありまして、我々はこれを法律で云々するのはなく、宗教団体の自主的な活動の中にそういう目覚めを期待したい、こんなふうに思います。

○中島眞人君 いろいろな問題を提起させていただきましたけれども、本来的に言えば、宗教といふのは、人が行くべき道を迷つているときにそれに指針を与え、そして困つているときにはその福音を求め、そういうものであるはずの宗教が、今や殺人を起し、そして破防法適用までもというようなそんなことが論議をされ、そしてまた一つには宗教団体が巨大化して政治の場面に強力にぐるみ入ってくる。こういう一つの時代はある面では日本の悲しい時代を迎えているな、そんな思いをいたしてならないわけでございます。

そういう面でも、私も政治の場の中で国民の負託を受けている国会議員でありますから、国民の率直な世論調査にあらわれているそういう気持ちをこれからも大事にしながら一生懸命頑張っていきます。

答弁ありがとうございます。私の質問を終わります。(拍手)

○平井卓志君 本法律案にただ一党だけ反対をしております平成会の平井卓志であります。

質問通告をいたしておりますので、どうか総理、あなたの御見識と常識の範囲内で率直にお答え願えればと。私の持ち時間においては決してかつての野党的ように委員会をとめたり、そういう

御懸念は全くございせんから。
若干切り口を変えまして、さんざん午前中の議論も聞かせていただきました。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

私は、総理とあえて橋本大臣にお聞きしたい。
最近の我が国の現状を見ますと、世界から信頼されておる状態にあると思いいなか、ないと思いいなか、いかがでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) 見方はいろいろあるかと思ひますけれども、私はAPECの会合等を通じて感じますのに、あるいはまた中東等を訪問して感じますのに、日本の国は信頼されておるというふうに思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、総理から御答弁のありましたとおり、先般終わりましたAPECの閣僚会議等における論議、さらには四極通商代表会議等を体験いたします限りにおいて、期待もされ、またそれなりの信頼を受けておると思ひます。

○平井卓志君 これはやはり見方の相違でございまして、必ずしも信頼を受けておる状態にないとしたがって、村山内閣の信頼性について若干のことを申し上げて、御答弁いただきたい。

御案内のように、この内閣の経過を見ますと、竹下内閣から数えましてちょうどあなたで宰相は七人目ですね。このこと自体は何らあなたに私は責任があるとは申し上げてない。しかし、成立の経過を見ますと、若干無理があるなど、七年間で七人というのには一人です。なるほど日本の政治もかなり変革期に入ってきたのかな、こういう感じも持ちました。持ちましたけれども、自民、社会のこの連立、私どももあつと驚きました。しかし、あえて皆さん方が離合集散世の習いとおっしゃればそれまでありますが、どうしても埋めたい亀裂が内閣の中に出てくる、埋めたい亀裂がある。これは左と右とありますと、それは三党合意というものがあつたでしょう。そして皆さん方には何よりも優先する政権の維持、私はそれがすべてに優先していると思うん

です。

じゃ、わかりやすいお話をいたしましょう。昨年六月にこの内閣は発足いたしましたね。一年有半、その中で既に閣僚が三人辞任された。これは御案内のとおりです。お一人お一人のやめられた理由について私は一々あげつらうつもりはない。しかし短期間で憲政史上例を見ないような、こういう閣僚の辞任が続きますと、じゃそろそろ四人目かな。いや、五人目なしとしない。そんな保証はありません。それでは幾ら信頼しろと言つても信頼いたしかねる。

閣僚三人がそれぞれ辞任された理由について、総括的に総理のお考えを拝聴したい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、総理への御質問でありますけれども、辞任されました三人の閣僚それぞれ自由民主党所属の閣僚でありましたので、あえて私からおわびとともに御答弁をさせていただきます。

我が党出身の閣僚三名が辞任いたさなければならぬ事態になりましたのは、それぞれの発言等によりまして国の内外に反響を呼び、あるいは誤解を招くに至りましたことが、これによって国会の審議などに重要な影響を与えること等を心配され、いずれも本人が責任を感じて本人の御判断で辞任をされたものであります。

そして、党としてはその本人の意思を酌み、了解したものであります。いずれにいたしまして、我が党所属の閣僚が任期の中途におきまして辞任をいたさなければならぬことになりましたことは、国会、内閣、さらに国民にも御心配をかけたことでありまして、おわびを申し上げますとともに、今後こうした事態がないように全員が心を引き締めて国政に当たりたいと考えております。この点はおわびをいたします。

○国務大臣(村山富市君) 御指摘がありました三閣僚の辞任につきましては、それぞれ事情があつて本人が辞表を提出してきた、私はそれを受理したんです。その経過のいきさつについては、これは報道等を通じて国民の前に明らかにされてお

る、私はそういうふうに理解をいたしております。

○平井卓志君 もうそうおっしゃれば、あえてすべて総理の責任とは申し上げませんが、一つだけ問題にいたしますと、一番最近やめられた江藤さん、いろいろな御事情があるけれども、私が漏れ承ったところでは、最初はこの方のオフレコ発言に對して、内閣は嚴重注意ということで済まされようとしたのか、済むとお考えになったのか、これはわかりませんが、大体そういうことであつたと思うんです。ところが、外国がテーブルをたたいたか、どういふお声があつたか詳細に存じませんけれども、結局みずからの辞任やむなしに至つた。

これはあえて申し上げれば、内閣運営で今後もずっと出てくる問題なんです。これは、自民党出身の閣僚の方は随分おられますけれども、事は少なくなると、是非善悪は置いておいて、五十年以上昔の話ですよ。そのことをああいふ形で流したマスコミ、マスメディア、このことをあえて、私はわかりませんけれども、すぐに取り上げる、すぐに反応せざるを得ないと。私は、今後の問題について非常に危惧するんです。

なぜかと申し上げれば、これは連立の中で埋めたい亀裂があるんです。やはり理念の違いがある、そう言わざるを得ないんです。だから私から言わしめれば、相当無理があつたために、その亀裂の中で自己の信念を貫きつてもやはり政権の維持に協力しなけりやならぬと、ほとんどの人がその谷間に消えていった人なんです。ですから、一朝一夕に人間の理念、信念が変わるわけないんです。

ですから、私はもうあえて心配とまでは言いませんが、そこにやはり四人目五人目――島村さん、あなたも私の古くからの友人だ。若干もう既に韓国問題でございしたね。それはいいでしょう。どうか十分にお気をつけになっていただかぬと、四人目五人目は冗談抜きにしまして、これは質問はやりませんよ、極端に言えばやつたたびに

閣僚が消えていく、こんなばかなことはないでしょう。総理、一言御感想をどうぞ。

○国務大臣(村山富市君) それぞれ思想・信条は自由ですから、先ほど来お話がありますように。したがって、それぞれ政治家個人として一つの理念、見解を持つておることは尊重すべきだし、当然だと私は思ふんです。しかし、一つの政党というものにまとまつた場合に、政党が決めた方針に従うあるいは守つていくというののも当然かもしれません。まして内閣の一員となつたといった場合に、内閣の方針が決まればその内閣の方針に従うのが当然であつて、その内閣の方針に従えないというのであれば入閣すべきではない、私はそう思つております。

○平井卓志君 あえてもう一言だけ申し上げますと、こういう難しい連立を組みますと連立維持が優先する、三党合意が優先するために、皆さん方が求める国民の利益、国益というのはその枠内においてしか行い得ないんです。そのことを私は心配して申し上げる。しかし、これは幾ら御答弁いたしても若干すれ違いでしょう。腹でそうだとわかつておるとおりだと皆さん方の立場では言えないことはわかつておるんです。

いま一つ申し上げておきます、少し重要課題の順位をお間違えではないかな。先ほどから聞かまして、これは村山内閣、めぐり合わせが悪いのかいいのかわかりませんけれども、最近の事業をずっと見ると、地震といふオウムといい、これは村山さん、何も全部あなたの責任じゃないんです。日米問題、財政問題、これは政治全体の責任です。ですから、政治継続の中でいろいろの事業が噴き出してきたにしても、これはもう今までの政治の積み重ね、政界全体の責任として、当面の対応はすべてどうしてもあなたの責任になってくる。行政の最高責任者というのとはあなたじゃないんです。若干余分なことを申し上げれば、この三党連立の中で結局あなたしかいないんです。だから、どうしても勇断を持つてあらゆる問題に対処していただきたい。

そこで、財政問題も日米関係もすべて含めて、北朝鮮のことはわかりませんが、この世紀末になりまして全部が危険水域に来つつあるなど、こういう危機感を持たれるのかどうか。全部何かおかしくなっているのか。まあそのうち何とかなるだろうとほっておいて何とかなったためしはない。ですから、あらゆる分野で危険だと思われたときにはやはりきっちり対応していただきたい。この情勢認識を誤りますと、日米関係だって、財政の問題だって、金融の問題だって、これは取り返しがつかなくなるんですよ。

今申し上げたことに對する結論を申し上げれば、倫理観の欠如、責任の不明確、これは理屈でございまして、国家も組織も倫理観が欠如して責任の所在が不明確になりますともちませんよ。これは政界全体に言えることであります。何をやっててもこれはもう十分に考えなきゃいかぬ、私はそのように思っております。

若干大蔵省にお聞きします。

いろいろな重要課題を抱えておまして、今の財政、来年の歳入等出ておりますね。歳入歳出不足。どういふ計算になるのか、おっしゃってください。

○国務大臣(武村正義君) もう間もなく十二月を迎えます。そして、恒例ではあります、平成八年度の予算編成作業が山場を迎えるわけでございます。目下作業が進行中でございますが、そんな中で、先般、来年度の予算編成をめぐるいわば歳入歳出の状況、なかなかそのギャップについて率直に現在の把握できている状況を発表させていただきますました。約十兆円を超える歳入歳出ギャップが出そうだとおっしゃいます。もちろん一つは、今年度も経済のこうした状況から、既に予定をいたしております五十三兆六千億という税収見積もりも三兆円前後下回るんじゃないかということでもあります。

そういう前提で来年度を展望いたしますと、今年度の当初の額を下回らざるを得ないという見通しでございますし、これにプラス例の特別減税、

まだ最終方針は決まっておりますが、景気が好転しない場合は来年度も継続するという方針でございまして、これを継続いたしますと二兆円の特例減税がこれに加わります。この歳入問題がございまして。

もっと大きい問題は、このギャップ、昨年は七兆円ぐらいございましたが、あらゆるやりくり算段といえますが、決算調整資金の三兆円余りを利用したり、いろいろな予算の中でやりくり、といったも隠れてやったわけじゃありませんが、全部国会に承認をいただいたわけですから、そういう会計上のやりくりの努力をして七兆円ほど穴埋めをさせていただきます。

それで、もうそういうことが続かないといえますか、そういう知恵がなくなったということもございまして、そういうギャップは依然構造的に続いておりますから、等々の状況を重ね合わせますと、約十兆円を超える大きなギャップが生ずるといふことであります。

私も、景気がこういう状況でございます以上は、来年度の予算編成におきましては、まことに残念でありますけれども、特例公債の発行やむを得ないという認識を持ちながら、しかし一段と厳しく歳出を切り込む姿勢で予算編成にかかってまいりたいと考えております。

○平井卓志君 いま一つだけお聞きしますが、金融システムに対する大変な不安ですね。信用失墜。信用組合のみならず大和銀行までまさかああいう姿になったことは、これは全く想像つきませんよ。このことに対するあなたのお考えを聞きたい。

○国務大臣(武村正義君) 率直に申し上げて、私自身もこの一年、金融不安といえますが、不良債権、金融機関の倒産等のいわば北風にずっと立っていたような感じでございます。

二信組から始まってコスモの破綻、そして夏には木津信用、兵庫銀行の破綻、そして秋は、これは破綻ではございませんが、ニューヨークであつた不祥事が出来をいたしました。

こういう中で、いよいよ年末までには住専問題を中心とした不良債権問題に対する政府のきちんとした解決策をまとめていきたいというふうに思っております。九月決算で、不良債権の額を全金融機関集計をいたしまして三十七兆四千億という数字になりました。六月時点では推計でございしましたが、これが積み上げた数字でございます。

もちろん、大蔵省が定義をしております一定の基準で破綻先債権、延滞債権、そして金利減免債権というものを合算したものでございまして、この数字を見ながら、これをなすだけ早い期間でどう解決していくかということが、金融問題でありまして同時に、日本経済全体にとつても、あるいはこの国の景気の回復にとつても最大の仕事であると思っております。もう既に金融機関は必死で努力を始めています。もう既に金融機関は必死で努力を始めています。もう既に金融機関は必死で努力を始めています。

さういふ状況に對しまして、政府はこれまで何度か景気対策を講じてまいりましたが、特に九月二十日の経済対策において、内需拡大を中心とし、かつその上に不良債権の処理の問題ですとか、あるいは円高対策等の構造対策を講じました。したがって、今の段階ではまだ景気が足踏み状況を呈しておりますけれども、これらの対策の効果によつて来年、年明けには景気回復が始まるものと期待しております。

○平井卓志君 いま一つ、青木労働大臣、あなたにお尋ねしたい。

あなたは労働省の最高責任者だ。今の失業の実態についてどの程度深刻だとお考えですか。

○国務大臣(青木勲次君) お答えいたします。

九月の失業率は三・二％と、統計開始以来最悪の数字であります。それから、今もお話が出ましたけれども、有効求人倍率は〇・六〇倍ということでありまして、昭和六十一年の九月以来最も悪い現状にあると認識をいたしております。

このために、今、経企庁長官も言われましたように、景気循環的なものとそれから構造不況的なものとを兼ね加えまして、今の失業者を何として

景気は一昨年の十月に底を打ちまして、それから回復過程にあるわけですが、大変その回復テンポは緩いものがございます。従来の景気回復と比べまして不景気が長引いている。回復テンポが遅い理由は幾つかございますけれども、一つは循環的な要因で、パブルがはじけてその調整に非常に手間がかかっているということが一つございしますが、もう一つは先生御指摘の構造的な要因があるわけですね。つまり、パブルがはじけて不良債権を銀行が抱え込むようになったということ、それからそれと裏腹の問題でございしますが、消費者あるいは企業家が負債比率が高まったために先行きの行動について大変慎重になったということがございします。それにもう一つ構造的な要因といたしまして、急速な円高がいわゆる空洞化現象を引き起していることだと思ひます。

さういふ状況に對しまして、政府はこれまで何度か景気対策を講じてまいりましたが、特に九月二十日の経済対策において、内需拡大を中心とし、かつその上に不良債権の処理の問題ですとか、あるいは円高対策等の構造対策を講じました。したがって、今の段階ではまだ景気が足踏み状況を呈しておりますけれども、これらの対策の効果によつて来年、年明けには景気回復が始まるものと期待しております。

○平井卓志君 いま一つ、青木労働大臣、あなたにお尋ねしたい。

あなたは労働省の最高責任者だ。今の失業の実態についてどの程度深刻だとお考えですか。

○国務大臣(青木勲次君) お答えいたします。

九月の失業率は三・二％と、統計開始以来最悪の数字であります。それから、今もお話が出ましたけれども、有効求人倍率は〇・六〇倍ということでありまして、昭和六十一年の九月以来最も悪い現状にあると認識をいたしております。

このために、今、経企庁長官も言われましたように、景気循環的なものとそれから構造不況的なものとを兼ね加えまして、今の失業者を何として

○国務大臣(宮崎勇君) お答えいたします。

も早く就職させたいということを重点にしつつ、改正産業雇用安定法に基づきまして失業なき労働移動というようにこともやっておりますけれども、さらに先般の国会で決められましたところの改正中小企業労働力確保法で雇用の創出を図るために全力を注いで頑張りたい、こう思っているところでございます。

○平井卓志君 労働大臣、私が申し上げたいのは、あなたはあなたなりにやっておられるけれども、この失業問題というのは表の率だけ見てもだめなんです。日本の中小企業、総じて企業は内部に非常に無理して抱えている。それがほり出されますときには、これは社会不安を招くんですよ。日本ほどの行政組織の整ったところで社会不安を招きますと、最後はもう人心の荒廃につながるんです。そうなったら取り返しがつかないから、こんな手当てで、日本ほどの経済大国ですから、一兆や二兆つぎ込んでそれがおさまるなら安いものじゃないですか。そういう意味で発想を転換してやっていただきたい、このことを申し上げておきます。答弁は結構です。

外務大臣、あと重要課題として、私は今の宗教法人法よりも重要な課題があるということ一通り申し上げておきます。

それで、外務大臣にお尋ねしたいのは、これももう率直にお答えください。日米関係、あなたは、今どういふふうな水域にある、危険か、従来と変わらないのか、少し悪いのか、先の見通しが暗いのか、若干御意見をください。どうぞ。

○國務大臣(河野洋平君) 日米関係は、両国がこの二国間関係を極めて重要な二国間関係という認識をしております。したがって、この二国間関係にそれぞれ配慮をしながら対応しておりますから、現在でも二国間関係は悪い状況とは私は考えておりません。

しかしながら、それぞれの国がそれぞれの経済問題を抱え、その他いろいろな問題を抱えております。問題を抱えておりますという、時に国内で、例えば民族主義的な意見が台頭するというよ

うなこともございます。あるいは内向きの問題を優先させるべしという議論が顕著になってくることもございます。そういったことを十分気をつけて両国関係というものをきっちりとかみ合せて進めていけばこの二国間関係は悪い状況にはならない、こういうふうには私は見ております。

○平井卓志君 あと総理にも非常に重要な安全保障の問題についてお尋ねしたい。
日米安保が日本の安全の基軸だと、これは今も昔も変わりませんね。ところが、沖縄の不祥事を契機にして、これは基地問題の解決というのはあなただけでなくともだれがやっても大変なんです、非常に難しい。ただ、私が残念なのは、それが一足飛びに基地の縮小、日米安保の変質、こういうふうな短絡するところにもどうも日本の腰の据わり方が若干おかしいんじゃないかと。これはあえて失礼を省みずあなたに申し上げれば、連立という形の中において相当思い切つてあなたの言う日米関係、安保は堅持と言われておりますね。当然ながら自衛隊も容認だ。

しかし、私よく考えてみますと、あなたの歩まれた半生というのは、社会主義政党に籍を置かれてあなたなりに一生懸命やってこられた。これが堅持、容認というのが連立維持、三党合意、それでやっていくというためだけであれば、私からあなたに日本の安全保障の将来について幾ら申し上げても無理なのかなと。

そうではなくて、本心に価値観を同じくするような国はやはりアメリカなんです。どうしてもこの安全保障が基軸になる。むしろ言えば、アメリカが好きか嫌いかじゃないんですよ。日本のある意味の不幸は、近隣諸国に価値観がかなり似たところはほとんどないですね。ロシアから朝鮮半島、中国、あえて全部を言わなくても、日本が一つの先進国として求め得る同盟国は結局アメリカしかなかったと、これはわかりやすい話なんです。

しかし、その基軸にひびが入るようなら、これは一内閣の問題じゃない。総理、そのところ

は慎重に将来の国益を考えてあらゆる局面で御決断をいただきたいと思いますが、どうですか。

○國務大臣(村山富市君) きょうはテレビで放映しているものですが、誤解があるといけないから、この際私も自分の見解を申し上げたいと思っておりますけれども、三党が政策合意をして連立政権をつくっております。これは政権維持のためにつくっておるのではないんですよ。政党というのは国民のために働くためにあるわけですね。したがって、三党でそれぞれの担当者がどういう選択をすることが一番国民の期待にこたえ合意が得られるかというので、それぞれの担当者が真剣に議論してやっているんですよ。そのところはよく理解してもらいたいと思うんです。

そして、その結果として、これは内閣も決断をするし、一体となって実行しておる。やっぱり政治は国民のためにあるわけですから、国民のためにならぬような政治はもう消えていくのは当然なんです。そのために私も一生懸命やっているわけなんです。そのことはひとつ誤解のないように御理解を賜っておきたいと思うんです。

それから、日米関係について、これは社会党もずっと長い間議論をしてきているわけですから、私も、先般の大会でもって政策を変えたんです。そして、自衛隊も認めるし、安保条約も維持していくという方針を決めたわけです。

私は一月に訪米してクリントン大統領と首脳会談をやりましたけれども、そのときにこう申し上げたんですよ。何かおたくの国の新聞、マスコミを見ますと、今度は社会主義者が政権をとった、日本は変わるんじゃないかといって大変誤報があるんですよ。ですからこの際ひつと申し上げておきたいので、はっきり御理解をいただきたいというので私の見解を率直に述べました。そのことについてはクリントン大統領も、よくわかりました、これで結構です。これからひとつ真剣な議論をいたしましよと言つて、議論をして合意を得て、私はその会談を通じて一層日米の信頼関係は深まったというふうに確信をいたしました。

今回、沖縄問題があつて、そしてクリントン大統領が云々ではなくて、APECが日本であることはもう去年から決まっているわけですから、したがってAPECが終わったところでクリントン大統領を国賓として日本にお招きをしたい、こういうことはもう決定しておたわけですね。ところが、たまたまアメリカの国内事情があつて、議会との関係等もあつてクリントン大統領の訪日が取りやめになった。

このことは十四日に私に直接電話がかかってまいりまして、そして大変申しわけないけれどもと言つておわびのあいさつがございましたから、私も、国内事情はよく理解が出来ますと、こういうお話を申し上げたんですね。できるだけ早い機会に訪日をしていただくように期待をいたしております。できるだけ検討させてもらいますと、こういうお話もございました。そのかわりにゴア副大統領を派遣するのでよろしく願います。こういうお話がありましたから、私の方では、副大統領も歓迎いたしますと、こういうあいさつを申し上げて、副大統領と私はAPECが終わった段階で日米の会談をやったんです。

その際にも申し上げたんですけれども、日米安保条約というのは、これは日米関係の安全保障だけではなくて、やっぱりアジア地域全体の安定のためにも非常に役割を果たしておる。同時に、この日米安保条約というのは、これは日米関係、アジア全体を含めて政治的な安定する一つの基盤になっておる。このことについてはもう共通した理解と認識を私は持つておるというふうに思いました。これはもうゴア副大統領とも率直な話をいたしましたけれども、全く合意をいたしました。

その上で、日本にはアメリカの軍事基地があるわけですね。アメリカの軍人が駐留しているわけですね。したがって、この基地が今後どのように円滑に活用されるかということについては、日本国民の理解がなきゃいけないことだし、同時に基地や施設が所在する地域の住民の理解と納得がないとなかなかうまくいかない。したがって、そのため

にこれから大いに力を尽くしていかなきゃならぬ
と思います。ついでには、これだけ国際情勢も変
わったんだし、これからまた変わる可能性もある
し、私どもは何か戦争の原因や紛争の種になる
ようなものは取り除いていって、アジア・太平洋
全体が平和な国になるように一生懸命これからは
協力して努力していく。そういう努力の過程にお
いて情勢が変わってくれば、その情勢の変化に見
合せてあり方というものが検討するのは当然の話
ですから、率直な話をいたしましょうと、こうい
うお話を申し上げたんです。全くそれは同感です
という話になっているわけでありまして。

当面、沖縄基地の問題については、ああいう事
件もございまして沖縄県民の怒りというものはよ
くわかるんですよ。これは私はよくお話を聞きま
したけれども、本土と沖縄の違いというのは、本
土の場合には日米安保条約が締結をされて、日米
協定に基づいて軍事基地が提供されたんです。と
ころが沖縄の場合はそうではなくて、占領から
ずっと続いてきてそのまま基地が使われているん
ですよ。そこにはやっぱり歴史的な由来の違いが
あるんですよ。

私は、そういう沖縄の置かれている現状とい
うものを考えた場合に、いつかも申し上げましたけ
れども、戦前、戦中、戦後を通じて沖縄県民の皆
さんが担ってきた苦悩というものは、それは本土
から考えた場合には知り知れないものがある。そ
ういう沖縄県民の心情というものをしっかりと踏ま
えた上で、これからどうするかという取り組みを
真剣に考えさせていただきたいし、また考えてい
かなきゃならぬというふうには申し上げたんです
よ。これはゴア副大統領にも率直に私は申し上げ
ました。

そのために、今後、特別行動委員会というもの
も設置をして具体的に沖縄の基地の問題をどうす
るかということについて率直な話し合いもさせて
もらいましょうということになって、軌道に乗っ
ていっているわけですから、私は全力を挙げてそ
ういう努力はしなきゃならぬというふうに思っ

いますし、日米安保体制も維持をする、同時に、
その円滑な運用を図って日米両国のために効果的
に活用できるようにするためには、何よりもやっ
ぱり国民の理解と、とりわけ基地周辺の住民の納
得と理解が必要だ、そのために政府は全力を挙げ
て取り組んで誠意を持って尽くす必要があるとい
うふうにご考えておりますから、その点については
誤解のないようにお願い申し上げますと思いま
す。

○平井卓志君 おっしゃる通りに、沖縄県民の心
情を十分にお酌みになって、なおかつ、もうくど
く申しませんが、国益はどこに軸を置くべきか、
日本の国益は何かと、それが結果的には国民の利
益でありますから、これは非常に難しいんです
ね。だからそういうことで、一生懸命おやりにな
っていることは私はわかるんです。一生懸命や
ることと、うまくやって結果がよかったことは必
ずしも一緒じゃないんです。そこはあなたにお
任せしているんだから、あなたが全責任を持っ
ておやりいただくしかない、こう思っております。

こういうふうな問題で自治省に一つだけ伺い
いたしますが、今、衆議院に公職選挙法の一部改
正、これは議員立法であります、これが出てお
る、政治資金規正法も出ておる。この内容、おわ
かりになりますか。自治省どうぞ。

○国務大臣(深谷隆司君) 記号式となっております
すもの、を自署式に変えろ、それから三分の二条項
を変えていこう、そういう形で議員立法でいただ
い衆議院に提出されている法律改正案でありま
す。

○平井卓志君 議員立法という手法をとっており
ますので、あえて皆さん方にこのことは是非善悪
は問いません。しかし、この法律は一昨年通っ
たばかりなんです。通ったばかりでしょう。そう
でしょう。それがなぜ突然として、政党政助成金の
三分の二条項なんというのは当時議論になったん
ですよ。そういうことでありますから、なぜこう
いうふうなものが出たかということをおはあえて

申し上げたい。皆さん方は賛成なさったんでしょ
う。これは朝令暮改なんというもののじゃない。党
利党略じゃないんですよ。

私がこういうことを申し上げているのは、何で
こういうふうな法律を容認するか。全部その
根拠はこの内閣の性格にあるんですよ。違いま
すか。ですから、どこの政党が得るとか、どこ
がぐあいが悪いから意見の内容を交換したとか、
もうあえてこの席では申しませんよ。

もともと、こういう中では、「関係ないよ」と
呼ぶ者あり。いや、これは関係あるんだよ。いい
ですか、こういう問題を今後議論するときには、
皆さん方全部賛成でしょう。私はこれ賛成でき
ないんですよ。そうでしょう。これはつまみ食い
でもないんだ。かつてこの法律案ができたとき
に、私もその経過は全部知っていますよ。これは
国民が戸惑った。しかし若干の期待感も持ったん
ですよ。やらないうちにもう変更ですか。

そういう論理に立ちますと、もう数ええあつた
ら何でもかんでもやりたい放題ということになる
じゃありませんか。それを容認する内閣なら、出
てくる宗教法人法の一部改正、一部改正一部改正
と言いましても都合のいいところのつまみ食いに
なるじゃありませんか。御意見あります。

○国務大臣(深谷隆司君) 最後のところで宗教法
人法の改正に結びつけられましたが、私は論理的
に無理があると思っております。

私たちがこの法律を変えたのは、これは政
府提案で、国会の皆さんの議決を経て変えていた
だいたものでございます。今回出されております
改正案はあくまでも議員立法であります。私たち
政府側が出したものではありません。我々として
しては、国会議員の皆さんの発言を十分に見守り
ながら、国会の決めたことについて政府としては
従っていこう、こういう立場でありますから、誤
解なきように御理解をいただきたい。

○平井卓志君 議員立法であることは百も承知し
ておりますし、この三党の皆さん方が全員反対
だったらこんなの出つこないんですよ。あえてそ

のことを私は申し上げておる。
では、若干宗教法人法に入りましょうか。

総理、先ほど来ずっと政治と宗教の問題につ
いてやりとりがございましたけれども、これは古来
どこの国でもこの議論はなかなか結論が出ない、
難しいんですよ。ですから、そういう意味合いか
ら申し上げます、十月三十一日に衆議院で趣旨説
明が行われた、翌十一月一日に提案理由説明が行
われた、実質審議はわずかと言っているけれども六日間
であった。総理、いかがでしょうか、これで十分に
審議は尽くされたとおっしゃいますか。いやしくも衆
議院は一院ですよ。法は爾々と通ってきた、審議
は十分に尽くされたとお考えなのかどうか、どう
ぞ。

○国務大臣(村山富市君) 今、発言もございま
したけれども、審議日程等については議会で決ま
ることでありまして、皆さん方が話し合いを
して、相談をして運営も決めるわけですから、し
たがって私は、この議会で審議が済まれば、その
審議に対して尊重して応ずる、そして誠意を持っ
てこたえていくという関係にあるわけですから、
私がここで、いや十分だったとかいようなコメン
トをすべき立場にないということについては御理解
を賜りたいと思います。

○平井卓志君 先ほど来、オウムを奇貨としてこ
の問題が提案されたのか、あなたたちはオウムが
きっかけにはなつた、こういうことを言われて
おります。いろいろ聞いておりますと、オウムの
の再発防止というのは国民世論なんですよ。国民
世論の求めるところというものは、世論調査はいろ
んなとり方があります。もうオウムはだめだ、
壊滅しなきゃいかぬ、再発防止だ。このところ
ろはどなたも異論はないんですよ。異論はないけ
れども、よく議論を聞いてみますと、オウム再発防
止の決め手というのはどこからも出てこない。極
端に言ったら、内部資料を若干見ればよいよりま
し程度になつてくる。では、オウム再発防止の決
め手は何ですか。だれもお答えになりません

ね。

そこで、一つお伺いしたいのは、若干出ておりました破防法の問題ですね。これは先般、本会議場で、共産党の諸君は破防法をとらえて憲法違反だと。政府側はどなたも釈明なさらない。これはどうでしょう。これは憲法違反ですか、どうですか。改めて総理からひとつ。

○国務大臣(村山富市君) 合法的に存在している法律ですから、憲法に反する法律というのは存在しないんです。それはそのとおりであります。

○平井卓志君 そうだとしたら、もう一つ質問を変えましょう。

この破防法は適用にどうもしり込みなさる。この法律はあつた方がいいのか、しよせん抜かないならはない方がいいのか。総理、どうでしょう。

○国務大臣(村山富市君) 国会でそれぞれ審議をされて、そして多数で決められ、多数で決められたかどうかは、そのときのことには記憶ありませんけれども、要するに成立しているんですね。成立した法律ですから、したがってそれは存在している法律は尊重して、法を施行するのは政府の責任ですから当然だと思ひます。

○平井卓志君 法務大臣、あなたにもお伺ひしたい。

このオウム事件というのは、検証しますと、一口に言つてどういふ事件だったと理解されていいますか。

○国務大臣(宮澤弘君) 一口に申し上げると言われましてもなかなか難しゅうございますけれども、我が国の憲法的秩序と申しますか民主的秩序というものについて大きな危険を与へるかどうか、こういうことについて慎重な判断を要すべき事件であるというふうにしております。

○平井卓志君 文部大臣、今までずっと衆議院からあなたはやりとりにしてきて、今さらここでなぜつてみてこれは時間が経過しますから。ただ、率直な感じを申し上げますと、どうも行政の自由裁量の幅が大き過ぎるんじゃないか。その

の菌どめのところで議論が行つたり来たりしている。ある見方をすれば、行政の責任で対応できるものを宗教法人法改正の中に全部逃げ込んだんじゃないかと、こういう見方もあるわけですね。文部大臣、どうですか。

○国務大臣(島村宜伸君) 行政のいろいろな行為を行う場合も法律に基づいていたわけでありまして、当然法律の中に不備な点があれば行政はこれと動きがとれません。その意味で、所轄庁の問題とか、あるいは情報開示の問題とか、あるいは活動報告の把握のあり方等について不備な点がある、こういう御認識のもとに宗教法人審議会の報告をいただいたところであります。

○平井卓志君 あなたは審議会の問題をおっしゃいましたが、これはすばり申し上げて、入り口論議から、議事録を出すのさめぬ、やれ会長が一人任されたのさめぬの、いろいろございませうけれども、これは文部大臣のあなた自身で審議会抜きにして提案しようと思つたらできるんじゃないやありませんか。

○国務大臣(島村宜伸君) 確かに、これは必要の付議事項ではございせんから、文部大臣独自でもできることですが、与謝野前大臣が宗教法人審議会に検討をお願いしたのは、宗教法人法といういわば重要な意味合いを持つ、まさに信教の自由、政教分離の原則を維持しつつこれをいろいろ例え改めるといふことになれば、それなりの確かな学識経験者の意見やあるいは宗教法人の実際の代表者の方々の御意見も承つておく必要がある、こういう判断をして御検討をお願い御報告をいただいた、これに基づいていふところでありま

○平井卓志君 そういうおっしゃりをしますと、大臣、委員は十五人ですね。今、その質疑の内容、議事録はともかく、七人の委員の方々がどうしても文部大臣にお会いしたいと。御存じですか。お会いになりましたか。

○国務大臣(島村宜伸君) そのことはよく承知をいたしておりますが、現在、その十五人の宗教法

人審議会の御審議の結果を踏まえて法改正については国会にお諮りしている段階でありますから、私はお目にかかつておりません。

○平井卓志君 先ほど来いろいろ議論を聞いていますと、この改正案の入り口では必ずオウム問題が出てくる、出口のところでは必ず創価学会という話が出てくる。私は不思議に思つて聞いておつたんです。

これは私に言わせたら、民主主義国においては、偶発的なテロ、意図的なこういう一時的な暴力には民主政治そのものは弱いんですよ。これを完全に防止する策は、これはもう正直言つて全体主義国家しかないんです。民主政治は強靱なものだけれども、一時的な暴力に弱い。それを、何かをつくれれば完全に防止できるような錯覚を与えるなり、これはいけないんですね。

ですから、私なんか言わせると、このオウム事件というのは、いろんな見方がございませうけれども、今の社会の中から、いろんな複合された理由の中から麻原教祖の問題も含めて出てきた出てきた結果は、例のサリン事件等を見ますと、これはもう結論から申し上げた国家の統治能力に対する挑戦なんですよ。そういう観点からいへば、破防法の適用を、私は専門家じゃございませぬ、逡巡するのがおかしい。そこを避けて通れば絶対に防止策なんかない。それをあつてとくあ言えばこう言うとなれば、法律改正だけで全部が終わるということになつてしまふんですね。

総理、いかがですか。

○国務大臣(村山富市君) これは、今御審議をいただいておりますこの宗教法人法の改正というのは、オウム真理教のああいう凶悪な犯罪を取り締まるために改正するものじゃないんですよ。これはもう刑法があつて、刑法に基づいて、法と証拠に基づいて厳正に今捜査をやっているわけですから、これは別ですよ。

ただ、このオウム真理教のような事件が起きた、それをきっかけにして宗教法人法というもの

に對する国民の関心が高まつて、そして、先ほど来お話がありますように、世論調査の結果を見ても八〇%以上がやつぱり改正すべきだ、こういう国民の声があるわけですね。

しかも、ここで議論していただきますように、私は、今度の改正案というのはどこから考えても、この程度の改正をすることはむしろ行政に責任を持つ立場としては当然のことではないかと思つて、改正されることによってむしろ宗教法人に対する信頼も高まつていくんではないか、こう考えておりますから、決して悪いものではないというふうに私は思つておりますから、十分ひとつ御審議をいただきたいと思います。

○平井卓志君 総理、改めてお聞きしましょう。あなたの答弁の中で、信教の自由と政教分離の原則を侵すものではないと言われている、そして必要最小限の改正と答弁されてますね。そうだとしたらこれ以上の改正は考えておられない、こういうことでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) 何物も絶対というものは私は存在しないと思つてますね。そういうことから申し上げると、当面考えられる範囲で私どもはやつぱり最小限度の改正は必要だと思ひまして今提案をして御審議をいただいているわけなんです。

しかし、これから世の中がどう変わるかわかりませぬし、時代がどういふふうになつていくかわかりませぬ。そうした情勢の変化に応じて検討していくのはある意味では政府の責任で、当然のことだと思ひますし、また国会の責任でもあると私はそういうふうにして思つてますから、そのように御理解を賜りたいと思ひます。

○平井卓志君 この審議会の会長の三角さんは、読売新聞のインタビューに答へましてこう言つていらんですよ。この改正は宗教法人を監督するものではない、所轄庁が責任を負える改正だと、こういうふうな表現をしているんですね。これなかにか国民はわかりませぬよ。

文部大臣、所轄庁の責任というのは何ですか。

わかりやすく言ってください。

○国務大臣(島村宜伸君) 法律に基づいて、例えば宗教法人に限れば、文部省なら文部省の所轄する法人に対して最大限の責任を行使する、こういうことです。

○平井卓志君 大臣、所轄という言葉、おわかりですか。——じゃ、私から申し上げましょう。

私なりに見てみましたら、所轄とは管轄することとあるんです。管轄とは権限によって支配することとある。

皆さん方の御答弁を聞いてみると、最低限の改正だという答弁の中に一貫して流れているのは、もうマイルドにマイルドに、いやもう心配ないんだと言われているんですが、私は即弾圧とかそういう古色蒼然とした言葉は使いたくないんです。しかし、総理も御無礼ながら社会主義を標榜する政党におられたら、弾圧というのは、歴史を見てみますると、だれもが反対できないような状態の中で初期段階は何となく出てくるんですよ。それを真綿で首を絞めると言う。そうでないとおっしゃるなら、最低限の改正はこれが限界であると御答弁いただけませんか。どうでしょう。

○国務大臣(村山富市君) 戦争中は国家主義というものが柱にあつて、そして治安維持法という法律もあつて、そして思想・信条の自由も基本的人権も認められないという状況の中で弾圧が繰り返されたという歴史の反省に立つて、日本の国は今の憲法をつくって持っているわけですね。その憲法の中では基本的人権というのが保障されているわけですから、したがってそのことを私どもは大事にして、踏まえてこれからのすべてについてやっていく必要があるというのはもう当然の話だと私は思います。

そういう中で、今回の改正案が宗教団体を監督するとかあるいは支配するとかあるいは弾圧するとか、そういう意図がどこから考えたら出てくるのか、私はもう見当がつかないわけで、わからないわけですね。そんなものではなくて、行政としての責任というのは、行政が認証するんですか

ら、認証した限りにおいては、今度のオウムみたいなものが出てきた場合に一体責任をとれたのかと、こう言われれば、いやこれはこういう法律があつてなかなか手が出ないものですからというようになれば、やっぱり責任が問われるじゃないですか。

そんな意味では、憲法で保障されたような宗教活動が世間にも認められるような形で行われているかどうかとかいふようなことの最低必要なのは行政の立場から知っておくことは必要ではないか、これは当然のことだと思います、私は。

そして、しかもそのことは世間の皆さんも、ああ、あの宗教団体はこういう宗教活動をやっているのかと言つてわかるようにすることが社会的な信頼を得ることになるんじゃないかというふうに思いますから、これは行政の立場から考えても、宗教団体の宗教活動の面から考えてもこの程度の法律の改正は当然ではないかと、私はそのように理解をいたしております。

○平井卓志君 もうこれ以上押し問答しませんが、最後に一つ、どなたもおっしゃらぬことを申し上げましょう。

これは、自民党の国会議員の中に、わかりやすい話が、公明党の方々、ひいては学会の方々、過去随分懸念な方がたくさんおられた。違いますか。これは笑い事じゃないんですよ。(「今でもいるよ」と呼ぶ者あり) そうそう。そして、社公民路線というのもありましたね。お互いに同一歩調で、反自民で攻めた。時流れて、今度は自公民というのがあつた。PKO通しましたね。断固粉碎を叫んだ人も今日そこに座っておられる。

特に、私どものかつての指導者であつた田中角栄さん、これは大変仲がよかった。竹下登さんもそうですよ。いろんな意味で仲がよかった。そして、今日見てもみますると、まさかと思つた。私に言わせたら、もう奇想天外ですね。自民が組んだ。かつての盟友、反対政界に回つた。どうも最近、自民党の人氣が思わしくない。こ

れはもう選挙はどうにもならぬなど、どうしても選挙を前提に置いている議論に政党というのはなるんですよ。政党の党利党略は悪いなんて言う人いますが、私は一度も言つたことない。党利党略のない政党は、明治憲政史上存在し得ないんですよ。ただ、そのよつて来るところが常に国益というものから軸足を外してはいかぬということなんです。

議員というのは、これは若干ほかのことを申し上げますと、出てくるときにはそれぞれ立場は違いますよ。違ふけれども、おのれの抱負経緯を問わんとして、国家民族のためと自負して出てくるんですよ。ところが、こういう時代の転換期、公選法も大幅に改正になつた、さあ生き残りをかける、どちらへ行つて残ろうかということでも、もうほかのことは目に入らなくなる。そういうことがこの法律案の底に流れていないか。——ここは笑うところじゃないんですよ。

敵方に回つたら、何とか新進党をやつてやろうと。だれも言いませんよ、そんなことは。昔のこととははおかぶりだ。そして、そのバックで強力に応援しておる創価学会、これを何とかやつける方法はないかと。

党利党略として考えるのは自由であります、が、国の立法権をもつて選挙を有利にしようなどということを考えたら、これは国はおしまいですよ。そのことは、私は特に申し上げておきたいと思う。どうですか、これに対して。

○国務大臣(島村宜伸君) ただいまのお話を伺つておりました。少し感じたことですが、平井先生も私は大変仲のいい先輩と、こう思つて御交誼願つてきている。やはり相手、立場が変わると、そこまで考えが変わるかなと思つていました。

ところで、先ほど来お話がある中で、きょうの一番の主題でありますこの宗教法人法の改正、この問題でぜひ御理解いただきたいのは、何遍も申し上げていることですが、今回の改正点を国民の皆さんがごらんになつて、これが宗教弾圧につながるものかどうか、あるいは先ほど所轄庁があた

かも何か宗教法人の首を押さえつけるような印象のお考えを示されましたけれども、そういう何か可能性を感じるかどうか。これは、むしろ国民の皆さんがテレビをごらんになつていてどう感じるかを伺いたいところであります。

宗教法人審議会の十五人のうち十一名は宗教法人の代表者であるということ、それから効率的ないわば御審議を願うために、その宗教法人審議会が御判断いただいた特別委員会のメンバー八名中五名も宗教法人の代表であるということ、その中でどうして恣意的な、あるいは弾圧につながるようなおかしい改正案が出るかどうか、少なくともその基本となつた報告がまとめられるかどうかを御判断いただきたい。

七名の方のお話も出ましたけれども、その七名の後から異議を唱えておられる方のうちの三名は、整々肅々と特別委員会の審議に加わられた中に入つておられる。そういう方々が、もし御異議があるならば、その時点できちんと意見を言われるべきだつた、私はそう思うがゆゑにあえてお会いしておらない、こういうことでございいます。

○平井卓志君 もう時間がございませぬので、多く言いませんが、これはもう審議会のことを言い始めたなら、あなたにはあなたの言い分があり、審議会の会長は会長の言い分がある。反対党から見たらそれなりの言い分もあるんです。それは堂々めぐりですよ。ただ、私は全く承服できないということを申し上げておきます。

今、一つの例で社公民、自公民、懇意な方、昔の友人について触れましたが、そのところでも御理解いただきたいのは、その当時から公明党には今もきちつと学会という支持母体があつたんです。そんなことは昔も今も変わりはないんです。選挙で助けてもらった人だつていっぱいいるでしょう。

ところが、反対側に回つた、さあ大変だと、何か恐怖に近いものをヒステリックに感じて、そうであるとは言えないのは私はわかつているんで

すよ。わかつているけれども、立場立場によつて、どうしてもここで相手教団、相手政党を締め上げたいというふうな、邪推だとおっしゃるなら邪推と言つていいんですよ、私はもうその危惧がある。

事あるごとに創価学会、それで結びつけようとするのがオウムの問題、非常に意図的なものを感じます。これは答弁は要りません。詳細はまた質問の機会もございます。またじっくりやるそうです。後輩に譲りますけれども。

そこで、どうか軸がぶれないように、文部大臣あなたも言うとおりの、あなたの性格よくわかつておる、軸がぶれないように。参議院は出口なんです。ここで出たら法律案は成立なんです。最後の責任者はあなたなんです。いろんなお気持ちあるでしょう。十分に慎重に国益に立つてひとつお考えください。

終わります。(拍手)
○荒木清寛君 平成会の荒木でございます。

先ほどの議論を聞いておりますと、与党の委員が政教分離に関する政府の解釈をとらえて、三百代言のように同じようなことをずっと言っている、そういうことを言っていました。しかし、時の政府の都合によつて、また与党の都合によつて憲法解釈が変わつてしまふ、もしそんなことがあったのでは大変なことなんです。ですから、まず確認をしておきます。先ほどの議論を聞いておられます、宗教団体が選挙運動をする、何かそのこと自体が問題であるというふうな趣旨の質問が続いているわけです。

そこで確認しますが、宗教団体が政治活動をする、選挙運動をする、これは憲法の政治活動の自由で保障されております。また、その宗教団体が応援をした議員が当選をして例えば大臣になる、あるいは応援をした政党が政権政党になる、そういうことがあつても政教分離原則には違反をしません。その点を改めて確認をしておきます。

○国務大臣(村山富市君) 憲法第二十條で保障さ

れておる信教の自由、政教分離の原則というのは尊重されるべきものだということはたびたび申し上げておりました。思想・信条の自由、言論・出版・結社の自由といったものも基本的な人権として保障されております。

したがって、宗教団体が特定の候補者を推薦する、あるいはみずから立候補する、そして選挙を行う、また応援をするといったような選挙活動は自由でありますし、議員になることも当然だし、同時にまた関係の一人に加わることにも現にあつたわけですから、これは別に憲法に反するものではないということとは明らかだと思います。

○荒木清寛君 今回の冒頭の質問では、佐賀における補欠選挙の宗教団体の活動について質問がありました。

そこで、国家公安委員長に聞きますが、今回の佐賀の補欠選挙において宗教団体が何か公職選挙法の違反を犯した、そういう例はありますかありませんか。

○政府委員(野田健君) 佐賀県警察においては、本年十月二十六日付で警察本部長を長とする参議院佐賀県選出議員補欠選挙違反取締本部を設置し、取り締まりに当たつておるところでございますが、現在までに文書違反四十六件、言論四件、その他三件、合計五十三件の警告を実施しておりますが、違反事件として立件したものはございません。

○荒木清寛君 では、国家公安委員長お帰りでから確認しますが、佐賀においては宗教団体に關しての違反事件は検挙されてない、間違いないですね。

○国務大臣(深谷隆司君) ただいま刑事局長が答弁したとおりであります。

○荒木清寛君 要するに、憲法でも政治活動の自由、選挙運動の自由、宗教団体の自由で保障されているわけですね。また、実際に今回の佐賀の運動においても何の違反もないわけですね。そのことを、あんな大きな写真を持ってきて何か問題があ

るように質問をする、私は非常にそれは見識がないというふうに思います。

次に、先ほどなたか大臣のお話で、冷静に考えればどなたも賛成するような法案だということに言いましたが、じゃ総理にお聞きします。

今回の改正案につきまして、多くの宗教団体から反対あるいは慎重に審議をせよ、そういう意見表明がされていることは知っていますね。

○国務大臣(村山富市君) 宗教団体の皆さんから幾つかそういう反対意見があるということについては承知をいたしております。

とりわけ地方の小さな、そう言つては失礼ですがけれども、お寺とかそれからお宮とかというところなどは、それはもう帳簿をつける人もいないし一人だけのお宮をお守りしているというところの皆さんは、そんなこと言われたらつて私どもは会計出納簿をつけるわけじゃない、それは困つたなというふうな声は聞いたことがありますから、そういう点は十分配慮しなきゃならぬというふうにおつております。

○荒木清寛君 書類をつくるのが面倒くさいと、そんな反対論じゃないんです。私はきょう、京都のあるお寺さんから、「宗教法人法改正問題についての声明」、これのコピーをちょうだいいたしました。これはどういうことかといいますと、今回の改正案は信教の自由と政教分離原則を損なう内容である、そういうことで学者の飯坂良明先生を初め五人の先生方が呼びかけ人となりまして広く宗教団体の賛同を求めている。その文書のコピーをいただいていたわけですね。もう多くの宗教団体から賛同があり、きょうの夕方、官邸に総理あてに声明に賛同する申し入れをする、あるいは文部省にも文部大臣あてに、反対、もっと慎重にやれと、そういう声明文を提出されるというふうにおつておられるわけですね。

そこで、きょうのことですから総理は御案内でないと思いますが、私からその賛同が寄せられている声明の概要をここでせつぱくですから御紹介いたします。これは、

憲法に保障されている信教の自由と政教分離の原則を損ない自由と民主主義を危うくするものとして、重大な危惧と疑問を表明するものであります。

そういうことで始まつておられるわけですね。いろいろ書かれています。

改正の動機について、オウム真理教の犯罪は特異な刑事事件であり、基本的に宗教法人法の問題ではなく、その改正によつて防止し得るようなものではないと断言。だつたらなぜ急ぐのかということをおつておられるんです。あるいは、政府・与党の有力者が今回の改正について、特定教団の抑制をねらつたものと、公然と語つておられることも重大な問題です。

というふうにおつておられます。後で見てください。

また、今回の改正手続については、宗教法人審議会の十五人の委員のうち七人までが、いまだ同意は形成されてないといふ主張しているのに、一方的に審議を打ち切り、会長に一任されたものとして、行政側の提出したとおりの報告書が作成されたのは、どう考えても納得のいくものではありません。

とおつておられます。

また、改正の内容についても個々に危惧を抱いておられます。所轄の問題については、財務報告・開示義務、および所轄庁の質問権と相まって、宗教全般に対する国家の恒常的な監視体制が確立されるということになります。このような管理体制は、過去の国家による宗教への差別や弾圧の歴史を繰り返さないよう、憲法に規定された信教の自由とは、本質的に相容れないものであります。

あるいは、経理の適正化、透明性の確保に関しては、現行法のもとでも厳しい税務調査を受けており、収益事業を行う法人は公益会計を含めた税務申告を行つております。今回の改正案では、法人の規模によつて報告義務を免除することになつ

ておりますが、本来、内心の価値にかかわる宗教を、規模によって差別扱いすること自体にも重大な疑義があります。

最後に、信者その他の利害関係人のことについても、範囲もあいまいなままに備えつけ帳簿の閲覧請求権を認めることは、法人経理の透明化に資するよりも、宗教教団に無用な混乱を生じさせるおそれの方が大きいものと思われ、ということです。

総理、先ほど何か小さい宗教団体が事務が煩雑になるから反対である、そんなレベルじゃないんです、これは。多くの宗教界の方が、要するに宗教の自由を侵害する、そういう危惧を抱いて反対している、あるいは慎重論を唱えているんです。承知していますか、そういうことは。そんなとい

いますか、単にそういう小さな神社やお寺の事務の問題だけですか、反対されているのは。
○国務大臣(村山富市君) 今、御指摘のあったような立場から反対の意見があるということは、この委員会でも皆さん方からそういう意見は十分聞いていますから、これは衆議院の委員会の審議の中でも新進党の皆さんからはそういう点で厳しく追及がなされていますから、そういう意見もあるんだなということとはよく承知いたしております。だけれども、私は今度の改正案がそういう意味で宗教の自由を侵すようなものになっているのかどうかということをよく考えていただければわかんと思うんです。

これは何度も申し上げますけれども、今度の改正案というのは四つぐらいの中身があると思

います。
例えば所轄庁を、都道府県から広域にわたるような都道府県にまたがって宗教活動を行っているような団体なり法人の扱いは管轄する責任の立場から文部省に移した方がいいのではないかというのは、先ほど来いろんな事例を挙げて話がありましたが、あれも、ある意味では当然なことではないかと思

います。
それから、透明性を高めて民主的な運営をして

いただくというのは、これは宗教法人といえども公益法人という立場がある以上は当然なことだと思

いますから、それは信者の皆さんがこういう会計はどうなっているのか知りたい、こうした場合に正当な理由があつて認められればそれは閲覧をさせるというのものは当然な話だと思

います。
それからまた、例えばこの八十条やら八十一条に基づいて宗教法人が正当な宗教活動をやっているかどうかという点についても、現行法ではそれを知る手段がないんですから、したがってそういう点も行政の責任としてある程度知っておく必要があるという点についてはある意味では当然なことではないか。
だから私は、何度も申し上げますけれども、行政の責任として所轄するそれぞれの立場から、責任の持てるようなものにきちっとしておく必要があるし、同時にそのことは、またその反面、宗教団体から申し上げても社会的な信頼を得ることになるんじゃないか。ある意味では公明性を高めて、そして民主的に運営していただくというのが当然ではないかというふうに思

います。
○荒木清寛君 私そんなことを聞いたのではあ

りません。
一つだけ言っておきますと、行政の責任と言いますけれども、所轄庁の責任というのは法に基づいて適正な認証をする、これが責任なんです。よ。そうじゃないよ」と呼ぶ者あり) そうですよ。犯罪を取り締まるのは捜査当局です。もし宗教団体が何か建築基準法あるいは児童福祉法、そういう法律に違反をすれば、それはその担当の行政がやることなんです。所轄庁の仕事じゃないんです。総理、先ほどのお話で何ですか、答弁が違

うわけですよ、小さな法人のお話だけで。
ところで、カトリック教団の連合体あるいはプロテスタント系の教団の連合体から総理の方に反対という要望書が届いております。また、島村さんのところにも新宗連から反対の意見書、また

近畿宗教連盟からも慎重にという要望書、また京都仏教会からも反対の要望書が行っております。私は、今の答弁はそういう要望書なり意見書をちゃんと読んだ上での答弁とは到底思えないわけ

です。
きょうの声明、申し入れがされるという声明にもあるように、仏教会またキリスト教の諸団体あるいは新宗教あるいは教派連道、そういう方々が広く反対の声を今上げていらっしゃるわけですよ。危機感を持つていらっしゃるわけですよ。皆さん方が反対しているのに対してこんな急に改訂するんですか。どうしてそういう意見を聞かないんですか。なぜそういう宗教界の方の了解を求めた上で改訂をしようということにならない

んですか。
総理と文部大臣から答えてください。

○国務大臣(村山富市君) 私どもは、今度の改正案は十分御審議をいただいて、速やかに成立をいたしたいということをお願いしておるわけなんです。国会の中で審議をされる際に、それは先ほど来お話しをいたしますように、宗教団体の意見を多く聞いて、そしてまた審議をやるべきじゃないかという意見もありますから、これは国会の方でお決めることですから、私どもがとやかく言う筋のものではないというふうに思います。
しかし、こうして反対の皆さんの意見も聞いて、それに対して私どもも答えをして審議して

いるわけですよ。一方的に賛成意見だけ聞いてやっているわけでもないし、これはここで十分御審議を尽くしていただければ、私どもも誠意を持って答えて、そしてこの結論が出るように努力をしていきたいというふうに思っておりますから、そういう点はひとつ誤解のないように御理解を賜りたいと思

うんです。
○国務大臣(島村宜伸君) 荒木委員の御発言、これはテレビを見ている方が誤解されるといけないので少し申し上げますが、何か反対ばかりが非常に多いようにあなたは御発言になりますけれど

も、私のところへも、今の宗教法人法は確かにいろいろ問題がある、したがってこれはきちんと改正して、国民の理解の中で我々は宗教法人としてのきちっとした役目を果たしていきたいという貴重な御意見もたくさんあるんです。

なるほど長い間、昭和二十六年以降、一たん認証したらもう何も我々は内容を知ることができない、いわば全く野放しと言ったら言葉は適当ではないかもしれませんが、少なくともそういう言葉。全く事実の把握のできないような、いわば放置したままの宗教法人に対する所轄では、これは法人格を与えた側に責任がない、こう言われても仕方がないので、今回その改正の内容についてお諮りしたと。

それからもう一つ、大事なことです。から申し上げますが、七人の人が一任の合意形成なしとおっしゃいます、この七人の方々の中で一任にはつきり反対した人はたしか二、三名のはずであります。これは文化庁のその当時現場にいた人たちから何通もそういう報告が国会でなされてるところです。しかもこの七人の方々の中の一人は、御自分が新聞に投書なさった中で、自分もその一任に反対しなかったとはっきり書いていらつしやる。そういうことを含めて正確に御発言いただきたい。

もう一つだけ申し上げます。どうして急いでおっしゃいます、所轄の問題と情報開示の問題、そして活動報告の把握のあり方、これだけの問題に絞って御審議願って、なぜこれがどうして急いと言われるんでしょうか。これを二年も三年も四年もかけてやるのが果たして国民の理解が得られるかどうか、私はそれは逆であると思

うんです。
○荒木清寛君 いや、そんなに私が今読み上げた審議会の部分についての経過が違つて言うのであれば、議事録出したらいじやないですか。

それともう一点、宗教団体を野放しにしたとは何ですか、それは。要するに宗教団体は……(発言する者多し) 野放しと言いましたよ、野放し

と。言いましたよ。宗教団体は危険だから……

○野放しなんて言っていないよ」と呼ぶ者あり）言いましたよ。じゃ、委員長……（発言する者多し）いやいや、野放しと言ったかどうか、私は確認できなかったら質問できません、そんなことは。

○国務大臣（島村宣伸君）野放しという言葉が適当でないかもしれないと、あなたも確かに怒られた。したがって私は、結果的に認証した後は放置したままとこの形は好ましくない、こう言ったんです。

○荒木清寛君 こういうことばかりやっておつても時間がありませんから。そして今の声明書の最後、こう言っていますよ。

現代における宗教の在り方と役割を明確にし、宗教団体の自治能力や自浄能力をより高め、その社会的責任を果たし、国民の豊かな精神文化の醸成と、社会の信頼を確立するために各界に参加を呼びかけ、諸宗教が共に手を携えて幅広い議論のもと、宗教の使命を実現するための具体的方策を練り上げ、これを実施することを提言いたします。

と結ばれているわけですよ。要するに、そういう社会的責任ということはあるから宗教界も連携して自主努力をしますというふうに言っているわけですよ。

これだけじゃないですよ、これだけじゃないです。新宗連の先ほどの文部大臣への意見書、あるいは立正佼成会が表明された見解、先ほども引用されましたが、それでも自主努力をします、自浄努力をしますというふうに言われているんですよ。だったらどうして、宗教界の方が努力をしますと言っているんですから、それを持つことができないんですか。それを待って、なおかつ不十分だというのであれば法改正を議論すればいいじゃないですか。それはもう全く宗教界の方の意見といえますか、心情を踏みにじった改正案の提出ですよ。

総理、どうですか。

○国務大臣（村山富市君）これはさっきから言っていますけれども、きょうはテレビで公開していますから、誤解があるといけませんからこの際申し上げておきたいと思うんですけれども、審議会の議事録の公開というのは、何か出すと困るものがあつて出さないというんじゃないんです。ですから、そこはひとつ誤解のないようにしてくださいよ。（発言する者多し）いいですか、いやいや、それはお互いに紳士的に議論せよといけませんから、だから言うべきことは言わなきゃならぬと思いますからね。ですから、議事録を出すとか何か困るようなものがあつて出さないのではありません、出さないというのを前提にして議論しているものですよ。信義に反するということもありまますから出さないわけですよ。その点はひとつ誤解のないようにお願いいたします。（発言する者多し）ですから、そういうことはひとつ誤解のないようにお願いしたいと思うんですね。

それから、先ほど来言っていますけれども、私どもは何も反対意見の皆さんの意見を聞かないというんじゃないんですよ。いろんな宗教団体の皆さんの反対意見があることも、これはよく承知しています。その反対意見を聞いてみても、なおかつこの程度の最低の改正は必要ではないかというふうに思っていますし、この改正は、先ほど来お話をありますように、八十何%の国民の皆さんもそれは当然だと言つて賛意を表しているわけですから、その国民の気持ちにこたえるのはある意味では政府の責任ではないかというふうに思いますから、誤解のないように御理解を賜りたいと思います。

○荒木清寛君 私は、限られた時間で質問するものですから、聞いたことに端的にお答えいただきたいということを申し上げます。

総理は、今回の法案は信教の自由、また政教分離原則を侵すものではないと繰り返しおっしゃっていますから、それはこの法案の内容をよく知った上での御発言だと思います。だから質問をいた

します。今回の信者その他の利害関係人の宗教法人に対する書類の閲覧請求権のことをございます。

ここで言う信者、信者でもいろいろあるわけですよ。年に一回お参りに行くという方も信者かもしれませんし、あるいはお参りには全然行かないけれども自分のおうちですつとお祈りをしている、そういう信者さんもあるわけですね。では、ここで言う信者というのは何を指すんですか。また、だれがそれを判断するんですか。総理からお答えください。

○国務大臣（島村宣伸君）これを総理から何うのおかしいと思うんです。私から御返事いたします。

信者につきましては、寺院の檀徒やあるいは神社の氏子などのうち、法人と継続的な関係があり、その財産基盤の形成に貢献している者、あるいは総代など法人の管理運営上の地位が規則等で定められている者、そして宗教教師など法人と継続的な雇用関係にある者。

信者以外の利害関係人についても御説明いたしますか。

○荒木清寛君 お願いいたします。

○国務大臣（島村宣伸君）信者以外の利害関係人につきましては、一、債権者や保証人など法人と取引等の契約関係にある者、二、法人の行為により損害をこうむった者、三、包括・被包括関係にある宗教法人等を指すもので考えられております。

○荒木清寛君 ちょっとこの衆議院の答弁と整合性があるかなというふうに思うんですね。

信者かだれかというのは今言われましたけれども、それは私は例示ではないかと思うんですよ。——そうですと言われましたね。例示なんです。——定義そのものじゃないんです。だから、限定的にこういう人はどうですかと、例えば今言いましたように、お参りはしないけれども毎日お祈りしているという方はどうかとか、そういうふうになってきますと非常にその例示では判断できない

わけですね。だから、信者かどうかというのはだれが最終的に判断するんですか、文部大臣。

○国務大臣（島村宣伸君）今、私がその前に申し上げたのはまさに例示で、例えばこういうものが考えられるという一般的な例を申し上げたところですが、この最終的な信者は宗教法人が決めること、こういうふうに判断します。

○荒木清寛君 わかりました。それを言っていただけじゃありません。

そうなりますと、もしも私が信者だから見せてください、あるいは見せませんという紛争になった場合には裁判になるわけですよ。——そうですね。その場合の裁判所の判断基準としても、この宗教法人の判断というものが基準になるわけですね。要するに、宗教法人が信者と認めたかどうかというところで裁判所も判断するわけですね。

○国務大臣（島村宣伸君）私は裁判所の当事者ではありませんから的確にお答えできませんが、少なくとも裁判所がいろんな社会的な背景とか、あるいは原告のそれまでのいろんな活動についての検討をした上で御判断いただくのだらうと思います。

○荒木清寛君 いや、それは違うんじゃないですか。だって、先ほどの一つ前の質問では最終的には宗教法人が判断すると言ったんだから、裁判の基準もそれでしょう。今言ったように、何か活動歴とかそういうことを総合的にということじゃないですよ。違うじゃないですか。

○国務大臣（島村宣伸君）これは必ずしも私の所管ではございませんが、少なくとも宗教法人が決めると言ったのは、宗教法人に信者あるいはその他利害関係人がいわば閲覧権を求めて、それを認める場合には宗教法人が認める場合と、こういうこととですね。

ただし、認めないといつても、その信者の方から信者の方が納得できない、自分は信者である、それなりの貢献をした、ぜひ閲覧をしたい、もしそのトラブルがあるときは、これはまさに司法の手にはゆだねるというところを申し上げている

わけです。

○荒木清寛君 いや、それだったら宗教法人が最終的に決定するんじゃないんです。裁判所が最終的に決定するんだから、(発言する者多し)いや聞いてくださいよ。私はまじめに議論しているんですから聞いてくださいよ。裁判所が最終的に決定するんですから、この裁判の基準として信者の定義がはっきりしてなきゃいけないじゃないですか。それを示してくださいよ。先ほどの例示ですからね。裁判所が判断する場合の信者の基準というのをきちんと定義してくださいよ。そうじゃないと裁判できないじゃないですか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘の判断の基準でございませうけれども、これは大臣からも御答弁申し上げましたように、宗教法人が決めるものでございませう。

もちろん、御承知のように、宗教法人における信者といふのはそれぞれの宗教法人によってさまざま形態があるわけでございませう。そういったものについて、当然のことでございますが、この法律では正当な利益があり、かつ不当な目的でない信者その他の利害関係人に対して閲覧請求を認めているわけでございまして、宗教法人の方でこれを見せるかどうかは決定される。ただし、争いになった場合に、裁判を起された場合には、最終的には裁判所がその点を判断すると思うのは、これは司法制度の建前から当然のことだと思つてございませう。

○荒木清寛君 それでは、改めてお聞きします。ですから、裁判所が信者かどうかを決めるときにはどういふ基準で決めるんですか、それを示してくださいと言っているんです。裁判所がやるんですと言つたつて、基準がなければわからないじゃないですか。それは法律をつくる人が……(発言する者多し)何を言っているんだ、私は弁護士なんだよ。

○委員(佐々木清君) 静粛に願います。
○荒木清寛君 それは裁判所が決めることは当たり前前なんですよ。それは司法権の独立なんです。

よ。しかし、裁判所は法律を解釈して判決するんですから、信者というのであればその定義を法律をつくった人がきちんと示さなければ裁判できないじゃないですか、判決できないじゃないですか。そのことを言っているんです。

○政府委員(小野元之君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、宗教法人が最終的にお決りになるわけでございませうが、信者については、例えば寺院の檀越や神社の氏子などのうち、法人と継続的な関係があつてその財産基礎の形成に貢献している方、それから総代など法人の管理運営上の地位が規則等で定められている方、あるいは宗教の教師などで法人と継続的な雇用関係にある方、一般的にはこういった方が考えられるということをお大臣から御答弁申し上げたところでございませう。

信者以外の利害関係人につきましても、大臣から御答弁申し上げましたように、債権者や保証人など法人と取引等の契約関係にある方、法人の行為により損害をこうむつた方、あるいは包括・被包括の関係にある宗教法人の方、こういった方がここで言う信者あるいは信者以外の利害関係人ということでお示しとして考えられるというものでございませう。

○荒木清寛君 時間がありませんからまた改めて議論したいと思ひますが、利害関係人も今あなたは例示だと思ひましたね。要するに定義はないんですよ。

じゃ、こういう場合どうですか。例えば、信者の家族の方が書類を見たいと言つてきたら、この方は利害関係人ですか。

○政府委員(小野元之君) 個別の事例といたしまして、当該書類を見るにつきて、正当な法律上の利益がありかつ不当な目的でないという条件がかぶつておりますので、そういったものが今おっしゃつた方について該当するかどうかという判断の問題がございませうけれども、ケース・バイ・ケースで判断しなければいけないというふう

○荒木清寛君 いや、私は利害関係人かどうかと聞いたのでして、正当な利益とか不当な目的ということは聞いてないんです。だって、まず利害関係人かどうかで絞りがかかつて、その上で正当な目的があるんですか、不当な目的はないんですかということでしょう。

じゃ、もう少し具体的に言います。
多額の寄附をした元信者が、私は教団の財産の形成に寄与しましたと言つてきた場合には利害関係人ですか。

○国務大臣(島村宜伸君) ですから、それは宗教法人の方で御判断なさるのが基本でしょう。もしそれが両者の間で納得できないときは、またそれは司法の手で御判断いただくことになるんだと思ひます。

○荒木清寛君 いや、要するにそんなことでは困るんですよ。じゃ、具体的にそういう方が来た場合に、宗教法人は見せる義務があるのかあるいは断つてもいいのかというのはわからないじゃないですか。最後に裁判になつて解決すればいいという話じゃないんですよ。

じゃ、もう一つだけ聞きますよ。
例えば、町内会でお祭りの寄附をしていると言つて町内会長さんがその神社に書類を見せてくださいと言ひましたら、これは利害関係人ですか。

○政府委員(小野元之君) 個別の事例でございませうから、その神社の例え氏子なり寺院の檀越総代といったような地位にあるということであればここで言ひます信者に入るといふふうに思われまされども、具体的なケースで個別の、どの程度継続的な関係があるのかとか、そういったことについて具体的な点を勘案した上で判断すべき問題だといふふうに思ひます。

○荒木清寛君 それでは、大臣にお聞きします。今、私はあり得るような三例を出しましたけれども、それははっきりしないわけですよ、利害関係人かどうか。要するに定義がないわけですよ。だから、解釈のしようによつては幾らでも広が

てしまうから、宗教界の方は無用な混乱を生じさせるおそれがあると言つていらっしゃるんじゃないですか。じゃ、この宗教界の方の心配というのは、杞憂というかそういうことですか。利害関係人がはっきりしないんだから、トラブルに巻き込まれる可能性というのは多いんじゃないですか。

○国務大臣(島村宜伸君) 例えば、信者を規定しとおつしやいますけれども、各宗教団体、まさにさまざまな特性や慣習をお持ちですから、これを一々規定するということは現実には困難であります。そして、もし徹底的にその内容を究明してその規定をするまでに踏み込むとなると、今度は逆に信教の自由を侵すということになります。

○荒木清寛君 要するに、議論させていただきましてわかつたことは、信者その他の利害関係人ということがはっきりしたわけですよ。

私どもの方には、暴力団の間で、宗教法人法の改正は暴力団で断ち切られた資金源を回復させることになる大変喜んでるという情報も寄せられています。いろんなことが考えられますけれども、にせ信者とか総会屋のような人、あるいは暴力団等による閲覧請求の乱用ということは、この法律で本当に防げますか、大臣。

○国務大臣(深谷隆司君) 国家公安委員会委員長としてお答えしますが、今度の法律改正によつて暴力団が喜んでるという情報は、どこから出されたかわかりませんが、我々の手元にはございませう。

また、例えば株主総会で総会屋が暗躍するような場合、刑法に触れるような状況があれば断固我々が取り締まることは当然のことです。○荒木清寛君 私は文部大臣に聞いたわけですが、今のお話は商法のいわゆる総会屋といふのが、商法には株主の会計帳簿閲覧権というのがあります。これは単なる利害関係人では見ることができないんです。株主でなければ見られないんです。しかも、一株株主じゃだめなんです。百

分の三という大株主です、これは。そういうたくさん株を持っていないと見せてもらえない。しかも、商法二百九十三条ノ七で、どういふ場合に会社は閲覧請求を拒否してもいいのか、その具体的に書いてあるわけです。要するに、もうそこまです、単なる株主ではだめです、あるいは閲覧拒否をできる場合もこういう場合ですというように書いてあるわけですね。それでもトラブルが発生しているわけですよ。

文部大臣、笑っている場合じゃなくて、この法律で本当にそういう乱用事例、宗教界の方が心配するような乱用事例というのは起こりませんか。

○国務大臣(島村宣伸君) 今回の改正案の基本は、基本というかそのもととなっておりますのは報告なんです。この宗教法人審議会の御報告は、御承知のように五つの宗教団体から選ばれた宗教法人の関係者十一名と学識経験者四名で、しかも十三回も会議が持たれてまとめられている話なんです。だから、閲覧権についても危惧するものや危険があるんだとすれば、どうしてそういう方たちが整々肅々とこの結論を出されたんでしょうか。むしろその辺からお考えいただくべきだと思います。

○荒木清寛君 いや、そういう御答弁はおかしいんじゃないですか。国会で議論しているんですから、大臣自身が、いやこの法律はこうなっているから大丈夫ですよというふうに言わなきゃだめじゃないですか。審議会が言っているんだからそうだとされたんじや、私は議論のしようがないじゃないですか。議論にならないじゃないですか。(発言する者あり) いやいや、ちょっと待ってくださいよ。

じゃ、お聞きしますよ。正当な目的がなければいけない、あるいは不当な目的があつては閲覧できないというふうになってますね。恐らくこれは乱用を防ぐためにこういう一つの制限といひますか、要件を設けたと思うんですよ。しかし、こんなことで本当にそういう心配はないんですか。

か。

だって実際に、ほかに情報を売るために見せてくださいとか、あるいは誹謗中傷するために使いますなんて言つて見に来る人はいないわけですか、わからないじゃないですか。だから、正当な利益とか不当な目的とか言われたつて、これじゃそういうほかの目的を持つて見ようという人を防ぐなんというところは実際できないんですよ。どうしようか、大臣。

○国務大臣(島村宣伸君) 詳しくはこの内容、経過を全部承知している小野次長から答弁をいたさせますが、少なくとも今回の法案は宗教法人審議会のいわば御報告を踏まえて、これをゆがめてつくつたものではないということをや御理解いただきたい。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のように、正当な利益があるということと、それから不当な目的でないというこの二つの条件をかぶせておりますのは、いわゆる総会屋とか一株株主のような形で宗教法人を害する目的の方がいたずらに閲覧を求めるといふことで混乱があつてはいけないということから、そういう規定を設けているわけでございます。

その場合に、個別の書類、例えば財産目録でございますと収支計算書でございますとか、これは宗教法人の事務所に備えつけ義務のある書類の一部でございますけれども、そういう備えつけ書類というのは、そもそもそういう信者その他の利害関係人の閲覧に供するといふことがある程度前提の考え方としてあるわけでございます。そういうもののに対して正当な利益があり、ではなぜ財産目録を見る必要があるのかといふことを宗教法人の側がお尋ねになつて、そしてこれを何にお使いになるんですかといふことで不当な目的に使われることがある程度わかるということもあり得るわけでございます。

いずれにいたしましても、そういう書類を見せろといふことでございしたら、それに対して宗教法人の側で正当な利益があるかどうか、ある

いは不当な目的でないかどうか等をじっくり考えられて対応されれば、それが宗教法人の決定になるわけでございますから、大きな混乱は起きないものというふうにご考慮しておるところでございます。

○委員長(佐々木満君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、宗教法人法の早期改正に関する請願(第五八号)

第五八号 平成七年十月十六日受理

宗教法人法の早期改正に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 山本

秀久

紹介議員 守住 有信君

宗教法人オウム真理教団の残虐な事件が司法当局の手によつて一つ一つ明らかにされつつある。オウム犯罪の原点とも言われる坂本弁護士一家三人の失踪(その事件は、やはりオウム教団幹部によつて殺害の後、新潟、富山、長野三県の険しい山中に別々に埋められ、遺体となつて発見されるという極めて非人道的な悲しい結末となつた。坂谷さん殺害、松本・地下鉄阿サリン事件などオウム教団の一連の犯罪もやがて全容が明らかにされるものと思われる。平気で人を殺す、こうしたオウム教団の良心のかけらもない犯罪に国民はがく然とし、今やカルト集団の厳しい取締りと宗教法人への法的優遇措置等を問う世論が日増しに高まっている。憲法で保障された信教の自由は、だれしも尊重されなければならないが、オウム教団のような宗教団体の趣旨を逸脱した法人に対しては、厳格な法の適用が強く望まれる。ついては、こうした犯罪を未然に防止するため、今国会において宗教法人法改正案が早期に成立するようにされたい。

平成七年十二月十一日印刷

平成七年十二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局